令和６年　第１回定例会

屋久島町議会会議録

令和６年３月７日 開会
令和６年３月21日 閉会

屋 久 島 町 議 会

令和六年　第一回定例会
屋久島町議会会議録

令和６年第１回屋久島町議会定例会会期日程

自３月７日・至３月21日（15日間）

月　　日	曜	会議別	日　　程
３月７日	木	本会議	○開　　会
８日	金	本会議	○一般質問
９日	㊏	休　会	
10日	㊐	休　会	
11日	月	本会議	○一般質問
12日	火	休　会	
13日	水	委員会	○各常任委員会
14日	木	委員会	○各常任委員会
15日	金	休　会	
16日	㊏	休　会	
17日	㊐	休　会	
18日	月	休　会	
19日	火	休　会	
20日	㊌	休　会	
21日	木	本会議	○最終本会議

令和６年第１回屋久島町議会定例会

第　　１　　日

令和６年３月７日

令和６年第１回屋久島町議会定例会議事日程（第１号）

令和６年３月７日（木曜日）午前10時開議

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　諸般の報告

○日程第４　行政報告

○日程第５　承認第１号　損害賠償の額を定めることに伴う専決処分事項報告承認について

○日程第６　議案第１号　令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

○日程第７　議案第２号　令和５年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第４号）について

○日程第８　議案第３号　令和５年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第９　議案第４号　令和５年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第10　議案第５号　令和５年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第11　議案第６号　令和５年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第12　議案第７号　令和５年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第13　議案第８号　令和５年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

○日程第14　議案第９号　令和５年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

○日程第15　議案第10号　財産の取得について

○日程第16　施政方針説明

○日程第17　議案第11号　屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定について

○日程第18　議案第12号　屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について

○日程第19　議案第13号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○日程第20　議案第14号　屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○日程第21　議案第15号　屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正に

ついて

○日程第22　議案第16号　屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○日程第23　議案第17号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第24　議案第18号　屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正について

○日程第25　議案第19号　屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

○日程第26　議案第20号　屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○日程第27　議案第21号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

○日程第28　議案第22号　屋久島町営旭牧場条例の一部改正について

○日程第29　議案第23号　屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について

○日程第30　議案第24号　屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について

○日程第31　議案第25号　屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

○日程第32　議案第26号　屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について

○日程第33　議案第27号　屋久島町教育支援委員会条例の一部改正について

○日程第34　議案第28号　屋久島町給水条例の一部改正について

○日程第35　議案第29号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○日程第36　議案第30号　令和６年度屋久島町一般会計予算について

○日程第37　議案第31号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

○日程第38　議案第32号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

○日程第39　議案第33号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

○日程第40　議案第34号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

○日程第41　議案第35号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

○日程第42　議案第36号　令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

○日程第43　議案第37号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○日程第44　議案第38号　令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

○日程第45　議案第39号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○日程第46　令和６年請願第１号　児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願書

○日程第47　令和６年陳情第２号　川内原発の20年延長に関する陳情書

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１５名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩　君	３番	小　脇　淳智郎　君
４番	中　馬　慎一郎　君	５番	眞　邉　真　紀　君
６番	相　良　健一郎　君	７番	岩　山　鶴　美　君
８番	渡　邊　千　護　君	９番	榎　　光　徳　君
１０番	緒　方　健　太　君	１１番	高　橋　義　友　君
１２番	日　髙　好　作　君	１３番	岩　川　俊　広　君
１４番	渡　邉　博　之　君	１５番	大　角　利　成　君
１６番	石田尾　茂　樹　君		

１．欠席議員（１名）

２番　内　田　正　喜　君

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久　君	議事調査係長	岩　川　さほり　君
議事調査係	小　池　祐　士　君		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治　君	教育長	塩　川　文　博　君
副町長	日　髙　　豊　君	会計課長兼会計管理者	塚　田　美　恵　君
総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長	岩　川　茂　隆　君	政策推進課長	三　角　謙　二　君
観光まちづくり課長	泊　　光　秀　君	町民課長兼地域住民課長	鶴　田　洋　治　君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日　髙　孝　之　君	健康長寿課長	塚　田　賢　次　君
生活環境課長	計　屋　正　人　君	産業振興課長	松　田　賢　一　君
建設課長	日　髙　　望　君	電気課長	内　田　康　法　君
教育総務課長	長　　美佐子　君	社会教育課長	泊　　竜　二　君
監査委員事務局長	中　村　一　久　君		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

本日の会議に、欠席届が出ております。内田正喜議員です。親族の不幸のためです。

ただいまから、令和６年第１回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、緒方健太君、11番、高橋義友君を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から３月21日までの15日間とすることに決定しました。

△　日程第３　諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第３、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△　日程第４　行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第４、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和６年第１回屋久島町議会定例会の開会に当たり、令和５年第４回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

まず始めに、能登半島地震によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、厳しい寒さの中、耐えがたい悲しみと喪失感にやり場のない気持ちで避難所生活を送られている方々が少しでも早く安心した生活を送ることができますよう、心から祈念いたします。

なお、本町といたしましては、社会福祉協議会を通じた義援金の募集を行うとともに、わずかですが縄文水を支援品として送付することを石川県に申し出ているところです。

次に、ふるさとを想う二十歳の集いについて報告いたします。

１月３日にふるさとを想う二十歳の集いを開催いたしましたところ、100名が再会を喜び合い、ふるさと屋久島のよさを確認し合ったとのことです。これからを担う若者のますますの活躍を期待しております。

次に、消防出初め式について報告いたします。

１月６日、消防出初め式を開催したところ、あいにくの雨により市中パレード等を中止し、安房の総合センターにおいて消防庁長官表彰のほか、長年にわたる消防活動に対する各種表彰伝達等の式典を行いました。能登半島地震においては地元消防団員による避難誘導や救助活動等の活動が高く評価されており、本町消防団においても昨年の台風停滞の長期化や発生が多かった消火活動等に対して、改めて敬意を表するところです。

次にオスプレイ事故に係る捜索活動について報告いたします。

昨年11月に屋久島沖合で発生した米軍機オスプレイ事故に係る捜索活動は、残念ながら被災された全員を発見するに至らないまま、１月12日をもってその活動が終了しました。これに伴い１月18日に防衛省松本政務官がお越しいただいた際、オスプレイの事故が二度と発生することがないよう米軍への要請、今回の事故原因と事故現場等の環境影響調査についての情報提供について大臣宛てに要望書を手渡したところです。

事故発生の不安や捜索活動の物々しさ等で町民の皆様には御心配をおかけしましたが、これまでに経験のない事案ながらも地元自治体として国や米軍に対し、主張すべきことは主張し、連携したことで二次的な事故が起きることなく無事に収束したことに安堵したところです。

次に、鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練について報告いたします。

１月21日に武力攻撃予測事態に想定した島外脱出の訓練が行われました。当日は徳洲

会病院、縄文の郷に御協力を得て、自力での移動が困難な患者等の移送等訓練が行われましたが、口永良部島での訓練や多くの町民が参加する訓練は実施できませんでした。

このほか、県庁では民間船舶や飛行機での島外脱出のための支援要請手続や熊本県への避難者の受入れ訓練なども行われ、町主導だけでは実施できない貴重な訓練が行われたところです。

また、想定外事案の対応や訓練を通じて、確認された課題や改善点を含め、国が結果報告書を取りまとめ中であり、報告があり次第、集落と共有し、これからの訓練に生かしていきたいと考えております。

次に、屋久島ヒルクライム、サイクリング屋久島について報告いたします。

２月17日と18日に４年ぶりに開催したところ、天候に恵まれ、延べ213名の参加者に春の屋久島の自然を満喫いただきました。運営形態の変更がありましたが、安田大サーカスの団長の運営参加のほか、各エイドでのおもてなし、沿道からの声援、関係機関の協力体制により、大きな事故もなく盛会に実施できました。改めて感謝申し上げます。

次に、住民訴訟の経過について報告いたします。

令和２年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟の控訴審については、令和５年12月13日と令和６年１月31日に口頭弁論が行われ、裁判所から釈明を求められた監査請求期間の位置づけについて陳述は認められたものの、予定していた結審までには至らず、２件の最高裁判所判例と本件の関係性の主張と被訴訟人による町長らの違法行為の追加主張が求められ、５月15日に第３回目の口頭弁論期日が設定されたところです。

続いて、長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償と請求訴訟については、12月５日の口頭弁論が１月15日にウェブでの書面準備手続として実施され、訴状の認否のほか、違法とされる過重労働はなかったこと、町が命令した業務と死因に関連性は認められない等を書面陳述し、次回期日を３月18日、13時30分に設定されたところです。

町長交際費に係る違法確認と損害賠償を求める住民訴訟は、３月５日に判決言い渡しが行われ、一部は監査請求期間を徒過した不適法な訴えとして却下、適法請求部分については請求に理由がなく棄却の結果となりました。

町の主張が認められ、安心したとともに、今後は、相手方、内容、金額をより慎重に検討して支出したいと考えているところです。

以上で簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△　日程第５　承認第１号　損害賠償の額を定めることに伴う専

決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第５、承認第１号、損害賠償の額を定めることに伴う専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和６年第１回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案１件、補正予算案９件、契約案１件、その他の案件２件、条例案17件、当初予算案10件の計40件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、損害賠償の額を定めることに伴う専決処分事項報告承認につきましては、公用車による接触事故により、相手方車両の修理を行ったところ、未払い期間が長期となったことから、適切に支払い手続きを行うため、損害賠償の額を58万841円に定めることを専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○１２番（日髙好作君）

先日、これについては質疑したんですが、当時の配置図をお願いしてもらいました。この参考という、この部分で、ただ、事故の発生について、簡単に述べていますけど、どうしてこういうことが発生したのか、そこら辺の原因究明といいますか、たびたび公用車の事故というのは議会に出てくるわけですけど、これが職員皆さんでどのように共有されて、再発防止に向けて対応しているのかというところが少し足りないのではないかなという気がいたします。これメートルというか距離とか書いてないものですから、どのようなあれでなったのか分かりませんけど、そもそもここに駐車すべき場所なのか。

また、この入ってこの中での方向転換というのはできないのか。ちょっと私も現場というか、距離的な感覚がないですけど、そういったものも含めて、改善策というのが私はこの議案には出てくるべきだと思います。こういうことで出ましたと、今後の対応としては、こういうことは原因と考えられますから、このように対応して、総務課あたりでやっぱり全職員へのこういうことのない再発防止に向けた何かそういったもの今全職員にあれパソコンで見られるんじゃないですか。そういったものも利用して、やっぱり発生した時点で、共有して再発防ぐというのは、何かそういうことがちょっと足りない

のではないかなというふうな気がするんですけど、その辺についてお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

再発防止に関しましては、これまで公用車の物損事故等があった場合は、本人の顛末を書かした上で、所属長の意見を付して懲罰委員会に一応かけております。交通違反等の重大な過失があれば重大な処分が下りますが、一応口頭での訓告なりの処分をしております。

その他、公用車を運転する際には、特に集中管理の公用車であれば総務課の方で鍵を借りに来てアルコールチェッカーを使いますので、その際に終わった後には安全運転管理者なり総務課長が決裁をして、印鑑を押して返すようにしています。

そういうところで、常日頃からもし物損で傷をつけた場合には報告をしてくれということでは言っておりますが再発防止になりますと、どうしても気をつけて運転をしてほしいという交通法規を守ってほしいということしかありませんので、交通安全週間等については職員に周知するとともに、今後、公用車の運転について十分気をつけるように改めて周知をしていきたいと思います。

○１２番（日髙好作君）

当然そのようには行われているのはあれですけど、やはり、１件１件のなぜこういう事態になったのかということまでを含めて職員に周知徹底しないと、それぞれ色んな公用車の事故というのはそのときの状況が違うと思うんです。今回は、こういうことによって発生した。だからこういう点で今後気をつけてくれと、そこまでやっぱりしないと、なかなかたびたびまたこういうのが出てくるんじゃないかなという、それを要望いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありますか。

○１４番（渡邉博之君）

電話は申し訳ありませんでした。私も、戒告か訓告か相当するかもしれませんが、今日いただいた資料関連してですけれども、令和２年から４年までの間のいわゆる職員の失敗というか、そういうものが出されてきておりますが、大変多いなという感じがします。本人の認識不足あるいは無知、知らなかったというケースもあると思うんですけれども、やはり、この緩みを感じてしまうんです。それで、これをやっぱりなくしていくという努力は今あったように必要だというふうに思います。その点で町長の思い、指導について、どう思っていらっしゃるか。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邉議員、この承認第１号の損害賠償の額を定めるこの専決処分事項承認報告についての質疑。

○１４番（渡邉博之君）

関連します。

○議長（石田尾茂樹君）

関連じゃないですよ。

○１４番（渡邉博之君）

同様の部分がこの中にあるので。

○議長（石田尾茂樹君）

という質疑なんですね。

○１４番（渡邉博之君）

そうです。はい、関連。

○町長（荒木耕治君）

注意をする、それは運転技量というのは個人の差がありますけれども、それは色々あると思いますけれども、私はとにかく公用車でも自分の車と同じように思って気をつけて乗りなさいよということは、全体で言いますけど、そういうところではそういうふうに言いますけど、自分の物だったら色々やっぱり気をつけてちゃんと乗るんじゃない、ちょっと緩みがあるんじゃないのという話は、また改めて、そういう話をきちんと、これは個人個人で乗っていくわけですから、そういうものを含めて指導をしていきたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

博之議員、この懲罰委員会の資料は真紀さんが一般質問に対する参考資料ということでお配りしています。このことについての質問はできません。

○１４番（渡邉博之君）

そうなの。ごめん。

○議長（石田尾茂樹君）

損害賠償の専決処分事項承認についての質問です。

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第１号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、承認第１号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

承認第１号、損害賠償の額を定めることに伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから、承認第１号、損害賠償の額を定めることに伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本件は、承認することに決定しました。

△　日程第６　議案第１号　令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について

△　日程第７　議案第２号　令和５年度屋久島町上下水道事業特別会計補正予算（第４号）について

△　日程第８　議案第３号　令和５年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第９　議案第４号　令和５年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第10　議案第５号　令和５年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第11　議案第６号　令和５年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第12　議案第７号　令和５年度屋久島町診療所事業特別

会計補正予算（第２号）について

△　日程第13　議案第８号　令和５年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

△　日程第14　議案第９号　令和５年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について

△　日程第15　議案第10号　財産の取得について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第６、議案第１号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）についてから、日程第15、議案第10号、財産の取得についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第１号から議案第10号までについて御説明いたします。

議案第１号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）につきましては、主に歳出予算の執行状況に応じた減額を地方交付税、寄附金、基金繰入金、基金積立金等で調整したことにより、予算総額には増減はなく131億6,775万4,000円とするものであります。

目的別予算につきましては、議会費では費用弁償の減額などを、総務費ではオスプレイ事故捜索活動に要した時間外手当、航空の運賃低廉化事業負担金、ふるさと納税にかかる手数料、だいすき基金、町債管理基金、公共施設整備基金の積立金の増額を、民生費では後期高齢者医療広域連合負担金、子供教育保育給費を追加する一方、重度心身障害者医療費助成金、国保、介護、後期高齢者医療特別会計繰出金、放課後児童健全育成事業委託、児童入所施設設置費、児童手当の減額など、衛生費では医薬材料費、各種予防接種委託料、電気事業者等導入促進補助金、上水道・簡易水道特別会計繰出金、ワクチン接種業務委託、旧焼却場整備事業委託、ごみ焼却施設各委託業務、小型合併処理浄化槽補助金、ごみ処理施設整備工事管理委託などの減額を、農林水産業費では町営牧場飼料費を追加する一方、輸送コスト支援事業補助金、鳥獣被害対策実践事業補助金、水産基盤機能保全事業測量設計委託の減額などを、商工費では広告料、滞在型旅行商品造成等補助金、観光施設工事請負費の減額などを、土木費では湯泊長瀬戸線工事請負費を増額する一方、県営道路事業費負担金、河川測量設計委託、県営港湾事業負担金の減額などを、消防費では高規格救急自動車の執行残、熊毛地区消防組合負担金、消防団員報酬の減額などを、教育費では人件費の減額などを、災害復旧費では重機借上げ料の減額などを予算計上いたしました。

合わせて49事業の明許繰越と16経費の後年度への債務負担行為補正、地方債限度額の

補正を行うものであります。

議案第２号、令和５年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、収益的収入及び支出において、社会保険料の減額などにより、水道事業収益を55万1,000円減額し、予算の総額を４億7,323万1,000円、人件費、排水機等清掃委託、浄水料、電気料の減額などにより水道事業費用を765万7,000円減額し、予算の総額を４億2,014万円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、一般会計補助金の減額などにより、資本的収入を510万6,000円減額し、予算の総額を３億4,929万1,000円、設備更新、人件費の不用額減額などにより資本的支出を12万7,000円減額し、予算の総額を４億76万4,000円とするものであります。

併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額とそれを補塡する利益剰余金の処分額を5,147万3,000円とするものであります。

議案第３号、令和５年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、事業変更届作成業務委託、工事請負費の不用額の減額など、一般会計繰入金の減額で調整するため、歳入歳出それぞれ857万3,000円を減額し、予算の総額を1,824万6,000円とするものであります。

議案第４号、令和５年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、収益的収入及び支出においては使用料の減収などにより農業集落排水事業収益を22万1,000円減額し、予算の総額を4,545万4,000円に、電気料の不用額調整などにより、農業集落排水事業費を70万8,000円減額し、予算の総額を4,266万2,000円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、不用額による一般会計補助金の減額により資本的収入を113万9,000円減額し、予算の総額を2,593万2,000円とすることに合わせ、資本的収支の不足分を363万9,000円に補正し、補塡財源を過年度損益勘定留保資金39万8,000円、減債積立金取崩し額324万1,000円とするものであります。併せて債務負担行為を追加するものであります。

議案第５号、令和５年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、一般被保険者療養給付費、高額療養費、国民健康保険基金積立金の増額を保険税県普通交付金で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ7,278万3,000円を追加し、予算の総額を19億8,876万2,000円とするものであります。

次に、議案第６号、令和５年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、各介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費負担金の減額及び介護給付費準備基金積立金の増額など、国庫補助金、支払基金交付金で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ5,392万3,000円を減額し、予算の総額を14億9,065万1,000円

とするものであります。

議案第７号、令和５年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、僻地出張診療所使用料の減収を一般会計繰入金及び歳出不用額で調整する予算調整のため、歳入歳出それぞれ285万3,000円を減額し、予算の総額を１億4,575万7,000円とするものであります。

議案第８号、令和５年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を一般会計繰入金で調整するため、歳入歳出それぞれ413万6,000円を減額し、予算の総額を２億267万6,000円とするものであります。

議案第９号、令和５年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、収益的収入及び支出において重油費に不用額が見込まれる等により、船舶事業収益的支出を545万円減額し、予算の総額を５億2,129万2,000円とするものであります。

議案第10号、財産の取得につきましては、町内小学校の教科書、指導書の改定版を取得するため、町内で唯一教材販売を行っている有限会社泊書店代表取締役泊拓造から見積りを徴し、１月30日に開札した結果、1,601万2,370円で物品販売契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第１号から議案第10号までの10件に対し総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○１１番（高橋義友君）

歳出について２点ほどお聞きいたしたいと思います。

目の地域活性化対策、ページで24ページになりますけれども、節の18、結婚新生活支援事業補助金600万円の減になっております。当初は恐らく900万円ぐらいだったと思いますけども、３分の２の減額になっていますけども、この説明と、それからもう１点は、ページは43ページになりますけども、鳥獣被害対策費の中で、負担金補助金及び交付金の中で、鳥獣被害対策実践事業補助金、緊急捕獲はマイナスの700万円になっております。この原因を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいま御質問のありました地域活性化対策費の中の負担金、結婚新生活支援事業補助金につきましては、今年度からの新規事業でございました。議員おっしゃるように、

当初900万円ほど見込んでおりましたが、実績としまして、今のところまだ確定ではございませんが、６件、７件という実績でございますので、その残額を今回減額したところでございます。

○産業振興課長（松田賢一君）

鳥獣被害防止の緊急捕獲の減についてですが、捕獲頭数の減によるものです。鹿の埋設の頭数につきましては、当初で1,860頭を見込んでおりましたけれども、1,330頭ほどの実績になる見込みです。

施設搬入ジビエ用も当初で870頭見込んでおりましたけれども、620頭ほどの実績、また猿につきましても、当初で680頭ほど見込んでおりましたけれども、540頭ほどの見込み、狸につきましても、380頭を見込んでおりましたけれども、360頭ほどの実績になる見込みであります。

以上です。

○１１番（高橋義友君）

結婚新生活支援金ですか、当初900万円で７件しかなかったっちゅうことですけれども、これに向けての課としての対策というのは、何かＰＲとかそういうのはしたんですか、どうですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

それにつきましては、経済的なことを理由になかなか結婚に踏み切れない若い世代に対しての支援ということでございましたので、課としても周知等は図ってきたつもりでおりますが、実績としまして、今回６件、７件というところでございました。

中身につきましては、住宅の改修費用であるとか、あと引越し費用とかに係る部分でありますけれども、そういった住宅の部分でなかなかなかったというところがありましたので、今後もまた周知のほうは図っていきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○１５番（大角利成君）

議案第１号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）、歳出の件で４点ほどお尋ねいたします。

まず、38ページ、衛生費でございます。８目の環境対策費のところで、電気自動車導入促進補助金、減額3,770万円でございますが、私どもも要望し、町民が購入しやすいようにということで補助額を手厚くしていただいたところですけれども、どうも購入希望者が少ないように感じます。令和５年度交付額を何台分と見込んでいるのか、台数と金額をお示しください。

２点目です。42ページです。農林水産業費、３目の農業振興費でございます。輸送コ

スト支援事業補助金、提案理由の説明にもございましたが、今回886万8,000円の減額になっております。農産物の出荷量が少なかったということなんでしょうが、見込みより減額になった主たる農産物の原因は何というふうに思っているのかお尋ねをいたします。

次の43ページです。同じく農林水産業費の９目町営牧場管理運営費でございます。今回飼料費を971万7,000円増額してございますが、これから年度末にかけて購入する分と思われます。今回の予算で牛に与える餌何日分になるのかお尋ねいたします。

最後です。４点目、ページ50ページです。款の８土木費、目の２道路維持費でございます。今回工事請負費1,868万円が増額をされております。湯泊の長瀬戸線の工事請負費でございますが、令和５年度の事業は完了したとお聞きしておりますけれども、ここに来て令和６年度の当初予算ではなくて今回の補正予算に計上した理由を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいま御質問のありました、環境対策費の負担金補助及び交付金の中の電気自動車等導入促進補助金3,770万円の減額につきましては、今年度の実績といたしまして、当初5,000万円を計上し、電気自動車充電給電設備に80台ほどを予定しておりました。実績としましては、軽自動車のほうが18台、普通自動車が１台、それから充電器が９機それから充電給電併用のＶ２Ｈにつきましては１機ということで合計して1,097万6,000円ほどの支出でございました。今のところそういう状況でございます。

また、県の補助金につきましても、20万ほど利用できるようになっておりますけども、県のほうも30台分600万円を計上しておりましたが、そのうちの半分15台を屋久島町の方で利用ができたということで聞いております。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、輸送コスト支援事業補助金の減額ですけれども、大きく３つございます。

バレイショについてですが、２月上旬の降雨等の影響によりまして、水腐れや病害等が発生しております。これが要因で当初の出荷量より８割程度の見込みとなる予定です。

ポンカンについてです。12月の降雨や寒暖差の影響によりまして、水腐れ等が多く発生し、当初見込んでいた出荷量を下回ったことが２つ目の要因となっております。

タンカンについてですが、思っていたより着花状況が少なく、また幼花が傷ついていたり病害が発生したことで摘果の量が多くなりまして、見込んでいた出荷量を下回る見

込みとなっております。

続きまして、43ページの飼料費ですけれども、子牛用の飼料の中のＴＭＲという飼料がありますけれども、それを２か月分、繁殖用の雌牛のＴＭＲ、これの２か月分、あと乾燥粗飼料のイタリアンストローというのがあるんですけれども、それも２か月分で、合計で971万7,000円の増額となっております。

○建設課長（日髙　望君）

ページは50ページになります。工事請負費です。（　　）整備事業の湯泊長瀬戸線の増額補正でございます。これにつきましては、過疎債の部分で、県のほうより調整をしてほしいと、補正をということで2,000万円の２年分の令和５年度分につきましては1,000万で完了をしております。６年、７年の２年分を前倒しの予算化ということで1,868万円計上してございます。2,000万円ですので、あとの残りにつきましては、口永良部の環境部分の設置工事あと集落内の部分の執行残がございましたので1,868万円を今回補正で計上してございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありますか。

○９番（榎　光徳君）

議案第１号について１点だけ確認をさせてください。歳入の雑入のほうなんですが、米軍航空機事故等の事務処理費として859万7,000円計上されておりますが、この内容についてお願いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

議員御質問の雑入につきましては、米軍捜索活動による町有施設の使用及び公民館等の使用、あとは職員の時間外等でございます。内訳といたしまして、旧本庁舎を対策本部として使用しましたので、そこに200万円ほど、あと安房体育館、小瀬田公民館、長峰生活館、永久保生活館につきましては陸上自衛隊が捜索活動を行う際の宿泊場所として提供したものです。

そのほか、山芋貯蔵庫につきましては、回収した残骸の保管場所として１万8,000円ほど、あと公用車、トラックを２台運搬用に使用しましたので、２台で57万円ほどあります。

その他、管理職特勤時間外勤務手当と空港の空港管理事務所の職員の時間外手当で534万円ほどありますが、実際の歳出の支出につきましては230万円ほどでありまして、234万円ほどにつきましては、日中の業務の部分も防衛省としては時間外として見ていただきましたので、この分については一般財源として財源を充当してございます。

当初、町の条例に基づいて施設の使用料につきましては請求というか算出をしたんですが、後にこの予算をつけた後に、防衛省のほうから独自に試算をした結果として500

万円ほど増えております。

内訳といたしましては、庁舎の使用料が当初200万円、210万円ほど見ていましたが、610万円ほどあります。安房の体育館につきましても、当初23万ほどありましたが、防衛省の試算で57万円、公民館につきまして当初10万円ほどでございましたが、防衛省の試算で26万円ということで増額して受け入れる予定でございます。

以上です。

○９番（榎　光徳君）

応分の費用が入ってくるということなんですが、それはそれとして、先程町長も行政報告の中でも触れておりましたけれども、この事故を受けてオスプレイ昨年の12月から飛行停止になっていたわけですけれども、今月の３日と６日の南日本新聞にオスプレイが近く飛行再開という記事が出ておりました。私どもとしても、この原因究明とそれから飛行停止を求めて色々要望もしたわけですけれども、そういったことへの町への話とか、そういったのがあったのかどうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

その件に関しましては、我々も報道等で存じております。ただ報道でも言われているとおり、国のほうにもまだ説明がないということでありますので、もちろん町の方にもまたそういう説明はございません。

○９番（榎　光徳君）

確かに報道ではそういう詳しい説明はないということでしたけれども、やっぱり、もう皆さん御存じのように一歩間違えればこの陸地のほうに墜落しとけば大変な事故になったと思うんです。１つの要因は官制システムのあり方とかそういったのも言われておりましたけれども、離島の空港で管制塔がない管制官がいないということで遠隔でやるというようなこと等で、そういう事故につながったのかなという想定もされていましたけれども、やっぱり、一歩間違えれば島民を巻き込んだ大変な事故につながりかねないということでありますので、今後も引き続いてでそういったことへの注視をしながら、やっぱり町としてのそういうものを言っていくべきことは言っていくというようなことで、引き続いてでその動向を注視していかなければいけないのかなと思っておりますので、ぜひそこら辺も含めてお願いしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○１４番（渡邉博之君）

２点ほどお尋ねをいたします。

第１号です。歳出の45ページなんですけれども、漁業後継者づくり新規就業ですけれども、今年度実績がどうなっているか近年の状況はどうかちょっと御説明をいただけれ

ばと思います。

○産業振興課長（松田賢一君）

水産業振興費の新規漁業の支援ですけれども当初２名を予定しておりましたけれども、本年度は１名の就業でありました。１名分を減額ということで提案しております。

以上です。

最近の状況と、大体１年に１人いるかいないかです。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

○１４番（渡邉博之君）

ありがとうございました。

この第１号は令和５年度の締めの予算ということですけれども、説明の中でも基金の出し入れのことがありまして、新年度に引き継ぐ基金、そしてその他の基金です。財調とその他の基金の合計、推計は幾らかわかっていれば教えてください。

○政策推進課長（三角謙二君）

現在８号補正が終わった時点で財調の残高が22億8,744万6,000円となる予定であります。あと町債の基金につきましては４億72万7,000円、公共施設の基金が15億6,874万4,000円となる予定であります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第１号から議案第10号までの10件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第１号から議案第10号までの10件については、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議案第１号から議案第10号までの10件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、１件ずつ討論、採決を行います。

始めに、議案第１号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）について討論

を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第８号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号、令和５年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号、令和５年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、令和５年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３号、令和５年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、令和５年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４号、令和５年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、令和５年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５号、令和５年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、令和５年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６号、令和５年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、令和５年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第７号、令和５年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、令和５年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第８号、令和５年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号、令和５年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第９号、令和５年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩　　午前１０時５９分

再開　　午前１１時１０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△　日程第６　施政方針説明

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和６年第１回定例会において、令和６年度一般会計及び特別会計予算案並びに関連議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、町民の皆様と議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

なお、町長就任４期目に当たっての所信につきましては、昨年の第４回定例会において述べさせていただいたところでありますので、令和６年度に取り組む施策を中心に説明を申し上げます。

なごやかに年明けを迎えていた矢先、能登半島地震はあまりにも突然に、躊躇のない

勢力によって、広範囲に土砂崩れや家屋の倒壊をもたらしました。改めて想像を超える自然災害の猛威に恐ろしさと無力感を感じさせられました。

停電や断水が長期化し、飲料水や食料の供給もままならない状況を拝見しますと、孤立状態となる可能性の高い離島の本町ではさらに厳しい状況に起これることが予想され、町民の命を守るさらなる対策が必要と痛感させられました。

そのため、発生が危惧された南海トラフによる巨大地震と津波、長雨や強風を伴う台風が襲来停滞を想定し、防災インフラの整備は行政の大きな役割として地域の御意見も伺いながら努めてまいりたいと考えております。しかし、インフラ整備が全てを解決するわけではなく、我が身に降りかかるかもしれない災害への備えとして、自分の命は自分で守るという意識を高めていただく必要があります。

また危険回避のための避難救助においては、近所隣や地域に頼らざるを得ないのが現状だと思います。このたびの震災でも、消防団や行政職員の献身的な取組、避難所生活での譲り合いや励まし合い、全国各地からの支援など、安心のよりどころとなっているのは、人のつながりや思いやりであることは、毎日のマスコミの報道でも明らかとなっています。

災害への備えを自助、共助、公助と表現いたします。町と各集落、町民一人一人が連携を密にし、それぞれの立場で責任を果たすことが安心で安全なまちづくりの基本ではないかと思いますので、防災学習や会議、訓練などを重ね、いざというときに町が一体となる災害に対応できる体制づくりに努めてまいりたいと思います。

全国的な人口減少が話題となっています。先日の報道によりますと、国内の出生数は75万人で過去最小の更新は８年連続となり、婚姻数も減少しているとのことで、減少のスピードが加速しているとのことでした。また、死亡数は159万人と３年連続で増加し、過去最多を更新したところです。

さらに、死亡数から出生数を差し引いた自然減は84万人となり、過去最大の減少幅となりました。今後は、第１次ベビーブームで生まれた団塊の世代が後期高齢者世代に入りつつあることから、自然減による人口減少はさらに加速すると見込まれているとのことです。

本町においては、令和５年１月から12月の出生者数は39名で令和５年度新１年生が111名でしたので、短期間で出生率が急激に下がっています。また、同期間の死亡者数は213名でしたので、人口の自然減少のペースは国の速報値の２倍を上回っています。まさに第２次振興計画の重点目標としている過疎化や人口減少、少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくりの対応が求められています。

このことから、まずは将来にわたって持続可能なまちであり続けるため、子供の健や

かな成長を支える環境整備や子育て世代を支える機運を醸成することが必要と考えているところであり、昨年から国の支援を受けて出産子育て支援金の支給を開始し、今年度は出産祝い金の増額を行うこととしました。

さらに御承知のとおり、安房の総合センター２階に、子育て世代同士が交流し不安や悩みを軽減できるよう、子育て支援センターぽかぽかの木を開所しており、今年度は総合センター１階部分を基幹相談支援センターや各福祉団体が集うフリースペースを設置し、福祉の拠点として利活用してまいります。

加えて、保育園や幼稚園、学童保育などを最大限に有効活用し、ニーズに合った保育サービス、子供を持つ親が安心して働き、育てていく環境づくりの支援を行ってまいります。

社会減少による人口減少については、コロナ禍以降も多くのテレビで自然を始めとする様々な魅力が紹介され、地域ブランド調査2023でも順位を落としながらも24位と1,000の市町村の中では上位に位置づけられるほど多くの人々が訪れてみたい憧れの場所となっています。

一方で進学や就職のため子供たちが転出することを第１段階目に、続けて働く世代が雇用等を求めて、さらに将来に不安を持つ高齢者も島外の身折を頼り町外に流出する傾向が高くなっています。地域においては、そのあおりを受け、主要産業である観光業、建設業、医療、介護、さらには行政においても、人手不足が顕著で、様々な分野の社会活動に支障が出てきています。この中でも、本町では令和５年中の転入者は転出者を上回っており、このことは屋久島に魅力や可能性を見出す方がいらっしゃる一方で、島で生まれ暮らした町民が将来に不安を感じたり様々な理由で島を離れています。これは今に始まったことではなく、幸福感の違いだと思われ、このギャップを埋める施策の実施を進める必要があります。

例えば屋久島空港のジェット化の早期実現を確実にし、関東圏とのつながりを生かした産業の拡大と雇用の場の創出や脱炭素事業関連の企業誘致による魅力的な雇用確保、幻想的で独特かつ豊かな自然を生かした産業の開発などによって、その可能性を開くことはできるのではと考えています。

併せて、人口規模に応じた住民サービスの整理や公共施設の合理化、デジタルの力を活用した合理化を進めることも必要と思われます。これらを踏まえ、今年度は令和７年度を初年度とする屋久島町第３期人口ビジョンと第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け取り組みます。

検討に当たっては、他の地域で効果があった施策を真似することではなく、既成概念を捨てた柔軟な発想で自ら考え実行していくアイデアの貯蓄を継続するため、１つの課だけではなく、庁内横断的に連携し、情報の共有と分析に努め、町の発展、そして将来

を担う子供たちが希望を持つ財産をつくり上げるために、全課で取り組んでまいります。

加えて、自らの知識や経験と能力を生かしながら、地域社会に貢献したいと希望する元気な高齢者に対し、様々な雇用機会を提供し、生きがいや生活観の充実を図り、高齢者の社会参加による活力ある地域社会づくりのため、シルバー人材センターの設置に向けた可能性を模索いたします。昨年は、新型コロナウイルス感染症蔓延以降、中止や縮小を余儀なくされていた地域活動が再開される１年でもありました。

集落行事で笑い合う日が戻り、多くの来訪者と、よく来てくれたね、久しぶりだねと気兼ねなく喜び合う機会も増えました。そして長い閉塞感から解放され、世間話から各種会合、様々な場面で地域の在り方が、在りようが語られる機会がコロナ禍前よりも増えたのではないかと思います。

屋久島町長選挙の機会もそうですし、過日開催した世界自然遺産登録30周年記念シンポジウムでは、世界自然遺産登録や屋久島環境文化村構想策定に関わった当時の関係者から屋久島環境文化村構想で書いた屋久島の価値や可能性を生かした地域づくりに期待が寄せられたところです。したがいまして、地域に期待、頼られる行政、ここに生まれてよかった、生きがいを見つけた、暮らしに安心を感じた、ここで最期を迎えたいと思っていただけるよう、将来を見据えた施策の実践と各種の課題解決のため、誠心誠意努力をしてまいりますので、引き続き町民の皆様や議会の皆様の御支援と御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、新年度における重点施策の概要について説明を申し上げます。

再三申し上げております政策実現の一丁目一番地である屋久島空港ジェット化に向けた滑走路延伸事業につきましては、国土交通省予算に調査費費用が計上される見込みであることが新聞報道され、実現に向け確実に進められているところです。近く屋久島事務所内に屋久島空港ジェット化に向けた対策室の設置を要望し、行政庁の責任の下で緩みのない早期実現を求めてまいります。

また、島内全ての産業の起爆剤となり得る可能性を意識し、関東圏との距離が近くなることの効果を生かした様々なソフト事業を形にしてまいります。庁内管理といたしまして、数年来応募のなかった口永良部島勤務の職員について２名を採用することができました。引き続き、適正な定員管理を行いながら、必要な人材は確保するとともに、多様な職員研修の実施、やりがいを生む業務管理に向けた人事評価制度運用に取り組みます。

また、会計年度任用職員の処遇改善のほか、男性の育児休業取得の推進に取り組みます。さらに、ランチミーティングなどで全ての職員との語りの場を多くつくり、風通しのよいチームワークの強化に取り組みたいと思います。

屋久島高校魅力化プロジェクトの取組を通して、みらい留学生の生活拠点の安定のた

め、地域おこし協力隊による寄宿舎事業を実施いたします。老朽化の著しい屋久島離島開発総合センターと宮之浦体育館の後継施設として検討している仮称多目的交流センターの整備及び管理運営事業者の選定を行います。

旧支所跡地利用計画に関する取組として旧支所庁舎跡地利用等協議会を開催し、関係者の意見を反映した取組を行います。誰もが住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるの理念の下、各種福祉施策を拡充します。障害者、高齢者を対象とした福祉全般、子育て支援、母子保健等についてきめ細かで迅速な対応を心掛け、地域のつながりや家族のきずなを再認識できる仕組みづくり、そして身近で信頼され安心して相談ができる環境づくりに努めてまいります。

水道事業については安全かつ良質で安心して使用することができる水道水の安定供給に努めてまいります。また、水道事業の収支及び支出の見直しについて協議を進め、水道財政の健全化を進めます。

令和７年３月に完成を目指す新廃棄物処理施設の建設については、建屋建設プラント機器類の設置等が始まりますので、引き続き適切な工事管理を図りながら工事を進めてまいります。また、新施設の稼働を含めたクリーンサポートセンターの運営管理を行う事業者選定事務を発注者支援業務委託により継続して行います。

さらに、新施設稼働後に解体することとなる炭化電機溶融炉解体工場補助事業、循環型社会形成推進交付金事業を適用とするため、解体設計を委託業務にて着手し、解体事業費積算の取組を行います。

地域猫活動等を助成事業と増額を図るなどし、より活用される事業となるよう努めてまいります。

農業振興については、地域の担い手の方々と今後地域の農業をどのように振興していくのか、担い手への農地収穫をどのように行っていくのかといった方針を定める地域計画の策定を進めるとともに、ポンカン、タンカンの大苗育苗、苗木の補助に加え、新たに高酸柑橘類及びスモモ類の苗木購入補助を行います。

また、パッションフルーツ苗の育成を継続して取り組み、栽培施設の資材購入費用の補助を行い、果樹振興を図ります。また、本年はポンカンが導入されて１００周年を迎えることから、これまでの１００年を振り返るとともに、黒葛原兼成翁が目指した農業で地域経済を回したい、そのためのポンカンであったとの原点に帰り、これから果樹産業あるいは農業というものの次の100年へ向けての出発点となるような記念行事を実施したいと思います。

畜産振興については、畜産農家の所得向上を目指し、経費節減に向けた経営指導、関係機関と連携しての定期的な農家巡回による家畜衛生指導を行うことで、飼養技術の向上に努めます。また町営牧場については指定管理制度を導入し、民間事業者が有する専

門知識や経営資源を活用した経営の合理化、子牛の商品性向上を図ります。

林業の振興については、森林環境譲与税を活用して、苗木生産補助や林道の維持管理費用の一部補助、高性能林業機械等の購入、リース費用の補助を実施します。また、製品の改良、輸送費の補助を継続します。

さらに、木育の推進と島内外でも屋久島産材の普及、販売促進を図る取組を推進します。

水産業振興については、魚の安定供給と安定した価格設定を可能とする急速冷凍機を活用し、製品の開発と販路拡大を図ります。また、新規漁業就業者への支援を行い、漁業の再生を図ります。

商工業については、商工業安定資金貸付事業など、従来の支援策に加え、ポイントカード化へクラウドシステム導入に対しての支援等を取り組みます。

また、インターネット販売等を取りまとめたサイトを立ち上げ、横断的な供給体制の確立を図り、利益率の向上に努めます。さらに、特定有人国境離島地域社会維持交付金の雇用機会拡充事業を活用し、支援を継続して行います。

屋久島観光の基本方針を定めている観光基本計画の改定に向けて、これまでの検証や課題の整理、屋久島空港ジェット化も見据えた分析を進めていきます。

地域活性化対策については、集落の自主的な振興活動と集落の継続を支援するため、集落の活力アップ事業を継続して取り組みます。

また、まち・ひと・しごと創生補助金を利活用していただき、地域全体の活性化に取り組みます。移住支援金や結婚新生活支援事業など、国県と連携した取組のほか、暮らし体験住宅事業の周知に取り組みます。

屋久島町だいすき寄附金の拡充として、魅力的な地場産品返礼品の開発を支援します。姉妹盟約都市との交流事業について菊陽町姉妹都市盟約30周年を迎えることから、これを記念した取組を行います。

自然環境については、環境配慮型のツーリズムの創造を推進していきます。また、屋久島の山岳部し尿処理の適正化に向け関係者と取り組むとともに、屋久島町エコツーリズム推進全体構想に特定自然観光資源の検討を進めていきます。

脱炭素の取組として、本町は令和５年12月11日世界自然遺産登録の日、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、ゼロカーボンアイランド宣言を行っております。この宣言に基づき、電気自動車の購入補助、屋久島町地球温暖化対策実行計画策定などの施策を進めていきます。

さらに、水素製造に当たり、環境負荷が最も低い特異性を生かし利用用途や利活用方法について検討し、屋久島にしかできない脱炭素事業を模索します。

老朽化した道路や橋梁の補修は、社会資本整備交付金や道路メンテナンス事業を活用

し、維持管理の効率化に取り組みます。

また、道路環境整備工事、荒川淀川線を行います。自然災害から住民の生命財産を守るため、緊急自然災害防止対策事業に取り組みます。併せて港湾、漁港、農林業施設、公営住宅の計画的に長寿命化対策を実施をしていきます。

国民健康保険事業については、国保事業納付金の算定における激変緩和措置が終了することや今後県内保険料水準の統一が推進されることにより、国保事業費納付金の負担増加が予測されるため、財政健全化の効率的な取組を推進します。

介護保険事業については、令和６年度から令和８年度までの第９期介護保険事業計画の初年度に当たり基本理念の地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり実現のための一層の施策の展開を図ります。

学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することを通して、発達の段階に応じた選択の判断ができ、持続可能な社会のつくり手となる人づくりに努めます。学習指導要領の着実な実施に努め、屋久島型ＥＳＤを継続発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心安全に学べるよう、いじめ防止対策や不登校対策を強化します。国の学校施設ＩＣＴ環境整備方針等を踏まえ、学校におけるＩＣＴ環境の整備と積極的な活用を進めます。

学校給食においては、今後施設等の老朽化、児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、現在ある学校給食施設の再編を含め、新給食センター建設の協議検討を進めていきます。給食無償化については、国の動向を見据えながら、拡充を検討してまいります。

社会教育については、町立図書室の図書館システムの運用や移動図書車の更新、書籍購入費用を増額し、町民の読書意欲の向上につながるとともに、図書室の生涯学習拠点化を継続して進めます。

以上、事業実施に当たりましては、引き続き御理解と御協力を賜るようお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これから、町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は、後ほど当初予算を含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いします。

また、一般質問に関わる質疑も御遠慮ください。

質疑はありませんか。

○５番（眞邉真紀君）

２点ほどお伺いしたいと思います。

９ページのシルバー人材センターの設置に向けた可能性を模索いたしますとおっしゃ

っていましたけれども、鹿児島県内の自治体でも設置をされていないところが非常に珍しくなってきて、急務だと思うんです。具体的に、どのような検討を、今されていれば聞かせていただきたいんですが、検討されていないのであれば、いつぐらいから検討を始めて、いつぐらいまでに設置をしたいのかと考えられているかをお伺いします。

あと、もう１点が、町長の政策の一丁目一番地の空港のジェット化に向けた滑走路延伸事業について、あちこちに書いてありますけど、この事業についてジェット化をするということは、ジェット機が就航して炭素を非常に多く排出するというのがジェットエンジンですということを２月の６日から９日までの町民との意見交換会の中で、このジェットエンジンについて触れられていたのと、ゼロカーボンの政策自体はものすごく支持しますということで、この相反する大きな政策２つ、これをどういうふうに町の政策として共存させていくのかというのを、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

シルバー人材センターは以前から議会からも設置について色々意見をもらって、やろうということでしましたけど、なかなか準備の段階でやれなかったというのがあります。今回、来年度に向けて私が今どんな形でということは持っていませんけれども、これからそういうことを準備して、できるだけ早い時期に立ち上げをしたいというふうに思っている。また、議員も何か参考になることがあれば、また御意見をいただければというふうに思います。

それから、空港の延伸の話ですけれども、もともと屋久島というのは、合併前からゼロエミッションというのを私どもの町でもやっていまして、そういうものを掲げてきたのは十分知っております。ですが、今こういう時代になって、なるべくジェット機を何便も飛ばすということは到底思っていないわけで、１日に中型機を１機飛ばせる、これは私の個人的な、これができ上ってから具体的に飛ばすのは航空会社ですから、それがどういうふうになるか知りません。しかし、今私どもの島もゼロカーボンに向けていきます。日本の国も2050年までにはそういう姿勢でいきます。あるいは今自動車も、船も航空機ももう既に航空機も要するにそういう燃料を使っている航空機もあります。ですから、そういうものをどちらも屋久島のそういうのに合ったような形でこれから進めていければいいなというふうに思っています。

○５番（眞邉真紀君）

シルバー人材センターについて、詳細には検討されていないということですが、できればもう高齢者の方もたくさん島に住まれていますから、シルバー人材センターを検討するということで、意見聴取をぜひしていただきたいなと思います。

例えば隣の中種子町にシルバー人材センターを運営されている方に話をお伺いしに行きましたら、海岸清掃等もかなりされているみたいです。向こうは畑が多いので畑の作業も当然請負ってやっていて、かなり収入にもつながっているということでしたので、年金のない、支給された月に働いて、支給がない奇数月に給料が得られるというような、そういう努力もされています。なので、これはぜひ調査をしていただいて屋久島ならではの労働をぜひシルバーさんにお願いしていただきたいなと思います。

空港のジェット化に向けて非常に期待されるところと、あと関東圏に行けると、行ったり来たりできるということが言われていますけど、具体的にどういうことが検討されているのかというのを、やはり同時に町民の方に滑走路延伸を具体的に進めているということと、関東圏というのが一体どの辺なのかということを検討されているか、きちんとそっちも周知をしていただけたらなと思います。

以上です。

○町長（荒木耕治君）

今航空会社というのは、ここはＪＡＣが、鹿児島と屋久島はずっとＪＡＣとのお付き合いですから、私が今、航空会社はＪＡＬです。やはり今でもＪＡＣ、ＪＡＬという乗継で東京行くときは行きますから、航空会社はまず今第一義はＪＡＬです。

あとにもいっぱい行っています。全日空に行きました、ＬＣＣにも行きました、行っています。ですが、やはり本家本元は私はＪＡＬだと思っていますので、ＪＡＬにして、ＪＡＬにも十数回私はＪＡＬにも行きましたけど、国交省が延伸をやるということは、やったら必ず飛行機が飛んでくるかというのは、これは条件みたいな話、空港作ったって航空会社飛ばなきゃ何もならないですよ。ですから、今、ＪＡＬがそういう面では今ようやっと、できたら飛ばすという、それは昔は一筆書けという話だったんですけど、今はそんな固いことはないみたいですけど、ただ、今、コロナ禍でＪＡＬ自体も機材を少なくしていますし、パイロットにしてもＣＡにしても少なくしていて、そのときに今少しずつまた帰っていくんでしょうけど、そういうときに、まず第一がＪＡＬ、それで空港は羽田と私が思っているのは。羽田からＪＡＬに飛ばしてもらいたいと。今羽田枠いっぱいですから、屋久島に飛ばすということはどこかを削らなければいけないという、こういうこともあるんですけど、そういう作業はこれからＪＡＬと御協力、行きたいと。それがあれなら、成田もあれかなと思っていますけど、なかなか成田はあれなんで、第一には羽田からというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○１４番（渡邉博之君）

町長の声と字ずらを追いながら今の所信表明をお聞きしました。全体として極めて謙

虚な発言だったと思っております。空港については、南日本新聞が４日に出していまして、大詰めを迎えていると。恐らくこれを読まれた住民は、できるなという確信を持ったと思うんです。町長も一丁目一番地という位置づけをされた、こういう事態で、もう少し述べてよかったのではないかと、喜びも含めて、非常に謙虚過ぎたなと思います。

それと、同時に共有できるところもいっぱいあります。共感できるところもいっぱいあります。ただ、一方でやはり懸念といいますか、住民の福祉の向上の後退といったような印象を持つ課題も出て表明の中にありました。

そこで、幾つかお尋ねしたいんですが、空港について、課長は、住民の理解が得られたというコメントをされていましたけども、決して全部歓迎ということではないことも、そういう声があることも事実ですので、それは受けとめておいておきたいと思いますが、その最大のものは、やはり軍民共有の共用の空港になるのではないかという心配であります。オスプレイのああいう事故もあって、やはり純粋に民間機が離発着する航空路としての、そういうのを守ってほしいというのが、言い方を変えれば、自然遺産の島にやはり軍事というものを持ち込んではいけないというそんな思いを持っている方々もいっぱいいらっしゃいますが、このことについては、町長、軍民共有という話合いみたいなものはないですか、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

それは全くありません。私も、そういうことは思っていませんから、ただ、この間のオスプレイみたいに緊急で着陸をするというのは、これはやむを得ないという、これは受け入れなければいけないというのはあるわけですから、それ以外にそういう考えは毛頭ありません。

○１４番（渡邉博之君）

ぜひ、その姿勢を堅持していただきたいと思います。

それから、共感できたというのはやはり人口減少、それから少子化、これはやっぱり真剣に取り組んでいく必要がある、意識的に取り組んでいく必要があるというふうに思うんです。このことについては、やはり専門の方々、関係者の方々で委員会をつくってしっかりと議論、追求する必要性があるのではないかというふうに思うんですが、そのことの可能性についてお聞きをしたいと思います。

もう一つは、この言葉の中に、学校給食費について、国の動向を見据えながら検討していくというふうにありました。12月議会では、私の質問には、来年度にやります、次の年度にやりたいということなんですが、その理解を国の動向を見ながらも来年度はやりますという解釈でよろしいのかどうか。

○町長（荒木耕治君）

なかなか解釈は色々ありますので、そのように受け止めてもらって結構だと私は思っ

ています。今年少子化、福祉減退と言いますけれども、これは特効薬がないんですよ。今生めよ増やせよというのを、ですから、そういうことで今現状でやれることはやっていこうというのがあります。ですから、今年は出生祝い金を、予算もう大体100人近く生まれるときの予算の額で、それがもう３分の１ぐらいになっている、それをやはり金をやるから生むというような、そうならないかも、ないよりかもいいというのはあるかもしれませんけど、やっぱりそういうことで、今できることを、やっていこうということで、ですから、給食をそういうふうにしたのは、こども庁できて国がもう給食は全部やるんじゃないかというのも一方であります。やらせようというのも私らも言っているわけですから、だから、それを含めてああいうものの言い方になったというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○４番（中馬慎一郎君）

今の施策方針の中で、５ページにうたわれている安房の総合センターについてなんですが、２階部分がぽかぽかの木を開所して、今年、今年度は総合センター１階の部分を基幹相談支援センターとして活用していくという方針が出ています。その中で２階部分のホールについて、まだ方向性が出ていないという見解なんで、私は思っているんですが、町としてはその辺のやはり２階のホールをどうするかというのは何か方針があれば教えていただきたいですが。改修するのかまた別なものにするのかというところです。お願いします。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

ホールにつきましては、現在消防のほうから、大勢の人を今の現状では入れてはいけないということになっておりますので、今後、改修するとなると多額の経費がかかるということもありますので、そこら辺をどういうふうにするのか、ちょっと詰めていきたいと思っております。現在のところ、具体的にはまだ検討しておりません。

以上です。

○４番（中馬慎一郎君）

せっかく総合センターをいいふうにしようとするなら、やはり全体像をもって取り組んでほしいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○７番（岩山鶴美君）

今、中馬議員が言った安房の総合センターの２階の問題ですけれども、今の課長の答弁ですと、まだ未定ということでずっと来ているんですけれども、ここはしっかり町民

の声も聞いて、なるべく早めに計画を立てるよう要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

要望ということですね。ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで、町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時５２分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△　日程第17　議案第11号　屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定について

△　日程第18　議案第12号　屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について

△　日程第19　議案第13号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△　日程第20　議案第14号　屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

△　日程第21　議案第15号　屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正について

△　日程第22　議案第16号　屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△　日程第23　議案第17号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第24　議案第18号　屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正について

△　日程第25　議案第19号　屋久島町ひとり親家庭医療費助成に

関する条例の一部改正について

△　日程第26　議案第20号　屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△　日程第27　議案第21号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

△　日程第28　議案第22号　屋久島町営旭牧場条例の一部改正について

△　日程第29　議案第23号　屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について

△　日程第30　議案第24号　屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について

△　日程第31　議案第25号　屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

△　日程第32　議案第26号　屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について

△　日程第33　議案第27号　屋久島町教育支援委員会条例の一部改正について

△　日程第34　議案第28号　屋久島町給水条例の一部改正について

△　日程第35　議案第29号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

△　日程第36　議案第30号　令和６年度屋久島町一般会計予算について

△　日程第37　議案第31号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

△　日程第38　議案第32号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

△　日程第39　議案第33号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業会計予算について

△　日程第40　議案第34号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

△　日程第41　議案第35号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

△　日程第42　議案第36号　令和６年度屋久島町診療所事業特別

会計予算について

△　日程第43　議案第37号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

△　日程第44　議案第38号　令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

△　日程第45　議案第39号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第17、議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定についてから、日程第45、議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの29件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第11号から議案第39号について御説明いたします。

議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定につきましては、旭牧場、旭牧場子牛育成センター、長峰牧場の指定管理者の公募に対し、申込みがあり、受託能力を有する西橋産業株式会社、代表取締役西橋優樹を指定管理者に指定するものであります。

議案第12号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定につきましては、令和６年３月31日をもって指定管理期間が満了する当施設について、引き続き本村区を指定管理者に指定するものであります。

議案第13号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和６年４月１日から施行される地方自治法の一部を改正する法律によって、条ずれが生ずることから当該条文を引用する、５条例について所要の改正をするものであります。

議案第14号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、引用する文言を改正するものであります。

議案第15号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正につきましては、本条例の効果を４年間延長し、引き続き集落が自主的に地域課題の解決に取り組めるよう支援を継続するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、令和６年４月１日から、育児休業を取得している会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、書面掲示の義務づけ等が見直されたことから、所要の改正をするものであります。

議案第18号、屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正につきましては、本町の出生率向上の一助として出産祝金を増額するため、所要の改正をするものであります。

議案第19号、屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条１項に規定されていた保護命令のうち、接近禁止命令の要件が改正されることにより、本条例においても助成対象とするため、所要の改正をするものであります。

議案第20号、屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度の見直しに伴い、支給対象者の追加・所得による支給制度の導入及び支給方式を変更するため、所要の改正をするものであります。

議案第21号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引上げとともに、軽減対象世帯に係る所得判定基準の改正、併せて、仮課税をやめ、納期を変更するため、所要の改正をするものであります。

議案第22号から議案第24号、屋久島町営旭牧場条例、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正につきましては、飼料価格高騰等により厳しい経営状況であるため預託料を値上げするものであります。

議案第25号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条１項に規定されていた接近禁止命令の要件等が改正されるため、本条例の入居資格について所要の改正をするものであります。

議案第26号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、城ケ平住宅の撤去により管理戸数が減少したことから所要の改正をするものであります。

議案第27号、屋久島町教育支援委員会条例の一部改正につきましては、障害のある子の教育支援を検討する当委員会の専門委員に屋久島保健所職員を任命するため、所要の改正をするものであります。

議案第28号、屋久島町給水条例の一部改正につきましては、水道整備管理行政の所管省庁が国土交通省に移管するほか、給水装置設計審査手数料等の単位を明確にするため、所要の改正をするものであります。

議案第29号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、令和６年６月分の電灯及び動力料金の減額措置のため、所要の改正をするものであります。

議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算につきましては、これまで同様に、財政健全化に配慮しつつも、長期振興計画等による中長期的視点に立った施設整備の実施

や、頻発化・激甚化している風水害に備えた安全安心なまちづくりを念頭に予算編成に取り組んだところであり、一般会計当初予算総額は113億7,700万円、前年度当初予算と比較して２億7,300万円、2.3％の減額となったところであります。

歳出の主な増減につきまして、性質別では、扶助費が物価高騰支援事業などにより、補助費が地域幹線バス線の確保、維持のための地域間関係系統確保維持事業などで増額となり、一方、物件費がコロナウイルスワクチン接種経費の皆減により、普通建設事業費がごみ処理施設整備に係る分が減額となっております。また、目的別では、民生費が物価高騰対策事業により、総務費が木造本庁舎の適切な維持管理を行うため増額となっており、一方で衛生費がごみ処理施設の工事費の減により、公債費が平成25年に借り入れたデジタル防災行政無線整備に係る町債の償還終了により、減額となっております。

また、自主財源比率は24.8％で、前年度より0.1ポイントの減となりました。

要因としては、廃棄物処理施設整備に係る財源更正によるもので、建設に当たり国庫支出金や町債が増額となりましたが、それ以上に公共施設整備基金からの繰入金の増加が自主財源比率を上昇させる結果となったものです。しかし、憂慮すべきは自主財源比率の低さであり、今後一層の財政健全化を進めるためには、自主財源の確保が大きな課題であると考えております。

議案第31号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、給水戸数7,170戸の安全かつ良質な水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設設備の修繕等に必要な予算を計上し、収益的収入及び支出における水道事業収益の予算総額は４億7,335万8,000円、前年度比44万7,000円の減額に、水道事業費用は４億2,845万円、前年度比673万7,000円の増額とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、志戸子地区上水道施設配管管路強靭化、水源及び浄水施設耐震化などの整備のほか、企業債償還金のため水道事業資本的収入の予算総額は４億1,747万3,000円、前年度比7,458万3,000円の増額に、水道事業資本的支出は４億7,363万3,000円、前年度比7,935万9,000円の増額とするものであります。

なお、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額5,616万円は、当年度利益剰余金処分額と繰越し利益剰余金処分額で補塡するものであります。

議案第32号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、安全かつ良質な水を安定的に供給するため、施設の維持管理費及び地方債の償還金などを予算措置し、予算の総額は2,045万5,000円、前年度比6,364万4,000円の減額とするものであります。

議案第33号、令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原集落における利用戸数200戸の農業集落排水施設の適正処理に資するため、施設の維持

管理及び設備の修繕などに係る予算を計上し、収益的収入及び支出における排水事業収益の予算の総額は4,217万5,000円、前年度比219万5,000円の減額に、排水事業費用は3,989万1,000円、前年度比347万9,000円の減額とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、企業債償還金などのため、資本的収入の予算額は2,548万9,000円、前年度比158万2,000円の減額に、資本的支出は2,846万3,000円、前年度比10万8,000円の減額とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補塡するものであります。

議案第34号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、持続可能な医療保険制度の掛率に支出するよう、疾病の早期発見、早期治療等による医療費抑制のため、生活習慣の改善や重複受診、重複服用の減少に向けた保険指導、併せて負担公平を図るための保険税収納率向上に取り組むための予算を計上し、予算の総額は20億5,414万9,000円、前年度比１億6,061万1,000円の増額とするものであります。

次に、議案第35号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、令和６年度から３年間を期間とする第９期介護保険事業計画の下、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、生活支援等が包括的に確保される体制の構築に努め、自立支援、介護予防、重度化防止への取組を推進するための予算を計上し、予算の総額は14億4,854万5,000円、前年度比1,507万4,000円の減額とするものであります。

議案第36号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、健やかな地域社会づくり推進のため、町内３診療所の安定的な運営に努めることとし、また、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの特定診療科を提供するための予算を計上し、予算の総額は１億5,401万6,000円、前年度比211万円の減額とするものであります。

議案第37号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合による財政運営の下、適切な保険事業の実施に努めるとし、併せて、令和２年度から法整備がなされて実施する高齢者保険事業と国民健康保険事業及び介護保険事業を一体化に実施するための予算を計上し、予算の総額は２億2,313万6,000円、前年度比2,217万1,000円の増額とするものであります。

議案第38号、令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、旅客数6,060人、貨物量2,540トン、自動車航送2,690台を予定し、安全最優先を第一義とし、乗客と貨物を安全確実に届けるための適切な運航や地方債の償還に係る予算を計上し、収益的収入及び支出における船舶事業収益的収入及び収益的支出それぞれ５億3,411万6,000円、前年度比461万7,000円の増額に、資本的収入及び支出収支につきましては、

船舶事業資本支出が１億3,537万円、前年度比2,673万3,000円の減額とするものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定内部留保資金及び消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補塡するものであります。

議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、供給件数3,530件、販売電力量2,700万8,945kWhを予定する安全安心安定した電力の供給体制の確立と所有設備に起因する停電防止のための配電設備の強化、充実を図るための予算を計上し、収益的収支及び支出につきまして、電気事業収益及び電気事業費用それぞれ６億5,706万5,000円、前年度比1,353万3,000円の減額とするものであります。資本的収入及び支出につきましては、長峰地区・楠川地区高低圧線改修工事、自動高圧負荷開閉器取付け工事などの実施のため、電気事業資本的収入の予算の総額は1,000円、前年度比変更なしに電気事業資本的支出は7,700万円、前年度比1,800万円の増額にするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、建設改良積立金、損益勘定留保資金で補塡するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第11号から議案第39号までの29件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○６番（相良健一郎君）

議案第30号、一般会計の当初予算です。

ページ125ページ。学校給食センターの基本計画作成で1,700万円ほど予算組んでおりますが、まずこの中身の内容と、今後、事業計画にも書いてあったんですが、今後のスケジュールがもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○教育総務課長（長　美佐子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの基本計画策定事業業務に関しましては、政策推進課の管轄しております多目的交流センターと同様に、今までの手法、官官の手法でいいのか、民の力を導入するほうが効率的なのかということまで含めまして、令和６年度に基本計画の策定事業委託を計上しております。今後の予定につきましては、令和６年度に計画の策定、７年度に公

募、設計、８年度、９年度に調理場の建設、10年度よりの稼働を目指しております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○１５番（大角利成君）

２点ほどお尋ねいたします。

まず、議案第15号であります。屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正でありますが、さきの一般質問に対しまして、継続の方向で、なお、交付基準と内容等についても検討をしてみたい旨の町長の答弁があったところであります。

そのことを受けまして、今回、継続するという方向で、このたびの条例の一部改正に至ったと思うんですが、交付基準額等については、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

次、２点目です。令和６年度の一般会計の分割のところなんですが、82ページ、農林水産業費の中で、農業振興費３目のところですが、18の負担金補助及び交付金のところで、果樹の苗木購入補助金65万円が計上されております。

施政方針で町長は、新たな果樹の苗木の購入補助についての考え方が示されました。新規の苗木については、将来、本町の特産品化を想定した上での提案だと思っております。

そこで、町が示した一定面積、あるいは本数になるんでしょうか。それ以上、植栽する農家へは、苗木を無償配付するぐらいの意気込みがないと達成できないのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

現況のポンカン、タンカンの苗木補助とは若干内容が違うんじゃないかというふうに私は思いますけれども、町長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

議案第15号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正についてお答えいたします。

これにつきましては、12月の議会においても、町長答弁でありましたとおり、継続化、またさらなる新しい制度について検討していくということでございました。

検討の結果、令和２年度から４年間実施してまいりましたが、特に大きな問題もなく、集落のほうにも浸透していることから、継続していくことと決定をいたしまして、議員御指摘の内容にありました交付額等につきましては、おっしゃるとおり、これまでと違

うところが、集落の人口が減っているところがかなりあるということで、交付額の限度額も人口割でしている部分について、集落によっては交付基準日が前年度の１月１日、12月末ということで、前回の交付額よりも下回るところが出てまいりますので、そのあたりは今進めております規則の中で、10万下がるところを５万までということで緩和できるような措置を取らせていただければということで進めているところでございます。

○産業振興課長（松田賢一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

果樹苗木購入補助につきましては、スモモ及びレモン類ということで20万円を増額して計上してございます。状況によっては補正対応等も考えているところでありますけれども、今御提案のありました無償配布につきましては、まだこれまで検討しておりませんでしたので、また意見等集約して予算に反映できるようであれば反映したいと思っております。

○１５番（大角利成君）

まず、集落の活力アップ交付金ですが、それぞれの集落もやっぱりやる気を出して、そして町長も支援をすることが必要だという方向を出して継続を判断していただいて、このことは高く評価をするところです。

ぜひ、これまでの交付金額を下回らないような方向で支援をしてほしいということを、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、新しい果樹の苗木の購入補助ですが、やはりこれから我が町の特産品にするんだという農家の皆さん、町民の皆さん方がそういう意気込みを持つためにも、たかが20万円、30万円ではなくて、もう少しやってみようという意気込みを出せるような、そして場合によっては認定農業者とそういう指導者的農家といいますか、そういう特定農家とやっぱり町も契約をして、そして作付推進していくというような、それぐらいの意気込みがないと、なかなか新しい特産品には成長しないと思いますので、ぜひそこら辺を考えてほしいと思います。要望です。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○４番（中馬慎一郎君）

議案第30号、一般当初予算についてお尋ねします。ページでいうと、72ページになります。事業計画書のほうと合わせて質問したいのですが、事業計画書でいうと22ページになります。

事業計画書のほうでは、22ページに海中環境保全等の事業ということで、950万円計上されております。中身が、昨年、おととしから令和４年から続いていた海底海岸清掃

の保全の取組の事業、これを関係機関と連携し、継続して実施できる仕組みを検討すると書いておりまして、その下に、環境に配慮したガイドライン、グリーン・フィンズの導入、そして、もう一つ、海の特設サイトの運営管理費もこの事業に含まれていると思います。この中で含まれていない、この当初予算に含まれていないのが海底清掃の部分だと思うんですが、この事業計画書に継続して実施できる仕組みと書いてありますが、この担当課としては継続というのはどれぐらいの期間の継続を見込んでいるのか、まずそれをお聞きします。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの御質問にお答えします。

事業計画では継続していくということで確かにしております。当然、これまで２年間実施してきた中で、所管課としても継続すべきだというふうに思っておりまして、令和４年度から９年度までの事業計画でも継続することとして位置づけているところでありますけれども、今回当初予算におきましては、海底清掃の部分につきましては、体制整備が図れなかったことより先送りをしておりますが、予定では、そういった受入れの体制整備が確立後に補正予算にて計上したいというふうには思っておりまして、議員がおっしゃるように、事業継続という部分につきましても、以前議員のほうからも多くの方が参加できるようにということも言っていただいておりますので、海底清掃の部分につきましては、継続して今後も取り組んでいくべきだというふうに思っております。

○４番（中馬慎一郎君）

継続という部分で、受け入れる団体、仕組みを検討するということなんですが、やはり当課として、観光課としてどれくらいの事業を見込んで、受皿となる団体に請負ってほしいのかというのが明確にあったほうが、受皿となる団体、組織もそういう体制を取りやすいと思うんですよ。人材の確保もありますし、そういったところがもう少し具体的になればいいのかなということと、もう一点、この歳入となっている財政基金のプロジェクトの名前が、海、山、川のつながりでという、この事業で３つのプロジェクトをやっています。それぞれの事業が、継続するプランが１年なのか２年なのか、やっぱり期間が変わってくると思うんですよ。ですから今後これを継続していく場合には、それぞれの事業をもう少し細分化して、例えば海底清掃の部分に関しては、ほかの生活環境課の部分と一緒にやっていくとか、何かプロジェクトをもう少し細分化して見えやすくした方がいいんじゃないかなと思いますけど、その辺は何か考えがあればお願いします。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

おっしゃるとおり、海底清掃の部分につきましては、これまで島外の事業者に業務委託しておりましたが、議会からも意見がありましたように、町内の事業者等を主体として実施できる体制となるよう検討を進めているところでありまして、当然うちだけでは

なく、関係所管とも協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

また、先程出ましたグリーン・フィンズの取組につきましては、本年度から取り組んでおりまして、来年度で完結できるように予定をしているところであります。

今年度につきましてもふるさと納税のほうは昨年よりも5,440万ほど増えております。少なからずこういった取組が一定の成果があったものと考えておりますので、継続してまいりたいというふうに思います。

○４番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。また海底清掃の部分に関しては、新たな予算計上の提案があるときには、また所管の委員会のほうでしっかり審議して、いい方向に進めていただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○９番（榎　光徳君）

議案第30号の６年度の一般会計予算についてお尋ねをします。

まず、総体的なことなんですが、総体で今年度は113億7,000万円ほどの予算が上程されておりますが、昨年度当初予算と比較すると３億円ぐらいの減となっておるんですけれども、屋久島町が合併をして、５年間の激減緩和が終わって、一般算定替えになった後、地方交付税のことについて非常に関心があって、これが少なくなるんじゃないかということで心配されていたんですが、このことについては、そう大きな減額というのはありませんでした。

今回も、交付税については45億円ほど上程をされているんですけれども、ここ最近の新聞報道を見て、県内の市町村等で予算相当増額になっている市町村が多いような気がしました。県段階では全国的には減額のところもありましたけども、そういった中で、この交付税は、５年度の最終的な総体予算も48億円ぐらいに増えていたんですけれども、この要因というか、これは何か年間の平均とか、色々事業計画の中にも示されてありましたけれども、ここら辺の見込みというか、これは安心できる見込み額で計上したんだということになるんですか。そこら辺を教えてほしいんですけども。

それと、歳出の61ページですが、児童措置費の委託料の放課後児童健全育成事業委託金で600万円ほど計上されております。この中身、何か所で対象児童はどれぐらいなのか、もし分かれば、そこを教えてほしいと思います。

それと、同じく、歳出の72ページですけれども、保健衛生費の地域炭素マスタープラン策定業務委託で500万円ほど計上されております。これの中身についてもお尋ねしたいと思います。

それとあと最後に、102ページですけれども、土木費の中の港湾整備費の工事請負費、楠川港2,000万円ほど上程されておりますけれども、この中身を教えていただきたいと思います。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの榎議員の普通交付税等についての御質問でありますが、当初合併算定替えのときは激減緩和措置でやはりかなり下がるんじゃないかということでありましたが、新たな需用額という部分がかなり新設されておりました。

先程の補正予算（第８号）でも最終的に6,000万円程度計上しておりました。最終年度で6,000万円というのはかなり大きな額なんですが、これにつきましても、今回国の補正予算における歳出の追加に伴う、地方負担の増加の特別需用額と、今回公務員の給与の引上げに係る分の費用の交付税で見られるということで、今回6,000万円程度の補正額が出ているところであります。

今後につきましても、需用額が出ていることから、当初予算でも、普通交付税で6,900万円の増、特別交付税でも2,600万円の増で当初予算を編成しているところであります。特別需用にかかる部分が、かなり新規で盛り込まれている部分がありまして、その分が目減り額より反映しているということになっております。ただ、ここで注目されるのが人口減少でありまして、今後国勢調査が始まると、単位表による人口の単位表が激減することが見込まれます。全ての交付税の単位表の中に人口という部分がありますので、そこで減ってきた部分が今後どのように減るのかというのがまだ見えてないんですが、そういう部分を今後検証しながら予算編成に取り組んでいければと思っているところであります。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之君）

61ページ、先程議員600万円と言われた、6,000万円ですか、6,025万2,000円の放課後児童健全育成事業委託費でございます。これにつきまして、放課後児童クラブ関係の事業の総額でございます。昨年については５つの事業所がやっておりましたけども、今年については１つ増えまして、６か所で事業を行うということです。しかしながら、前年比で比較すると、325万円ほどの当初予算では減額ということは、児童利用数が若干減ると見込んでいるところでございます。

以上です。

○建設課長（日髙　望君）

議員の土木費の楠川港の工事請負費につきまして、御説明をいたします。

本年度は、護岸施設25m。去年から、前年度から工事施工してございます。今年度につきましては、繰越しをかけておりますので、実情的な部分がまだ見えていないという

形ではあろうかと思いますが、それの継続的な部分で、護岸整備を25ｍの2,000万円という形で計上してございます。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

申し訳ございません。先程先に回答すべきでした。脱炭素の500万円につきましては、今年度、マスタープランのほうを国の支援をいただいて作成をいたしました。新年度におきましては、それをもとに地球温暖化対策実行計画の区域施策編というべきものをつくろうとしているところでございます。

これまで、事務事業編につきましては、義務的なもので平成31年２月に策定をしておりまして、事務事業編につきましては公共施設に関するもの、今回つくろうとしている区域施策編につきましては民需部門に関するものでございます。

内容としてはそういうふうなことでございます。

○９番（榎　光徳君）

財政運営につきましては、これまでも大きな財源不足が生じることもなく健全財政運営がされてきているのかなとは思っております。町長以下職員の皆さんの努力もあるのかなと思っているんですけれども、町長が所信の中でありましたけれども、私は、また大きな、昔は自主財源が３割以上を目指したわけですけれども、今はもう本当少なくなっております。ですから、自主財源を確保するためには、例えば企業誘致等をして新たな事業を起こしていくというのも大事なことなんですが、先程の施政方針でもありましたけども、脱炭素の企業誘致を考えているというようなこともありました。ぜひそういったようなことで自主財源を増やせるような方向ができていけばいいのかなと思っております。

それと、放課後児童健全育成事業は６か所ということでしたけれども、今回出生の補助も新たに増額されております。やっぱり子育て世帯、あるいは共働き世帯、そういったところにおいては非常に放課後児童保育というのは大事なことでありますので、これもしっかりと支援をしていただければありがたいのかなと思っております。

それとマスタープラン策定について、私もさきの12月議会でしたか、一般質問で今の電気サミット、脱炭素サミットみたいなものはできないかというようなことで質問をした折にこのマスタープランの策定も考えているというようなたしか答弁があったと思うんですが、そういったようなことにつなげられるような、ぜひ策定を進めてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○５番（眞邉真紀君）

議案第30号について２点だけ質問させていただきます。

40ページの総務管理費の地域活性化対策費の中で、口永良部商店運営補助金が100万円ついていますけどこちら運営の組織が変わって、運営自体がどんな感じでされているのかなというのをお伺いしたいのと、円滑にいっているかどうかです。

あと、117ページの教育費、幼稚園費が1,868万5,000円ついていますけど、こちらは八幡幼稚園の園児がどんどん減っていく中で、令和６年度、何人いらっしゃる予定なのか。あと地域で検討もされているかと思うんですけれども、その地域の中でどんなお声があって、また来年度も継続というか、今後の見通しも併せて教えていただけたらと思います。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

地域活性化対策費の口永良部商店運営補助金につきましては、３か年補助ということで、３年間は支援をしていくということでございましたので、令和６年度までの予定となっております。これまでのところ運営に関しては特に問題なくできているのではないかというふうに思っております。

○教育総務課長（長　美佐子君）

先程の御質問にお答えいたします。

令和６年度現在８名の入園希望があります。令和５年度に３回にわたり在り方審議会を開催いたしました。地域の声といたしましては、このまま継続をしてほしいという意見が大半でして、このまま継続をしていくというふうになりました。でも将来的にはやはり子供たちの数が減っていくということで、今のままの幼稚園の在り方でいいのか、例えば認定こども園にするとか、そういうような意見も含めて、またそういう時期にきたらまた検討委員会を開催して検討していくという結論に達しております。

○５番（眞邉真紀君）

口永良部の商店については分かりました。

幼稚園について、地域の方からそういう声があるというのは大事に取り上げていくというのは大事だと思うんですが、やっぱり一般財源からほとんど支出していますので、検討が必要かなと思うのと、あと、以前は12名というのがボーダーラインだったというふうに私自身は認識しているんですけど、最低ラインというのは設けられる予定はないんですか。例えば、３名でも地域の声があれば継続するのか、ある程度の線引きを示していく必要もあるんじゃないかなと一方では思うんですけれども、その辺は全く今のところは検討がないということでよろしいですか。

○教育総務課長（長　美佐子君）

今のところは、前回の在り方審議会の中で、入園児が１桁になった場合には改めて検討しましょうということは、前回の審議会のほうでありました。今回の場合にはしらゆ

り保育園とかの閉園等も踏まえて、やはり南部地区の幼児教育を維持していくということで、２名であろうが、３名であろうが、このままの形で継続していきたいということでした。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○１２番（日髙好作君）

一般会計38ページの歳出のほうですけど、寄宿舎運営業務委託384万円ですけど、多分先程の町長の施政方針の12ページに出ている地域おこし協力隊による寄宿舎事業という理解でよろしいですか。その中身についてちょっと。

それと、その他もろもろ地域おこし協力隊の報酬とか、委託料とか、活動費の補助金とか、そこらの関連性ももしあればお伝えください。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の宿舎借上げ料につきましては、これまで個人宅、あと民宿に受け入れをしていただいたんですが、なかなか手いっぱいでありまして、もう見られないという声も出てきまして、どうにかしないといけないという本当に際どいところまで行ったことから今回民宿を１棟借り切ってそこで宿舎運営をしようという形で考えております。

その中で、財源的なものもありましたし、その寮母となるような方も、一般財源で捻出するのはやっぱり厳しい部分もあったものですから、今回地域おこし協力隊を活用したらどうかということで、地域おこし協力隊を２名募集をかけました。先般面接まで行いまして、ある程度可能性があるということがありましたので、地域おこし協力隊を寮母として運営をしたいということで、今回まず借上げ料が今400万円計上しているんですが、今のところ基本的にはお子様１人が町から４万円補助をしていまして、保護者から４万円でありましたので、その４万円を基礎に借り上げた場合の400万円、10名ぐらいだと400万円ぐらいになってくるので、その400万円と、あと地域おこし協力隊の経費として４万円掛ける人数分が活動費という形で、その４万円掛ける人数分の活動費の中で食材費だったり光熱費を払ってもらう、その他宿舎にかかる経費を払ってもらうという形にしております。

ただ、この400万円の中には、その施設の浄化槽代だったり、電気料が入っていないので、そういう部分については、町のほうで負担をするということで今詳細を詰めているところでありまして、債務負担行為についても先程計上させていただいたところであります。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問ですけども屋久島高校のみらい留学の件ですね。頭が入っていないの

で、それを冒頭に言っていただかないと、議事録として。

○１２番（日髙好作君）

その点については分かりました。

事業計画の中で、総務課の中段のあたりで、専門職員不足やゆとりある職員配置が難しい状況であることから、業務の見直し、整理や外部委託、さらには会計年度任用職員を含め、中長期的な視点に立った定員管理を行うということですが、専門職員の不足というのはどの部分で、何人ほどいて、今年度中の採用の見込みができているのかどうか。

それと、これからいくと職員を減らしたはいいが、非常に日常の業務に差し支えるということで任用職員を増やすというような、そういう理解なのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんです。

それと、職員研修への積極的な参加を促すとありますが、今年度予定されている職員研修はどのような内容で、何回程度行われる予定なのか、その辺もお願いいたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

議員御質問の専門職につきましては、土木技師、建築技師でございます。ここ数年募集をかけておりますが、応募がない状況であります。これは本町だけにとどまらず、熊毛管内、鹿児島県においてもそういう技師不足が生じているということをお聞きしております。

会計年度の任用職員につきましては、今後また機構の新たな見直しも含めて組織の在り方、適切な人員配置ということも含めて、職員数を現状を維持をしていくのか、減らしていくのか、さっきの専門職にもございますが、一般職員についても応募者が少なくなる状況が見えています。今後、募集をかけても応募がなければ、今いる職員でやっていかないといけない。そこに不足する部分で、会計年度職員で対応できる部分については、もう既に出張所窓口に会計年度を配置しておりますけども、そういう形も必要かなということで考えているところです。

研修につきましては、毎年例規の第一法規をお呼びしまして、例規の研修をやっていますが、そのほか、令和５年度から、人事評価に基づく評価の研修というのを全職員対象にやっています。これにつきましては、事業計画にもありますように、人事評価制度の適切な運用に向けて、今後も引き続きやっていきたいということで考えておりますが、具体的に今いつごろどういう研修を行うということはまだ決まっておりません。

以上です。

○１２番（日髙好作君）

私は、福祉関係の専門職も不足しているのかなと思ったんですけれども、土木、建築のほうということで、応募してもなかなか応募がないということで、引き続きそこは努力していただきたいと思います。

一昨年でしたか、機構改革が否決された状態ですが、担当課長として、課長も長年勤められてきての感触ですが、現状、職員の今の業務体制、そういったものを考えたときに、機構改革というのはやっぱり必要なのかどうかという担当課長としての差し支えない程度の考えがあれば教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

その前に、先程福祉関係の専門職ということでありましたが、令和５年度で社会福祉士１名応募がありまして、採用しております。福祉関係については、長年募集をしておりました方が見つかったということで、今現在不足している部分については土木建築ということでございます。

機構改革につきましては、新庁舎建設の際にじっくり時間をかけまして、職員の意見を聞きながら機構改革案をつくりまして機構改革を行ったところなんですが、それ以降、コロナも含めて色々業務体系が変わってきている部分もございます。そこに対応するために、大規模ではなくても、小さな規模でも、やっぱり見直すところは見直していかないといけないのかなという気はしていますけども、そこには職員の思いと総務課の思い、ちょっと違っている部分もありますので、話合いを行いながらやっていければと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定についてから、議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの29件は、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第１委員会室を、産業厚生常任委員会は第２委員会室を、それぞれ充てます。

△　日程第46　令和６年請願第１号　児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第46、令和６年請願第１号、児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求め

る請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

△　日程第47　令和６年陳情第２号　川内原発の20年延長に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第47、令和６年陳情第２号、川内原発の20年延長に関する陳情書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、３月８日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　２時３２分

令和６年第１回屋久島町議会定例会

第　２　日

令和６年３月８日

令和６年第１回屋久島町議会定例会議事日程（第２号）

令和６年３月８日（金曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
１番　渡邉　浩	１．訪日外国人旅行者受入環境整備事業について	
	(1) この事業を導入した経緯と今までの成果を伺います。	町　　長
	(2) この事業が今年度で終わる予定ですが今後継続する予定はないのか伺います。	町　　長
	２．屋久島町ＰＲ大使について 屋久島町として現在ＰＲ大使を１名任命していますが、今後増やす予定はないのか伺います。	町　　長
４番　中馬慎一郎	１．危険家屋対策について	
	(1) 屋久島町空家等対策基本計画の実態調査結果と現状を伺います。	町　　長
	(2) 危険家屋等解体補助金の令和５年度の交付件数はどれぐらいか伺います。	町　　長
	(3) 昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が行われたが、主な変更点と町の事業として今後どのような計画を立てていくか伺います。	町　　長
	２．屋久島町エコツーリズム法全体構想の推進に向けた取組体制について	
	(1) 資源循環型地域社会の構築に向け、一次産業等地域産業とエコツーリズムの連携強化の取り組みについての見解を伺います。	町　　長
	(2) 全体構想推進に向け積極的に取り組む企業・団体の「見える化」として町からの情報発信や登録制度について考えはないか伺います。	町　　長

14番　渡邉博之	１．フリースクールについて (1) 議会が採択したフリースクールについて、町長及び教育長の認識と感想を求めたい。 (2) フリースクールの訪問とスクール関係者との意見交換を要望したいが、どうか。 ２．口永良部の水道事業不祥事問題と水道料金値上げについて (1) 口永良部の水道事業不祥事問題の見解を問う。 (2) 水道料金の値上げを計画しているか。もしそうであれば、値上げの理由を示してほしい。 ３．多目的交流センター建設について (1) 多目的交流センター建設構想が動き出しているが地元材の活用を考えているか。 (2) この事業はＰＦＩ方式でやるともう決めているのかどうか。	 町　　長 教　育　長 町　　長 教　育　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長
11番　高橋義友	１．一湊地区揚排水機場の整備は完了したのか 昨年の台風６号の時、機能しなかった揚排水機場の整備は完了したのか。 ２．一湊林道線の改修について 現在通行止めになっている一湊林道線の改修について ３．本年度で期限が切れる旧一湊中学校教室・テニスコート・トイレの今後の利活用について (1) 校舎の現状はどうなっているのか。今後の利活用をどのように考えているのか。 (2) テニスコートの今後の利活用について。 (3) 鉄筋コンクリート造平屋建トイレの現状と今後の利活用について ４．旧一湊中学校跡グラウンドの整備及びトイレについて 町民に開放されている健康づくり広場に夜間照	 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 教　育　長

	明施設を整備する計画はあるか。また、トイレが使用出来なくなり、町民から苦情が出ておりますが、如何お考えか。	

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１５名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩　君	３番	小　脇　淳智郎　君
４番	中　馬　慎一郎　君	５番	眞　邉　真　紀　君
６番	相　良　健一郎　君	７番	岩　山　鶴　美　君
８番	渡　邊　千　護　君	９番	榎　　光　徳　君
１０番	緒　方　健　太　君	１１番	高　橋　義　友　君
１２番	日　髙　好　作　君	１３番	岩　川　俊　広　君
１４番	渡　邉　博　之　君	１５番	大　角　利　成　君
１６番	石田尾　茂　樹　君		

１．欠席議員（１名）

２番　内　田　正　喜　君

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久　君	議事調査係長	岩　川　さほり　君
議事調査係	小　池　祐　士　君		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治　君	教育長	塩　川　文　博　君
副町長	日　髙　　豊　君	会計課長兼会計管理者	塚　田　美　恵　君
総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長	岩　川　茂　隆　君	政策推進課長	三　角　謙　二　君
観光まちづくり課長	泊　　光　秀　君	町民課長兼地域住民課長	鶴　田　洋　治　君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日　髙　孝　之　君	健康長寿課長	塚　田　賢　次　君
生活環境課長	計　屋　正　人　君	産業振興課長	松　田　賢　一　君
建設課長	日　髙　　望　君	電気課長	内　田　康　法　君
教育総務課長	長　　美佐子　君	社会教育課長	泊　　竜　二　君
監査委員事務局長	中　村　一　久　君		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

定刻になりました。

本日の会議に、欠席届が出ております。内田正喜議員です。親族の不幸のためです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、１番、渡邉浩君に発言を許可します。

○１番（渡邉　浩君）

おはようございます。１番、渡邉浩です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従って町政への一般質問をさせていただきます。

今回は２点であります。

１番目、訪日外国人旅行者受入れ環境整備事業について。

この事業を導入した経緯と今までの成果を伺います。

次に、この事業が今年度で終わる予定ですが今後継続する予定はないのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。渡邉浩議員の質問にお答えします。

本事業につきましては、今後増加が見込まれる海外からの観光客がストレスや不満等を感じることなく町内観光をしていただけるように、平成30年度に外国人旅行者に対する観光利便性アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、令和元年度に創設したものであります。

補助内容としましては、外国人観光客を積極的に受け入れるという観光関連事業者などが実施する翻訳機器の導入や外国語表記メニュー表作成など、外国人旅行者が滞在しやすい環境を整えるための事業に対し、１業者50万円を上限として対象事業費の２分の１を支援しております。

成果としましては、令和５年度の交付見込みを含め５か年で延べ101の事業者が実施したところであり、補助対象事業に対して補助金を交付することで受入れ環境の整備促進が図られ、外国人観光客の利便性向上に寄与できているものと考えております。

○１番（渡邉　浩君）

私は、前回の議会での一般質問でも話しましたが、皆様からの声を聞いて町政に反映させるということで、前回、入会林野資源総合活用事業についても南部の地域の区長さんを中心にこの事業をやってほしいという意見があり、一般質問させていただきました。

今回のこの訪日外国人旅行者受入れ環境整備事業は、これについてもまたたくさんの事業者の方が継続してほしいという声があり、今回一般質問をさせていただいております。

同僚議員が活力アップ交付金については継続をしてほしいということで、今回継続する見通しとなっております。これは大変感謝するところです。この訪日外国人旅行者受入れ環境整備事業についても、今、町長が101の事業者ということでありましたが、このうちの２が私ども平内集落の区長時代にお願いして採択されたものであります。

私、昨日どうしても１件確認したいことがありまして、平内の特に外国人がたくさん集まる居酒屋があるものですから行きましたら、案の定、外国のお客さんがたくさんおりまして、そこのオーナー夫婦は全く英語がしゃべれないんですけれども、ジェスチャーで何とか切り盛りして繁盛しているところなんです。そこで気になっているのが、カウンターに外国のメニューがあるんですよ。聞いたんです、オーナーに。このメニューは今回の訪日外国人環境受入れ整備事業の補助金等を使いましたかと言ったら、いや、そういう事業があるの知らなかったと。あれば、ぜひ今後は使いたいという要望がありましたので、これも町長、前向きに検討していただければと思います。

それで、観光まちづくり課の課長にお伺いしますが、これは今年度で終わるということはもう十分承知しておりますが、今、申し上げたとおり、移住者、新しく来られた方々とか、とにかくこの事業をまだまだ継続してほしいという要望がとにかく強いんです。本来ならば前回の町民と語る会で声を大にして言いたかったという方が１名おりましたが、ちょっと所用で来れないということで、今回、私が一般質問をさせていただいたところです。

町としては今後、もう令和６年度は事業はないことは分かっておりますが、７年度以降、やっぱりアンケート調査等して、また前向きに検討していけるかどうか、ちょっと伺います。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

先程、町長の答弁にもございましたとおり、制度創設前にはアンケート調査を実施し

て開始をしたところでございました。

また今年度で終わる予定とはなっておりますが、毎年徐々に件数、金額ともに増えている状況でございまして、先程101件に対し５年間で1,600万円弱を交付しているところ、５年度につきましてまだ年度途中ではありますが1,600万円弱を交付しているところでありまして、今年度26件で500万円以上の交付をしております。これも周知により事業者の方が今年度までということで結構駆け込み等もございましたが、その中でも工事については３月までに終わらない見込みがあるということで、先送りした事業者もございましたので、まだまだ必要としている事業者があると思われますので、新年度におきまして、先程申し上げましたアンケート調査等を実施した上で、またさらに新しいと言いますか、また同じような事業を実施できるかどうかについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○１番（渡邉　浩君）

観光まちづくり課の課長にちょっと関連してお伺いしますが、この事業が条件として４か国語と、英語、韓国語、中国語２つとありましたが、申し訳ございませんが、今、中国経済が大分失速しているようですが、屋久島にはやっぱりヨーロッパの観光客も多いようです。ほかの外国語もこの要項に示すのではないか、ちょっと伺いますが。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの御質問の件につきましては、交付要項の中で補助対象経費を別表にて示しておりまして、その中で多言語についてもうたわれておりますが、特にそういった縛りはないものというふうに思っておりますので、またその辺は対象になるかどうかを見極めながら対応したいというふうに思っております。

○１番（渡邉　浩君）

町長に少しだけ感想を伺います。

町長は全離島の会長等も勤めていたことから、世界中の方と交流があったと思いますが、もしよければ世界中の方々からの屋久島に対する好印象があればお聞かせをお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

全離島とか海外というのはあまり交流はありませんので、外国人と直接接することはございませんけれども、色んなところで行われるアンケート等を見ますと、やはり国内、国外にしても屋久島には憧れていると言いますか、一度は行きたい、行ってみたいという、そういうものはたくさんの世界中の人たちが思っているというふうに思っています。

○１番（渡邉　浩君）

この事業で私が大変関心があるのが、屋久島には10の集落が里めぐりというのを行っております。これ今のところほぼ集落は日本人の観光客しか相手にしておりませんが、

これから、やはりアフターコロナ、外国のお客さんも対応したいなと思っておりまして、この翻訳アプリ等で外国のお客様を案内もしたいなと考えておりますが、こういったものが将来的に助成の対象になるのか、観光まちづくり課長、伺います。まだ検討中であれば検討中でも構いません。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでのところ、そういった里めぐりの団体のほうからの申請というか声は聞いておりませんが、うちの本事業の補助対象ということで捉えますと、交付要綱の中では宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者、交通事業者、旅行事業者、ガイド事業者、そして見学、拝観、体験等、観光客の受入れを行う観光事業者等ございますので、そのあたりに該当するのではないかと思っております。

なかなか里めぐりの事情をそこまで把握していなくて申し訳ないんですけれども、そういったインバウンドが対応できないところもあると思いますので、本事業の目的が観光環境の利便性向上を図るという趣旨からいけば、里めぐりがエコツーリズムを活用した地域づくりでございますので、その辺は対象となるのではないかというふうには思っております。

○１番（渡邉　浩君）

通告にはありませんが、関連しておりますので、議長の許可はいただけると思います。昨日の……。

○議長（石田尾茂樹君）

通告にないものは駄目です。

○１番（渡邉　浩君）

失礼しました。

○議長（石田尾茂樹君）

許可できません。

○１番（渡邉　浩君）

最後に、この事業に関して、私、５年前に息子がマレーシアに留学しておったものですから、息子に会いに行きました。この翻訳アプリを持ってマレーシアの方ともお話をしました。そこでマレーシアの方に、日本の屋久島って知っているのかと問いましたら、もちろん知っていると。ぜひ行ってみたいところだということで、大変皆さん、離れた国であっても屋久島のことを知っていたと。

町長の一丁目一番地で、屋久島空港ジェット化、これも将来的にはマレーシアからチャーター便が来るかもしれませんよということで、私、話しておりました。10年後。私がそこのポジションにいるとは思いませんが、ぜひ町長、一丁目一番地、屋久島空港の

ジェット化をどんどん進めていってもらいたいと思います。

この質問に関しては終わりたいと思います。

次に、屋久島町ＰＲ大使について伺います。

屋久島町として現在ＰＲ大使を１名任命していますが、今後、増やす予定はないのか、伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町では平成23年３月に屋久島いとこ設置要項を制定し、屋久島のＰＲ活動や本町の振興についての指導、助言、情報提供を行う役割として、当時の町長の政治的、政策的に関わりのある方々を任命して、屋久島いとことして活動をされてきております。

しかしながら、ときの為政者との関わりの中での任命から10年以上のときが経過したこともあり、昨年２月に屋久島いとこ設置要項を全面的な見直しを行い、屋久島ＰＲ大使設置要項として大使の任期を任命した町長の任期または委嘱の日から２年経過した日のいずれか遅い日までと改正をしたところです。

私は昨年10月の選挙において４期目の負託を受けたことから、私のこれからの在任期間である４年間、本町の振興への指導や助言、屋久島のＰＲ活動をしていただく方を新しい要項の下で先月１名の任命を行ったところであります。

これまでにも各方面からノーギャランティーでいいからとの申出や御推薦がありましたが、実際に協議していく中で事務所等を通さなくてはならず、多額の報酬を求められることが発生しております。本町におけるＰＲ大使の考え方は、活動していただく大使が自発的、自主的に無報酬において活動していただくことが前提となっており、私の在任期間に屋久島への思いが深い、そのような方と巡り合いましたら大使として任命をしていく考えであります。

○１番（渡邉　浩君）

屋久島町ＰＲ大使の要項を見ておりますと、第２条の１に本町に関心と愛着を持つ者で経済、産業、芸術、文化及びスポーツ等の分野において活躍している者というものがあります。私は今回、是非１名推薦したい方がいるんですが、紹介してもよろしいでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

どうぞ。

○１番（渡邉　浩君）

今、彼女はＩＢＦ世界女子バンタム級のボクシングチャンピオンでニューヨークに在住しております。祖母も平内に持つ者です。父親が沖永良部島出身ということで沖永良部島の親善大使はしております。日本に帰国する際には鹿児島県知事、下鶴市長、国会議員、テレビ局等も大変交流があって、一生懸命、鹿児島、奄美のために頑張りたいと

いうふうにコメントも書いておりますが、本人とも話したんですけど、私のルーツは屋久島なんだということで、ぜひ屋久島のためにも活躍したいという思いがあり、ぜひ町長に検討していただけないかと思っております、彼女は戦うシングルマザーということでテレビにも出ておりますが、一人で子供を育てながら頑張っております。

最近でも、色んな大学の講演会とかリモートでもやったりとか、ニューヨークのエンタメ会ですね、そういうところにも取り上げられたりしております。もう世界中の方が知っていると思いますが、やっぱりこれから地域の活性化のためにはインスタ、ＳＮＳ等で色々と情報発信をして、地域の経済を盛り上げていこうと思っております。

彼女も屋久島のためにぜひ働きたいということです。今、町長の答弁で、やっぱりギャラの問題が発生します。これも、よく彼女とも話し合わないといけないんですけど、あとはもう町長、執行部の考えもあるでしょうから、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

また併せまして、町長からも一言、６月に屋久島観光協会の総会がありますので、観光協会の親善大使あたりもぜひ推薦していただければと思います。

私は、以前、旧屋久町の社会教育指導員もしており、子ども会活動を担当しておりました。その後、屋久島環境文化研修センターにおいても子ども会活動と携わってきました。やっぱり小さい子供に色々夢を聞くんですよ。将来こういうものになりたい、こういうことをしたいと。勉強はできなくても、何か得意なものがあれば、ぜひその分野で頑張ればと。料理が好きだったら料理の学校に出てお店を開くとか、お花が好きだったらお花屋さんいいですねと。やっぱり彼女も、子供の将来のことを考えたときに、私も子供たちが、子供たちの夢をかなえる環境をつくっていくべきだと思っておりますので、町長もぜひ前向きに、また検討してください。私も資料はどんどん出していきたいと思います。

ニューヨークにいながらＳＮＳ等で屋久島の発信、沖永良部島の発信、鹿児島の発信をどんどんやっていく考えでありますので、ぜひ前向きに検討をしてください。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。答え、すみません。

○町長（荒木耕治君）

今の、世界のスーパーフライ級のチャンピオン、前々から聞いておりまして、２年ちょっと前ですか、本町役場にも娘さんを連れて表敬訪問に来たことがございます。私も会ったことあります。

それで、その前に沖永良部島の知名町に私も行ったときに、屋久島の人がいるからというところに、知名の役場の職員から一緒に行ったわけですけれども、その方がおばあちゃんです、今のそのおばあちゃん。本名言いますと、吉田実代さんていう方ですけれ

ども、おばあちゃんがそこで長く仕事をやっていて、それで彼女は鹿児島で育ったみたいですけど、そのときに、実はボクシングの試合があるって言われて、その当時はＷＢＯの女子世界スーパーフライ級のチャンピオンだったんです、女子の。防衛戦があるということでぜひ見に来てくださいって招待券がもらえるかと思ったら、そうじゃなくて、それでもやっぱりそういうルーツの方ですから行きました、後楽園ホールへ。いい戦いだったんですけど、結局は判定負けをしまして、そのときタイトルを失うわけですけれども、それで普通もう心が折れるかなと思ったら、彼女は前、話を聞くと、子供の頃から負けん気の強い子だったらしくて、そういう、ソフトボールをしてたって言ってますけれども、そういうことで、今度は一念発起して、子供と２人アメリカへ行って、またボクシングを一からやり直すんだということで行って、彼女の話、チャンピオン戦の相手だったのは、何か試合ができなくなって、その代わりに彼女はそのチャンピオンと対戦をすることになって、そこで見事チャンピオンベルトを取って、今は世界チャンピオンだということでございます。

ですから、そういう面では確かにそういう方と、近々日本に来られるのかどうか知れませんけれども、またそういう、やはりもともとルーツは屋久島だってことは本人もそう言ってますし、そういう思いがあれば屋久島のＰＲ大使なり、あるいは今言われた観光協会の親善大使なり、いずれかそういう方向で。

ただ、沖永良部島の知名の親善大使も多分、あっちこっちの親善大使をされていると思いますんで、そこら辺の絡みもありますんで、少しまたそういうことは話をして、いい方向で考えていきたいというふうに思っております。

○１番（渡邉　浩君）

昨日の町長の所信表明の中で、今年、ポンカン導入が100周年を迎えることを話されましたが、これは同僚議員からも言われましたが、もう100年に一度とのことで、複数日、２日間でも渡って大々的なイベントをしてほしいと。こういう場で、この中で観光大使の任命、ＰＲ大使の任命、本人がニューヨークにおればニューヨークとリモートで任命式をやるなり、色んなパフォーマンスができると思います。ぜひ前向きに検討をお願いします。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。10時50分です。

休憩　　午前１０時２６分

再開　　午前１０時５０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４番、中馬慎一郎君に発言を許可します。

○４番（中馬慎一郎君）

おはようございます。４番、中馬慎一郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、町政への一般質問をさせていただきます。

本日は危険家屋の対策についての見解、そして屋久島町エコツーリズム法全体構想の推進に向けた取組への見解、２点をお伺いします。

まず、危険家屋の見解についてですが、今、全国で問題になっています特定の空き家危険家屋についてであります。

2018年には全国で349万軒の使用目的のない空き家があると言われています。現在でもその数は増え続けているのではないかと思いますが、屋久島町においてもやはり人口減少や、また都会へ出ていく人たちの多くなることで、この空き家が増えていると思います。その中、全国でも国のほうでは空き家など対策の推進に関する特別措置法が一部改正されました。昨年の６月に法が改正され12月より施行されております。

屋久島町においても、令和元年から令和５年にかけて空き家対策などの基本計画というのが作られており、その実態調査なども行われたと聞いておりますが、まずはその実態調査の結果と屋久島町の現状をお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

空き家等の実態調査結果については、各区長さんからの報告及び町民からの情報提供等を含め、令和６年３月現在で空き家等の町内件数は489戸となっております。この中で危険度が高い管理不全空き家が80戸あり、特定事務による所有者調査を完了した22戸の所有者及び法定相続人に対し、手紙にて調査意向、危険家屋解体撤去補助金の案内を現在行っているところであります。

○４番（中馬慎一郎君）

489件というのは、令和元年から調べて令和５年度においての数字ということでよろしいですか。

令和４年度の屋久島町の危険家屋の数字がちょうど80戸でしたので、その調査というのが今年、本年度行われたのかどうかは分かりませんけど、そのときに、この危険家屋の解体補助、２番目の質問にもう入りますけれども、解体補助の令和５年度の交付件数というのは実際、どれぐらいあったんでしょうか、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

令和５年度の屋久島町危険家屋解体撤去補助金の交付件数は４件です。

なお、補助金制度執行年度の平成23年度から令和５年までの補助金交付件数は77件となっています。

○４番（中馬慎一郎君）

数字のほう、ありがとうございます。

私が住んでいる志戸子集落でも大体25件ぐらいの特定空家というか、使用目的のない空き家があり、そのうちのやっぱり数件が台風のたびに隣、近隣住民に瓦が飛ばないかとか、柱が倒れてこないかとか、不安を与えております。ですから、台風前には必ず消防団で見回りをして、危険なところというのを重点的にやって補修というか、できるところはしていかなければいけないのかなと思っているところですが、あくまでも個人の所有物ですのであまり手をかけられないというのも現状であります。

そんな中、国のほうで定めた特別措置法の一部改正というところで変わったところというのが、今、管理不全家屋については住宅用の特例として６分の１の固定資産税が免除になっていたのが解除になると、いわゆる固定資産税６倍になるということや、緊急時の代執行という制度が設けられたというのが付け加えられたと聞いています。

この辺は町のほうに置き換えたときに、この６分の１の固定資産税の解除というのはもう既に行っていると思ってよろしいですか。

○建設課長（日髙　望君）

今の質問にお答えをいたします。

現在６分の１補助については、そのままの状況でございます。一部改正がありましたのでできないことはないんですけど、できるようにはなりました。しかしながら、それについては特定空家の指定的な部分の中でそれができますよという形になっていますので、本町におきましては今のところ特定空家指定というのは１件もない状態でございます。

○４番（中馬慎一郎君）

特定空家の指定がないということで、その調査は今後していく予定ではあるんですよね。その中で出てきたそういう特定空家に関しては６分の１の固定資産税の免除が解除されていくと、今後の方針になっていくと思います。

その中で、やはり国や町もこういう特定空家を何とかして改正していこうということで法の改正もあったんですが、一方で、やはり持ち主となっている方々の負担も非常に大きいと思います。今現在、屋久島町では空き家などの解体補助として最高額、限度額を30万円として、工事額の３分の１までを見るということをうたっておると思うんですが、鹿児島県下で調べたところ、私が調べた22町村の中では、こういった屋久島町と同

じ30万円の減額とする補助をするところが６件、あと奄美の伊仙町や知名町、また南種子町などでは２分の１の補助として50万円までの限度額というところも７件ありました。

また瀬戸内町では木造建築に関しては50万円、非木造に関しては100万円という補助に分けてやっているというところもありました。

またこの限度額を設けず、またこの特定空家に関する補助ではなくて、リフォームとか解体費用ということで補助を出すという自治体ももちろんあります。

屋久島町としては、この補助の在り方もぜひ見直してほしいと私個人的には思っています。というのが、やはり解体費用ももう５年前、６年前からするとかなり単価も上がっております。当時は150万円前後でできた解体費用も200万円を超える費用になっているのではないかと思うんですが、そのあたりの見解、課としてはどうお思いか、お聞かせください。

○建設課長（日髙　望君）

今、議員御指摘のとおり、県家屋の解体補助金が30％の30万円上限という形になっています。これを施工当時でいきますと、今、大体29坪ぐらいの建屋の場合がその当時150万円ぐらい、解体費用ですね。今現在、もう200万円を超えてきております。その要因といたしましては木材の地元での受入れができてた部分が、それができなくなってきているということで、全て島外への搬出という形もありまして、それから解体費用定期の部分の単価の上がり、定期の部分も含めて現在も200万円を超えている状況でございます。これにつきましては30％上限、30万円という形でありますが、今後、その30万円という上限額を検討していく時期には来ているのかなと私としては考えております。

○４番（中馬慎一郎君）

本当に、台風のたびにもう近隣住民が非常にやっぱり隣近所の危険家屋についてのことを脅威に感じております。今年も恐らく夏、また秋には台風が来ると思いますが、できるだけ早い、そういう条例なども見直していただいて、１件でも多くの特定空家が、危険家屋がなくなる。もちろん用途変更で使えるものはどんどんリフォームしたり使っていただきたいところでありますが、そういうのが現状厳しいところは１件でも多く、まずは更地にしていただくのがいいのかなと思います。町長、その辺のタイムラグというか、時間的なものも含めて、町長の考えをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

通告を受けた時点で、答弁の打ち合わせをするときに、もう30万円の時代じゃないよねという話はしました。ですから、もう予算についてはしましたけれども、近いうちに補正なり組んで、最低でも50万円ぐらいはもう出さんといかんなちゅうことは今、話を、私個人もそう思っていますし、それを最低限としてそれ以上のものが財政的に措置ができれば、できるだけ早い時期にそういう方向をやりたいというふうに、そういうふうに

指示をします。

○４番（中馬慎一郎君）

前向きな御答弁ありがとうございます。

その中で、もう１件、この法が改正されたことで緊急時の代執行という制度もできました。今年２月では奄美のほうでもこの代執行というのが行われたとニュース、新聞でも見たんですが、屋久島町においてはこの代執行というのも今後、あまり個人の所有に町が踏み込んでいくというのもなかなか難しいところであるんですが、この辺も考えていかなければいけないのかなと思いますが、その代執行については担当課長はどうお思いですか。

○建設課長（日高　望君）

代執行につきましては、法的には特定空家に指定して手続きを踏んでいけばできるものとはなってございます。

しかしながら、今、最初に意向調査を22戸余りのやつに対してこちらのほうから返信封筒で意向調査をしたほとんどは返ってきております。返ってきている中でいきますと、知らないとか、中身的には、この意向調査の内容的には建築物の所有について、これについてうちのほうで分かりやすい形で作って、４項目ほど、それから現在の状況について。それから空き家に対する今後の予定、４番目に空き家の対応で知りたいことということで今、個人的には意見的な部分をお願いをして返ってはきております。

中身を見ますと、ほとんどが相続的な部分の中で、結果的には孫の世代のところがほとんどです。もう親世代関係がなくなって孫、下手をするとひ孫的なところまで相続権の部分が出てきますので、そういう人についてはその段階で分かった住所とかをそれを全部、法務局あたりで特定で調査をした上で送れる状態になったのが22戸ということで、そこについては送って、返事も大体いただいております。中身的にはもうほとんど自分は相続代表でもないし、それも知らないし、分からない。屋久島にそういう物件がある自体も分からない、知らないっていう部分ですね。

それから解体の部分については、中には解体をしたいという回答もあります。何ですけど、結果的に代表者がある程度決まらないことには、例えば今、所有者ですね、そこの代表部分で話がついて、相続が直らないにしても一人一人の部分で意見がしっかりできれば、それに対しての部分で代執行をすると、お願いをするという形はできるかと思います。

あと管理人体制の部分も、今度の一部改正で変わってきています。ですけど、納税義務者とか、そこら辺が今、うちのほうで解体をやっている部分というのはほとんどは地元です。地元の人から、区長さんとかそういうところから親戚に言って、親戚のほうから連絡が行って、じゃあやろうかという部分で解体ができてきているのがトータル的に

77件という形ですので、うちのほうで今、倒壊、こちらにいない方たちの部分についてはそういうあまり分からないという部分が結構多い状態です。

民法の部分でも改正がありまして、相続登記の義務化ということもありますが、なかなか孫、ひ孫とかいうところの部分については、この相続を登記をやるということ自体も個人的にはかなり厳しいのかなと。代執行については相続人に対してもう特定空家で指定をして、やるのはできないことはないんです。請求をその相続人全員に請求をすると。代執行で町がやりますので、自ずと町のほうで先に負担をして、それに対して請求を全ての相続人に請求をしないといけないという形になってきますので、そうなってくるとそれが実際、しっかりそこら辺が返ってくるのかというところの懸念がありますので、なかなか特定空家にして代執行まで持っていくという部分についてはかなりのハードルが高いと。プラス所管課のほうの考え方ですけど、今の建設課のほうの体制ではなかなかそこら辺の部分の登記の部分だったりとか、そこら辺の調整、そこまで踏み込んだ部分をやろうとなると、ちょっと人員的には厳しい状況であります。

○４番（中馬慎一郎君）

その困難さがよく分かりました。

とはいっても、この相続の手続き的なことは、これからもどんどん、どんどん、今は課長も孫のことも言いましたけど、これからどんどん、やしゃごとか、そういった後を追っていくのが本当に困難になっていく時代になっていきます。これはもう屋久島だけじゃなくてどこもそうなんでしょうけど、今はやはり団塊の世代の方々が多く屋久島にもいますが、そういった方が元気なうちに少しでも１件でも多くこういったことが処理して、後世にやっぱりこういった物件が少しでもなくなるように進めてもらえればなと思っております。

続きまして、２つ目の屋久島町エコツーリズム法全体構想の推進に向けた取組について質問をさせていただきます。

この全体構想の構想案が昨年の８月に国のほうで承認されました。屋久島町においては平成23年に全体構想案が一度否決になって、それから13年ぶりの、13年越しに承認されたということになっております。

具体的に、全体構想になったらどんなことができるのかというのはもう皆さんも御存じだと思うんですが、敢えて少し説明させていただくと、地域資源の保護、特定自然観光資源に指定された地域には法的な保護措置ができる。そして立入制限、特定自然観光地域への立入制限や承認ができる。これが以前、屋久島町が平成23年に全体構想案を否決になったポイントで、立入制限、例えば縄文杉の立入制限について否決になった要因になっております。

そしてもう１つ、道路運送法上の緩和というのもあります。エコツーリズムなどを行

う特定事業者が自然観光資源へのツアー送迎を、対価を受けない場合において旅客運送事業の許可を要しないというのも、このエコツーリズムの全体構想で許可をされることになります。これは、ここで特定自然観光資源というのを、以前は山だけ、世界遺産地域を含む山岳部だけにしていたんですが、今回の全体構想、屋久島町では自然観光資源という位置づけで屋久島町全体を自然観光資源に取り入れて、屋久島町のエコツーリズムを推進していこうという取組に変わってきています。

そういった意味では、平成23年に一度否決になったこの全体構想案ですが、こうやって屋久島町全体で取り組むべき法案になった、条例になったというのは屋久島にとってよかったのかなと、私はこの期間があってよかったのかなと思っています。十分な審議ができて、こういう全体構想案ができたと。

法案はできたんですが、これを実際、具体的にどうやって動かしていくかというのが今後の課題になっております。

この全体構想でもうたわれている屋久島町全体が自然観光資源という中で、やはり今までは、例えば観光事業者やガイドだけが取り組むべき要因になっていましたが、屋久島町全体、町民がもっとこれに参加した形で全体構想を盛り上げ、エコツーリズムの推進をしていくことが屋久島町の方向性なのかなと思っております。

その中で、屋久島町エコツーリズムの推進構想の中にもうたわれておりますが、自然循環型の地域社会の構築に向けて１次産業の地域産業とエコツーリズムの連携強化というのを実際にうたわれて取組も事例として挙がっていますが、それを今後どうやっていくのかというのを、まず見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町のエコツーリズム推進全体構想につきましては、令和５年５月に認定がありました。今、議員がおっしゃったように同年８月に環境省より認定証の交付がございました。この全体構想の中で、エコツーリズムが自然環境の保全につながる仕組みづくりの一つとして資源循環型社会の構築を挙げており、廃棄物の再資源化や豊富な水資源を活用した水力発電による脱炭素化の推進など、生活環境分野での取組にも言及しております。

またエコツーリズムを活用した地域づくりとして、里めぐりのように集落が主体となり地域住民が参加し、その地域ならではの魅力を掘り起こし、体験型環境学習の実践や観光客と住民との触れ合いなど、多彩な屋久島の魅力を通して地域活性化へつなげてまいります。

さらに農林水産業や食、工芸品などの地場産業と連携し、屋久島世界自然遺産食の条例に基づく地産地消の推進や農林漁業と連携をしたプログラム推進を図るとともに、１次産業と観光業が融合できる仕組みつくりについて、屋久島町エコツーリズム推進協議会でも取り組み、支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

○４番（中馬慎一郎君）

今、全国で認定されたエコツーリズムの全体構想、市町村でいうと24自治体が登録されており、その26の推進協議会の内容を見ていくと、大体やはり１次産業との連携とか、地場産業を盛り上げるためということでエコツーリズムの推進を通して何とか地域を活性化しようという取組が見られます。

私も屋久島のこのエコツーリズムにおいて地元にどういう還元ができるかというと、まずはこういう取組をしているということを周知していくことでＰＲにもなりますし、付加価値をつけることができて、やっぱり商品価値を高めると商品の値段も上がるというか、そういうブランドを高める効果にもなると思っています。これから屋久島がどんどん、どんどん、世界にそういう情報を発信していくことが、屋久島に活動している企業や団体、個人のお店の力になるんじゃないかなと思っております。やはり付加価値を高めて、商品を少しでも高く売る、これが屋久島においての産業の一つの考え方なのかなと思っておりますが、先程町長の答弁にもありました屋久島、世界自然遺産食の条例というのも以前は作られていたとは思うんですが、実際これ動いていないと思うんですよね。担当課にもその辺をお伺いしたいと思います。もしあるとすれば、今、どれぐらいの登録店などがあるのかお聞きします。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの食の条例への関係についてお答えいたします。

屋久島世界自然遺産食の条例につきましては、旧屋久町で制定した条例を合併後も引き続き制定をしているところでございまして、宿泊施設等からの申請に基づき地産地消を推進する施設をそれぞれ屋久島料理の宿、屋久島料理の店、屋久島農林水産物の店として登録する制度でございます。

登録店には登録証、屋久杉看板を配付し、これにつきましては全て申請主義となっておりますが、合併前につきましては13店舗ほど御協力いただき登録がございました。その後、合併後につきましては３店舗という状況でございましたが、平成30年の雲水さんを最後に今のところ登録がないところでございます。これにつきましては残念ながら今のところ登録はないんですが、地産地消の関係や特産品ということの関係を含めまして、産業振興課のほうとも協議をしながら、この条例の在り方を含めて検討していく必要があるというふうには考えております。

○４番（中馬慎一郎君）

ぜひ食の条例でもせっかくある条例ですからこれを活用して、屋久島の食というものを観光と地場産業と本当に連携して盛り上げていただければなと思います。

その中で、屋久島町として全体構想の推進に向けた取組として、やはり企業や団体のそれぞれの団体へのどんな活動をしているかというのをＰＲするための見える化として、

町からの情報発信というのも重要じゃないかなと思っております。

２番目の質問なんですが、この情報発信や登録制度について、鹿児島県ではこれと同じではないんですが、ＳＤＧｓの登録制度、鹿児島県のＳＤＧｓの登録制度というのは昨年から設けられておるようです。今現在、鹿児島県ではこのＳＤＧｓの登録制度403件の企業団体が登録されていると言われております。色んな項目があって、チェックリストがあり、それをクリアしたところが登録店としてホームページなどにも載っているんですが、そのメリットとしては、登録店になったメリットとして、まず鹿児島県のホームページでしっかり紹介する。そしてキャラクター、ぐりぶーですね、鹿児島県ですから。ぐりぶーのロゴマークを使った使用ができるとか。

あと鹿児島県の中小企業融資制度における信用保証料率が通常より0.1％引き下げられるとかいう実際に具体的なメリットもございます。

そういったものを活用して、屋久島町が推進するエコツーリズムを推奨するお店や団体を屋久島町が今度は応援する、やっぱりそういう制度も必要じゃないかなと思うんですが、そういったものについてまだまだ検討はされていないとは思うんですが、今後そういったものを取り入れて検討していただければなと思っております。

ちょっと紹介したいのが、１次産業との連携というのは重要なんですが、これ今回、新しく作っていただいた屋久島町公認ガイドのマグネットシールです、車に貼る。これをすることで公認ガイドの認知度を上げて、ガイドツアーの送迎などで使っている車ですよというふうな認識をしていただいています。

こういった、やっぱりお客様だけじゃなくて、観光客だけじゃなくて、島民にもしっかりこういったものをアピールしていただくものとして作っていただいたわけですけど、こういった屋久島の食の条例に登録されているお店には、やはりもっともっと見える形で島民、観光客が分かる形でアピールをしていただいて、活性化につなげていただければなと思います。町長、そのあたり、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今の見せてもらいましたけど、マグネットの、それをつけた車が走り出すと、やはり町民もそういう対しても、公認ガイドといっても町民の末端までそういうことがいき届いているというかそういうことはございませんので、本町町民の意識を変えるということでも大事なことだというふうに思います。そういうふうに、やはりいつも議会からも言われますけれども、町民に広く知らせていくというか、そういうことをやっていくことは今の時代、非常に大事なんだなということをここ常々感じているところです。

企業団体の見える化による町からの情報発信や登録制度につきましては、今、議員が言われた屋久島町山岳保全協議会で今のところ実施をしております。協力店制度や鹿児島県が実施をしているＳＤＧｓ登録制度のような取組に賛同する企業や団体について認

証をし、国や町などが情報発信等を行い、さらなる取組や推進につなげていく制度であると認識しております。

本町のエコツーリズム全体構想につきましては、認定されて間もないところでございますが、取組自体は国内でも最も早く約20年の歴史がございます。このように長い期間議論をされ、認定された全体構想については、エコツーリズム推進協議会において構想案の段階から概要版の全戸配付などを行い、全体構想の認定後においては環境省のホームページにも掲載されており、町内外に情報発信してまいりました。

エコツーリズムの推進については、屋久島環境文化村構想や屋久島憲章の原則にのっとり、持続可能な観光資源の利用と地域活性化を図るためエコツーリズム推進協議会構成機関をはじめ様々な方々の協力なくして成し得ないというふうに考えております。

その中で、議員のおっしゃるように、エコツーリズムの推進に積極的に御協力いただける企業や団体について、その取組状況などを国や町、エコツーリズム推進協議会の構成機関においても広く発信していくことはさらなるエコツーリズムの推進強化が図られるものと考えられます。

今後、エコツーリズム推進協議会において当該制度の必要性や実施の方法を含め、各関係機関や有識者の方々から幅広く意見を聴取し、議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○４番（中馬慎一郎君）

今、町長の答弁でもありましたが、この世界遺産、屋久島のエコツーリズム推進法の全体構想案というのは、何も今、新たに作られたものではなくて、今、言われたように、文化村構想とか、屋久島憲章が目指す世界、屋久島が目指す将来像の在り方を具体的に各分野に分けて政策を作っているものです。ですから、やっぱりこれが元になって屋久島で今後、地域の活性化につながる事業をどれだけ作っていけるかというのが本当に課題だとは思いますが、今既にもうこの屋久島憲章や文化村構想にのっとって事業をやっている事業者もたくさんいると思います。そういったものももう一度洗い直して、掘り起こして、光を当てて、一緒に取り組んでいければなと思っております。

そして最後に町長にお願いというか要望ですが、こういった全体構想とか、あと観光基本計画、そして第２次振興計画とか色んな基本計画があるんですが、やはりどの計画も連動しないと、やっぱりつながっていかないといけません。観光基本計画が以前作られたときに、この今の第２次振興計画とどうもつながりが見えなかったんですよね。今度、来年度からまた観光基本計画も見直しということをうたわれていますので、ぜひ観光基本計画にもぜひこのエコツーリズムの全体構想、これはもうリンクしていくものだと思いますが、この第２次、第３次振興計画にもこのエコツーリズムの全体構想がしっかり言葉としてうたわれ、また事業として計画を持って町が進んでいけれるように願っ

ております。そのあたり町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおりだと思いますが、私個人も色んなものを作りますけど、みんな作るまで一生懸命、うちの職員にしても一生懸命やりますけど、そこから先が問題だといつも言っているわけですよ。そこがゴールじゃなくて、そこが始まって、それからいかに運用して、いかに連動させていくか。屋久島のエコツーリズムにつながっていくかというのは、やはり色んなものと連動しないといけないわけですから、そういうふうに、今議員がおっしゃるようなことを肝に銘じて、これからそういうことをやっていければいいなというふうに思っております。

○４番（中馬慎一郎君）

よろしくお願いします。

以上で、本日の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時２６分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邉博之君に発言を許可します。

○１４番（渡邉博之君）

お疲れさまです。渡邉博之でございます。

日本共産党発行の新聞、赤旗日曜版がスクープした自民党の政治資金パーティーをめぐる裏金づくりが、検察をも動かす大事件となっています。低収入と重税感、そして未曽有の物価高騰に苦しい生活を強いられている国民をよそ目に、自分たちはせっせと裏金づくりをやっていたなど、とんでもない話ではないでしょうか。一部議員の逮捕もありましたが、自民党の幹部及び幹部経験者から飛び出したのは、またもや秘書が記載するのを忘れていた、秘書が保管していたという、責任転嫁のオンパレードです。今回は記載欄に記入されていた不明という新語も飛び出しました。ある議員は、2,000万円ものお金を秘書が机の中にしまっていたと釈明していましたが、多くの人は１万円でも机の中に置きっぱなしにしていたら、家族の誰かに見つかるのではと気になって仕事も手につかないのではないでしょうか。庶民感覚とのずれには、開いた口が塞がりません。裏金が何に使われたのか、過去に遡って国民の前に明らかにすることが再発防止の要です。

そして、金で政治に介入する意図を持つ企業献金は、きっぱり廃止するべきです。日本共産党以外の政党が受け取っている政党助成金は、そもそも企業献金を廃止する前提だったはずであります。世界から見ても情けない、恥ずべき政治をなくすためにも、トカゲのしっぽ切りを許さず、徹底的な究明が不可欠です。

以上、申し上げて質問に入りたいと思います。

今回、私はフリースクール、水道問題、そして多目的ホールの建設の順で質問してまいります。

まず、フリースクールについてです。

町議会が昨年請願した、その全国に広がるフリースクールへの理解と支援を求める請願を採択したことは、町長、そして教育長も御承知のことと存じます。

文科省は、令和５年不登校児童生徒への支援の在り方について、相次ぎ各自治体宛てに通知・通告しています。このことも踏まえて、まずは町長、教育長にフリースクールについての認識を披歴いただきたいと思います。

以上で、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの渡邉博之議員の質問に、私のほうからお答えいたしたいと思います。

令和５年の第３回定例会におきまして、採択されました請願書にありました内容のとおり、教育機会基本法、これがございますけれども、その基本理念にもございますように、何らかの事情で登校できない児童生徒の学習機会の確保というものは、これはもう最優先で行われるべきものだと考えております。請願書にもありましたとおり、その具体的対策としまして、保護者の負担軽減のための経済的支援の在り方を検討し、そしてフリースクールなど民間施設の設立等の支援なども含めまして、国や地方自治体が策を講じることは大切なことだと考えております。

以上です。

○１４番（渡邉博之君）

町長も同じ考えと理解したいと思います。

今、教育長が基本理念を踏まえてという答弁がありました。そのことは共有をしたいと思います。

さっき紹介しました文科省の通知ですね。これは、不登校児童に対する基本的な考えとその政治の努力、立場、これを明らかにした比較的新しい不登校問題の見方として確立されたものであります。これ、私も読んでみて、本当に認識を新たにさせられたのですが、その柱になることについて、まず不登校をどう見るかということなんですね。こ

の通知では、学校に戻す、あるいは学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童生徒らが自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを中心に捉えるということ。これ、ちょっと言い換えれば、要するに子供たちが本当に安心して自分の存在も認められる、あるいはプレッシャーもかからない、そういう場が学校だという解釈になると思うんですね。

ですから、フリースクールが子供がいたときに安心して日常が送れれば、そこが学校だと、子供にとっての学校だという私は解釈をしました。これは、ややもすると、例えば不登校の子供を学校に戻すことが何か責任というような、そういう方向だけを見るのではないということを、私も新たにここで、この通知を読んで感じたところです。そういう認識を共有することが大事だということを、まず申し上げておきたいと思います。

そして２番目が、不登校児童にとってはその時期が自分の休養であるとか、精神的な休養であるとか、あるいは体力的に原因があるんだったらそれを見つめ直す期間として、それを理解すると。学業の遅れや進路の選択上の不利益や社会的自立へのリスクも、不登校児童、あるいはフリースクールだったり、存在するんだということも十分理解をして対応するという、そんな見解を文部省が出しているんですね。だからこれは本当に新しい私は見方だと思って、目から鱗の思いでいます。

そして、今、行政が行う教育支援センターというのは、やっぱり中心になるということですね。これは大事なことで、そのためにもその指導とか、そういう立場、上に立つ立場ではない。中心にはなるけれどもそうではない。結局、ネットワーク作りを行って、相互に協力、補完し合い、共に取り組む立場、これが大事だと説いています。そんな中で信頼関係を構築して、同時に保護者への支援に努める。これは当然、行政にも及ぶ通知というふうに思います。

ですから、文部科省がこういう立場で不登校の児童を見ているというのは、本当に希望だなというのを、希望を感じるような、そういう数字だというふうに私は理解をしました。

支援センターを中心に、相互関係を、信頼を構築していくということは、支援センターそのもののこの機能の充実という、内容の充実というのは非常に大事だと思います。相互関係といえば、現実にここのフリースクールを訪ねたときに、今度中学生になる子供がフリースクールでずっと生活していたわけです。生活というのはおかしいですけどね。学校として通っていたわけですけれども、自分は、いわゆる一般の学校、中学校に行きたいという表明を、そういう意思を示したらしいですね。それはそれで尊重を学校もしたという実例もあります。

ですから、こういう好循環が生まれてきたらいいなというのが、フリースクールと支援センター、あるいはほかの機関も含めてですけれども、大事だなというのを感じたん

ですけれども、この辺に対して教育長はいかがですか。何か意見があれば。

○教育長（塩川文博君）

今、渡邉議員がおっしゃったとおりだと思っております。

私どもも、町の機関として教育支援センターを南部と北部に、平成28年度から、南部は28年度ですね、北部はそれより数年遅れておりますけれども立ち上げて、子供たちの居場所づくりの一環というふうに考えておりますし、また、本当にそういう子供たちに何が今一番必要かと言いますと、私どもはやはり学力保障だと考えております。なかなか学校に行けない時期があった。だけど、何とかそういうフリースクールやら教育支援センターで指導員の指導を受けながら、そしてそこに通う仲間の影響も受けながら、何とか学校に戻れた。だけど、学校、居心地が悪い。なぜかというと、45分もしくは50分の授業が何を言っているのか全然分からない。学校が面白くない。また不登校に戻るという悪循環も現実にはございますので、今、私どもが考えておりますのは、たとえ学校に来れなくても、そういった学校を休んでいる間の学力保障を学校としてどのように考えるか、どんな工夫をするのか、そういったところをまず第一に考えながら、そして先程申しましたように、学校に帰ってくるのを第一目標ではなく、自分のこれからの進路を選択する能力、そして自分の価値を認めながら社会的に自立していくような、そのような子供たちを能力を資質を育てていくことを第二義というふうに考えて、今現在、学校に来れない子供たちの指導に当たるよう、学校と一緒に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○１４番（渡邉博之君）

教育長が、学力の保障が本当に大事だということをおっしゃいました。これも通知の中にしっかり告げられております。そういう点では、これからだと私は思うんですね。現地にやっぱりスクール学校というのは存在する限りは、この通知というのを積極的に受け止めて、今後、対応していただきたいということをまずお願いをしておきたいと思います。

それから教育支援センターは、県下でもまさに先駆的な試みだったと思いますし、事業だったと思います。その中でも数々の実績を上げられている。もちろん失敗例もあるかもしれませんけれども、そこから大きなものを学んでいると思いますので、それを生かしながら、とにかくみんなで子供を守っていくという、それは民間も含めてというのが通知の中身ですので、そういう立場で今後取り組んでいただけたらありがたいというふうに思います。

町長も今度の所信の中で、不登校という言葉を非常に大事に重要視しているということが表明でも分かりますけれども、そこでこの問題では最後に一つお願いをしたいのは、

お願いというか質問ですが、やっぱり町長は現場のスクールを訪ねたことがありますか。教育長はどうですか。お答えいただけますか。

○町長（荒木耕治君）

私はありません。

○教育長（塩川文博君）

私のほうは指導主事が２人、２度ほど訪問しておりますので、その報告を受けてはおりますが、私が実際に足を運んだことはまだございません。

○１４番（渡邉博之君）

ぜひ訪れて行って、現地を見て、そして意見交換がなされたら、私はそれが大きな一歩につながっていくのではないかというふうに思います。町長は特に現場主義を標榜していらっしゃって、確かにそういうことを実践をしていらっしゃいますので、このことについても、ぜひ努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

近いうちに現場には行きます。それは約束をしますが。この質問の通告を受けて、私も私なりにこのフリースクールというのを考えたり、調べたりしています。自分が子供の時代、学校に行っていた頃、自分が自分の子供を育てた頃の学校、そして今、私の孫が通っている学校の実態というか、何か私は自分が行った頃は当たり前だと思っていましたけれども、それが今になってもそれが悪かったとは自分では思ってはいません。ですが、時代は流れていきますから色んなことがあって、今こういう子供たちがどういう状況で多くなってきたのかと、不登校ということですよね。要するに、このフリースクールというのは公的じゃなくて民間がみんなやっている、ＮＰＯだったり個人的に。ですから今、渡邉議員、いいことというか、それはそういけばいいですけれども、逆に心配をする面も私はあると思います。

例えばそこの個人の考え方、主張、そういうことでそのフリースクールが本当に今言われたような形でやっていかれるのかということも一つ心配の種じゃないのかなと私は思っております。

ですから、今、そういうことで、学校に行ってもついて行かれない、仲間になれない。そうすると思い込む。そしてやはり最終的に子供たちがというか、そういう子供が自殺をする。それはやはりそういうところからずっと流れてきたというか、そういうことで周りとも会えない。だからそういうものをなくすために、今、そういうフリースクールとかそういうことでやろうということだろうと私はそう思っております。

ですから、やはり先程学力の話も出てますけれども、学力より真摯にと言いますか、心と体が強い子供というか、そういうものを、やはり屋久島の教育の中でやっていかなければいけないんじゃないのかなというふうに私は思っております。

その辺、これはちょっと私の個人的な教育の考え方ですけど、私は、教育は親の責任だと、私は思っております。自分の子供は自分がきちっと育てるべきだというふうに思ってます。ですから、こう見えても私も自分の子供が学生時代は、学校にも行ったりして、色々先生とも話をしました。ほとんど意見が合いませんでした。私は私の教育方針を持ってましたから、そういうふうに。だけど、それが二人の子供を育てましたけど、それが失敗だとは思っておりません。それぞれに今、生活をして、自立をして、人様に迷惑をかけずに生活をしているところがありますから、それはそれでよかったのかなというふうには思ってます。

ですが、やはり今の時代は色んな多様性のことがあって、色んな問題がありますから、やはり両親も家にいない時間も多いですし、そういう環境の中で育ってますから、ぜひこのフリースクールというのが子供のためになるような、そういう形で、屋久島の中でも今１か所ですかね、フリースクールというのは、今１か所なんですかね、屋久島は。それが１か所で済むのか、増えるのか、そういうのはありますけれども、やはりそういう環境としてきちんと町も見ながらやっていかなければいけないという気持ちは十分に持っております。

○１４番（渡邉博之君）

町長の考えもお聞きをいたしました。

少し古いかなという感じもしないでもないんですけれども、いずれにせよ子供を思うという気持ちでは共有できたというふうに思います。

教育長もぜひ行っていただきたいということをお願いをしておいて、やはり全国に今、不登校児童30万人と言われているわけですね。これはどんどんやっぱり広がっていく傾向。恐らく色んな背景があると思います。家族関係もあるかもしれませんし、経済的な関係もあるかもしれません。あるいは色んな要素がありますけれども、町長もよく、我々も議会で使う、屋久島町の子供は島の宝、どんな子供も島の宝だということとか、それから児童憲章であるとか、あるいはさっき言いました教育基本法にのっとって、子供の権利の尊重ですね。ですから不登校問題というのも、これで大きく囲んでやっぱり温かく見守っていくという、その姿勢は大事だという、そのことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次に、水道事業を全般といいますか、巡る問題点で質問をいたします。

私は質問通告を出した後で、町に対して、町長や関係者に対して損害賠償を求めるという裁判、その１審判決は新聞でも見たんですが、控訴をされたという話は聞いてなくて、ですから質問の内容も少し大きく変えざるを得ないというふうに思って、今ここに立っているところです。

ただこの問題はまだ道半ばだということだけは、はっきりしていると思いますが、今

の状況から見てみましても、町は業者に対して、発覚後、お願いと依頼という形でですけれども、こういう穴を開けた責任をということで、５業者に対して1,667万円で、合計でお願いをしている。そのうち今、230万円ですかね。４業者はそれに応じているということですね。この数字から見ますと、返納額が1,667万7,534円ですよね。業者に求めているのは1,667万円。これでいくと、100％業者に責任があるという立場で、この裁判には臨んでいるというふうに思うんですけれども、ただ今、おそらくそういうことも明らかにできないでしょうから。

そうしますと、やっぱりここには矛盾が残るんですね。それで１つは、発覚した後に責任を取って町長、関係者が報酬削減をやったと、これは責任を認めているということだけれども、一方ではほとんど業者に責任があるという主張をされている。ここは一つの矛盾として感じています。

恐らく、その業者に100％責任があるんだという立場の主張しか裁判ではなされない、できないんだろうというふうに思いますが、まだ問題が残っているという中で、もちろん判決が出て、最終判決が出て、それで調整をしなければならない局面が出てくると思いますね。だって、金額的にも合ってない。それから理由としても、業者に責任があるという裁判判決が出ないと、この徴収したお金というのはどう処理していいか、名目が立たないということになるはずであります。これは議会での説明とも大きく違う結果になってしまうので、そういう課題もこれからだということを申し上げておきたいと思います。

そして、問題は、やっぱり空いた穴を可能な限り埋めていくというのが、住民から見たら、そういう政治の責任があるというふうに思うんですね。一業者が、それは最終的な判断が出てからですよ、当然、根拠がありませんから。出てから、最後、まだ応じていない一業者の1,400万円。ここが大きいんですが、こういうことについても、やはり処理をしなければいけないという課題はあると思いますけど、その辺だけはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

それは処理をしなければいけないことだと思っています。

○１４番（渡邉博之君）

では、本当に問題が少し長くなるということは、我々も承知をしておきたいというふうに思います。

この問題は、さっき言いましたように、少し中身を変えて質問をいたしましたけれども、次に水道料金の値上げの問題で、値上げということで諮問することはない。町長の所信表明の中では、収支の見直しという表現で、この諮問委員会に諮問することを示しています。ただ、値上げを否定しているわけではありませんね。値上げはないとは言っ

ていないと、これもはっきりしていますので、私はやはり値上げは今やるべきではないという立場で議論させていただきたいと思います。

３つの理由があります。

１つは、今、住民の暮らしの現状はどうか。値上げするときは、ここをしっかりとまず見て、判断をしていただきたいということであります。コロナが終わってと言っても後遺症は残っています。特に住民生活の体力、あるいは営業の体力がまだ未回復で、さらに加えて、今、食料、燃料などの物価高騰が襲っています。ここで値上げをしたら大打撃を与えるということはもう間違いありません。そのことは強く主張をしておきたいと思います。

実際、中身をこう見てみますと、住民の皆さんの最近の中で、やっぱり年金が削減をされている。それから医療費負担増で、実収入は目減りをしています、収入は変わらずに。さらに、この前、政府が出した物価高騰等支援の給付金は非課税世帯に支給されたわけですけれども、非課税世帯というのは、大体目安として１人１世帯で年収で100万円未満。２人世帯で200万円未満ですね。これが予算で見たら、2,500世帯ですよ。6,400世帯という今現状だと思いますけれども、実に37％が非課税世帯です。

では、非課税世帯でない課税世帯が裕福かというと、もう１万円違うだけで課税になるわけですからね。やっぱり、そんな一、二万円ぐらいで裕福だとは言えませんよね。だんだんそこはつながっていて、その底辺が、今、屋久島町民の暮らしの大部分になっていると。ここはやっぱりしっかり踏まえて判断をする必要がありますね。

勤労者世帯でも、令和２年で県が発表した所得推計で、町の平均は214万円です。ワーキングプアすれすれのところですね。そういう意味では、ここは計算をしていませんけれども、50％以上がやっぱり生活が苦しい。これが町民の実態ではないかということが推測できます。そういう中で本当にやるのかということが、一つは問われているというふうに思いますね。

２点目は、赤字は誰が作り出したのかということなんです。私は町民ではないですよね、もちろん。これはもう行政が作ってきたものであって。その原因をしっかりと追及をして、その収支の見直しをぜひやっていただきたいというふうに思うんです。結局、収支のバランスが悪いんだろうというふうに思います。やっぱり事業量と収入との関係、ここは見直さないで、計画を先にありきでやってくると赤字を生み出しますよね。ただ民間の経営でも、そういう赤字は絶対に作らないというのが大前提ですから、計画の見直しをしていくと。これは当たり前になっているんじゃないでしょうか。そういう意味での事業の見直し、赤字を出さない、赤字を解消していくような事業の見直しが今必要じゃないかと。私はそのことを今度の諮問委員会にはぜひ図っていただきたいというふうに思います。

現実にも、やっぱり繰入れで不足分を補充しながら、そして不足分を減らしていく、計画の見直しで減らしていくと。例えば事業計画を、５か年のものを七、八年延ばすとか、そういう形で経営の見直しは私はできると、運営の見直しはできるというふうに確信をするものであります。

昨日、財調の問題がいくらかということを聞きました。財調が現段階で22億円、そのほかを合わせると、全体で40億円の基金もある。ここをうまく活用しながら、もう絶対に値上げはしないという決断を、ぜひ町長にはやっていただきたい。

３つ目は、昨日の今日ではないかという話です。あの、口永良部の水道の不祥事が起きて、まだ解決もしていない。そういう中で水道料金を値上げをするという政治がいいのか、私はこれは絶対にやめるべきだと、そういうふうに思うんですね。やっぱり迷惑をかけた上に、また住民には負担というのは、これはもう絶対に理解されない政治ですから、これは避けるべきだというふうに思います。

今、国会で岸田総理大臣が基金パーティーですね。パーティーについては、国民に迷惑をこれだけかけた。だから私の任期中には自分はパーティーはやらないと、こういう国会で答弁をしましたけれども。まあ、やめれば一番いいんですけどね。でも、しかしここには一定の矜持が示されているというふうに思います。結局、迷惑をかけた。だから、その大元にあるこれは延期をすると、パーティーは延期するということだと思います。

この水道料金の値上げの問題でも、私は当てはまるんではないか。迷惑をかけて、昨日迷惑をかけたのを、明日またすぐに迷惑をかけるような、そんな政治はやめるべきだと。そういう矜持を持っていただきたいというふうに思います。

ここで、今以上３点申し上げましたけれども。ここでもう値上げは私はあり得ないという結論を、ぜひ表明をしていただきたいというふうに思いますが。

そのほかにも、郡内では、屋久島町が一番安いというのでというか、だから少しは値上げをさせてというような言い方もありますけれども、でも、屋久島憲章にうたっている水ですよ、屋久島の水は。だから安いのは当たり前だと胸を張っていいんじゃないでしょうか。そういう何か精神を持ってもらいたいというふうに思います。むしろ誇りにして、安いことを。そういう立場に立つべきじゃないかというふうに思いますし。それから特別会計が独立採算制が求められるということも、今ある特別会計を見ても黒字を出しているのは電気事業だけですね。これは特別な事情がある会計で。そういう意味ではほかの会計は全部一般会計から持ち出しですね。だから水道事業だけそういう理屈は当たらないということを申し上げておきたいと思います。

その理由は、屁理屈だということを指摘しておきたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません、渡邉博之君、質問は簡潔に、通告に従ってお願いします。

○１４番（渡邉博之君）

分かりました。町長、質問をさせていただきますが。私変えたと言いました。変えましたけど。

そしたら町長、今までの人たちの意見を聞いて、この値上げについてどうですか。今の思いをお伝えください。

○町長（荒木耕治君）

議員は議員の立場で色々物を申されましたので、私は町は町としての立場で申し上げたいと思いますので。

昨年の12月21日、屋久島町水道事業事前評価委員会に対し、本町の適正な水道料金の水準及び水道料金の改定について諮問させていただいたところです。文字どおり、本町の水道料金の適正な水準はどの程度か。また、算出された水準に照らして、料金改定が必要か、否かについて審議いただいているところであり、まだ答申をいただいておりませんので、料金を上げる、上げないに関してはこの場でお答えできるものではありません。

とはいえ、よい機会でありますので、諮問に至る経緯、水道財政の現状についてお伝えしたいと思います。

本町水道は、昭和30年代から40年代にかけて、各地区簡易水道事業として創設、認可、供用開始以降、町民はもとより、使用者の皆さんへ安心安全な飲料水供給のため、浄水場をはじめとする各施設や管路の整備、これらの維持管理、水質管理を日常継続的に実施をきてきたほか、施設、設備の更新や耐震化事業を財政事情を考慮しながら実施をしているところです。

しかしながら、施設の老朽化は顕在化しており、老朽施設は今後さらに増加することは明らかで、更新・整備を適切に実施していくことが最重要課題となっています。

一方、水道料金については、人口減少や資材価格高騰などの影響を受け、水道事業収益が非常に厳しく、不足財源は一般会計からの補助金・繰入金に大きく依存していることから、独立採算が原則である地方公営企業の根本を成していない状況にあります。過去３年間の一般会計補助金・繰入金の状況を参考資料としてお配りしていますが、見ていただければお分かりのとおり、上水道事業特別会計と簡易水道事業特別会計を合わせて、一般会計からの補助金・繰入金は１億6,000万円から8,000万円近い額であり、うち総務省が定める基準を超える部分、基準外のいわゆる赤字補塡は6,000万円を超えています。この基準外の金額は、本来、一般会計において公共福祉サービスに広く活用されるべきものであり、水道事業の赤字補塡に充てられることが、一般会計を逼迫する一つの要因ともなっています。

水道事業を将来にわたって安定させ、持続可能な経営を維持するために、現行の水道料金体系は適正な水準なのか、料金改定が必要か否かについて、水道事業事前評価委員会に諮問したところであります。

○１４番（渡邉博之君）

私はやっぱり経営赤字を作ったその原因というのは、これでは説明できないですね。老朽化だとか言っていますけれども、計画を見直しする、そういうことも含めて私はやるべきだと思いますし、やっぱり事業のこの固定観念といいます。事業を計画決めたらそのとおりにやるんだということが、この大きな赤字を作り出しているというふうに思うんですよ。

この赤字を作り出したのは、これはもう限界だから値上げをするんだというのは、やはりちょっと無責任だと思うんですね。なぜこの赤字が生まれたのかということになるんじゃないでしょうか。

私はもう住民の立場ですから、町の立場、理解するところもありますけれども、やっぱり避けるべきだということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは最後の質問に移ります。多目的施設の利用についてであります。

私は、一つは地元材の活用をどう考えているか。庁舎建設以来の大型建設になりますよね。庁舎建設は御承知のとおり、地元森林の林業の起爆剤、こういうふうにおっしゃって事業が進められたわけですけれども、確かに色んな困難がありましたよね、問題もありました。ただやはり地元材を優先して、尊重して使うということは、庁舎のあのときと変わらないはずであります。今度のアリーナ建設、私アリーナというふうに言っています。多目的ですけれども、これも木材を使うと思うんですが、この視点は持っているんでしょう。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

多目的交流センター整備における地元材の活用については、本年度策定予定の基本計画において、施設の基本方針に、屋久島地杉の普及啓発により地域産業の振興を図るため、屋久島地杉を使った内装の木質化に取り組むことを明記しております。建物自体を木造とすることは構造的に難しいところですが、内装の木質化については、防火等の建築制限の範囲内で積極的に採用していきたいというふうに考えております。

○１４番（渡邉博之君）

そのことは確認できたと思います。やはり忘れずに林業振興、これはもう地元、少しコスト高になるかもしれませんが、その政治の意識はずっと持ち続けていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

そして、この事業をどういう方式でやるかということを、もう私は一つの議論だというふうに思って取り上げましたけれども、この事業を今流行りのＰＦＩ方式でやるとい

うふうに、もう決めてらっしゃるんでしょうか。それともまだこれからということでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

本年度実施したＰＦＩ可能性調査において、本事業の施設整備から運営までを含めたライフサイクルコストを算出し、従来方式と比較をした事業費の削減率の算定を行ったところ、民設民営のＰＦＩ方式ではなく、公設民営のＤＢＯ方式が財政負担の縮減が期待できる結果となったことから、多目的交流センターの整備・維持管理運営につきましては、公設民営方式のＤＢＯ方式を採用することを考えております。

具体的には、本町において財源を確保した上で、設計施工を一括発注し、運営については民間の指定管理者との長期契約を行うことで、民間ノウハウを活用したサービス水準の高い効率的、効果的な運営を行うとするものであります。

このＤＢＯというのを担当課に説明をさせましょう。

○政策推進課長（三角謙二君）

これまでは従来方式で町のほうで予算を決めまして、町のほうで設計から施工、そして管理運営までという形でやっておりましたが、今回は民間のノウハウ、民間の資金を使ってやったらどのような形の中で効率的に事業ができるかという形で調査を行ったところであります。実際には市場調査の実施を昨年の11月17日から２月１日まで行っております。これについては民間が屋久島町において本当に市場参入してくるかという視点から調査を行っております。

当初は施設の運用を一括していただくために憩いの森と総合自然公園ゆのこのゆ、あと町の体育館、総合センターを含めた形の中の管理運営までという形で調査を行いましたが、憩いの森総合自然公園については管理運営までは採算性がないということで調査から外しております。その結果をもとに、今回は多目的アリーナの後の交流センターと体育施設周辺を含めた形で管理運営が可能かという形の中で、建設企業体が６社、リースマネジメント企業が２社、運営企業が４社の12社で調査を行ったところ、可能だという結果が出ましたので、そこを含めてアリーナの15年間の運営の費用についてＶＦＭという算定方式の中でＶａｌｕｅ　ｆｏｒ　Ｍｏｎｅｙという形の中で行ったところ、15年間でＤＢＯでした場合が2.57％従来型より約7,000万円以上の経費が節減できるということが、結果が出ましたので、この結果をもとにＤＢＯ方式でできるような形で令和６年度に要求水準書という形の中で仕様書を策定していくこととしているところです。

○１４番（渡邉博之君）

今、ＤＢＯは広くはＰＦＩの中に含まれるもので、町がよく行う指定管理者制度もこういう、この法律にＰＦＩの枠内で実施されているものですよね。ＰＦＩというのは財界の要望で1999年、正確には日本語では民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律というふうに呼ばれる法律であります。

ただ単純に考えても、要するに企業が参入をする、自治体の事業に参入をする。企業はそこに利益がないと参入しませんよね。これは非常に我々は警戒をしなければならないところだというふうに、今、専門家も指摘をしているところなんですね。そして利益が上がるように、上がるように、様々に提言なり、そういう内容にしていくということにも強い警戒が必要だというふうに思います。恐らくうたい文句として、安くて効率性の高い、あるいは質のよいものといいますか、これはあり得ないというふうに思いますね。質がやっぱり悪ければコストも低いと言いますかね。そういう両面いいような表現をしてますけれど、理屈づけをしてますけれども、それはないということをやはり私たちはしっかりつかむ必要があるというふうに思います。

結局、この企業の手のひらに乗ってというか、そういうものが多いのではないかというのは、今、このＰＦＩを見直す大きな自治体も増えてきているということです。太陽丸も実際はＰＦＩの域内のこの法律のもとでの実施だったんですね。やっぱりコストが高くついて、そして今は足が遅いという表現でいいのかどこか分かりませんけれども、燃料費がかかるというような、そういう結果を作り出してきているというふうに思います。

さっき課長が説明したように、この公共事業の発注は仕様発注と、それからＰＦＩなどは性能発注と呼ばれてる。おっしゃるとおり仕様発注というのは全てを自治体が決めて、そしてそれを設計に出して、なお工事発注して、その傾向を見守っていくというのがこの仕様発注、いわゆる自治体が主体になってこれを進めるというのが従来のというか、この法律ができる前までの当然のことでした。今ももちろん採用してる自治体もあります。

それに比べて、お任せですよ。町としては施設の性能だけを企業に発注する、こういう目的で使うから設計をしてくれ、建設してくれということになるわけですね。企画とか設計、仕様はもう企業に任せるというお任せ発注です。ここにやっぱり目の届かないところも出てくるし、何せ情報が我々には伝わってこないということがもう全国で起きていて、色んな問題を発生させてるわけですね。特にヨーロッパなどではもういち早くこれをやりましたけど、今はもう完全に見直しは進んでて、やっぱり前の仕様発注、そういうのが逆にコストも安く、そして自分たちが思うとおりのものを作れると、自分たちの気持ちが入った施設が作れるということで見直しが始まっております。

全てが悪いというわけではありませんけれども、さっき言いましたように、コストを安く、質がいいというのは、これはもうあり得ない、神話のようなものだということ。それからさっきどれだけコスト安になったっておっしゃいましたけれども、実は数値の根拠がやっぱり乏しいという指摘があるんですね。自分たちでやるわけじゃないですか

ら、相手のそういう調査、数値を根拠にしてやるっていうところが非常に不安材料としてあるわけですね。それがだんだんコスト高にもつながっていくということの指摘もあります。そして作ったらもう検証ができないということ。情報開示とともにできないということと、検証もできないという弱点を持っています。場合によっては長期に渡ってこの企業に利益を供与するような、それは当然税金を使う、あるいは高いコストの償還をしていくのは実際ですから、ここはしっかりと考える必要があるというふうに思っております。

色々破綻の事例があります、ぜひお聞きいただきたいと思います。手抜き工事があっても事故の保障は我々が負うと、自治体が負うということ。途中、企業破綻の場合も自治体が負担だと。そして事業者との癒着が広がっているということなんですね。やっぱり膨大な利益があれば、そこには当然、利権の絡んだ反社会的なと言いますか、反道徳的なことがある。これは実例も多発しているということを問題点として今、このＰＦＩの問題点として指摘されています。

もう一つは、やっぱり自治体の能力の低下です。お任せですから、そういう専門的なことはしなくてもいいわけですね。そういう意味では自治体の能力の低下、もうそこに依存せざるを得ないような、そんな自治体になってしまうというのもこのＰＦＩから見えてくるデメリットだということも理解していただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

簡潔にお願いします。

○１４番（渡邉博之君）

あと30秒、分かりました。

そういった意味で、慎重にやっていただくということです。コスト高につながらないように、これはぜひやっていただく。私はもうコスト高は過去も（　　）をしているんですけど、ただその検証しようがないというのが最大の欠点だということを念頭に対応していただきたいと思います。

以上で終わります。失礼しました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩　　午後　２時２５分

再開　　午後　２時４０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、高橋義友君に発言を許可します。

○１１番（高橋義友君）

お疲れさまです。議席番号11番、高橋でございます。

本日、最後の一般質問になります。議長に発言の許可をいただきましたので、通告のとおり４問について一般質問をいたします。

質問内容は、１点目が、一湊地区揚排水機場の整備は完了したのか、２点目、一湊林道線の改修について、３点目、本年度で期限が切れる旧一湊中学校教室・テニスコート・トイレの今後の利活用について、４点目、旧一湊中学校跡グラウンド健康づくり広場の整備及びトイレについてでございます。

１問目の一湊地区揚排水機場の管理修繕計画について伺います。

この一湊地区揚排水機場についての質問は初めてでございますので、少し説明をさせていただきます。

揚排水機場とは何なのか。皆さん、御存じだとは思いますが、排水路によって集められた雨水をポンプを使用して強制的に河川や海へ放流する施設で、河川や海よりも排水路側の標高が低く、自然排水ができない場所に設けられます。まさしく盆地、周囲を山に囲まれ標高の低い一湊集落に設置されております。要するに、台風や梅雨時に町の中で発生する雨水を効果的に処理し、洪水を防ぐために重要な役割を果たしている施設なのです。

一湊地区に設置された揚排水機場は平成12年に新設され、令和５年で23年が経過しております。今までも幾度となく台風や大雨のときに故障をし、そのたびに修繕をしてきておりますが、昨年の８月９日に発生した台風６号でも一湊地区は大雨による浸水に見舞われ、頼みの揚排水機場は機能不全になり、消防車で揚水して家屋の浸水を逃れたのが現状でございます。

台風後には一湊区からの要望で、町長、総務課長、防災担当が現地視察に来られておりました。その中で機能不全に陥った揚排水機場の修繕を求められたと思いますが、その後、現状を回復できたのか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員の質問にお答えします。

８月７日に襲来した台風６号による豪雨の際、一湊に設置している揚排水機場の機器が機能しなかったものへの報告を受け、８月10日に現地確認を行い、前日までの動作は確認できていたが急に電源が入らなくなり、消防団が消防ポンプで排水したとのことであったため早急な対応を指示し、８月15日に消防団、電気保安業者立会いの下、検証を行いました。その結果、発電機の油圧センサーの故障が判明したため、応急的な処置を

行い、メーカーへの修理の依頼を行うとともに修理が完了するまでの間、万が一に備え予備の可搬ポンプを配置し対応をすることとしておりました。

またポンプについても平成19年以降、点検を行っていなかったため、併せて点検作業の依頼を行い、消耗品等の交換を含め10月26日に完了し、発電機につきましては部品交換を行い、11月７日に修繕作業は完了しておりますが、定期的な点検が必要とのことであり、令和６年度当初予算に保守業務委託経費を計上いたしております。

また修繕作業前の９月13日から14日にかけ、ポンプ内へのごみの侵入防止、周囲の住民への環境対策として、水路に堆積していた汚泥の除去作業についても実施しております。この施設は一湊地区において防災上、重要な施設として認識をしておりますので、引き続き点検を行いながら必要な整備を実施してまいります。

○１１番（高橋義友君）

大まかな修繕は終わったと報告がありましたけれども、担当課のほうより関連修繕計画についての説明をいただいております。確認のために大きく分けまして２点、発電機室関係についてとポンプ室関係について伺います。

発電機室関係では、今、町長が言われましたけれども、油圧センサーの取替え修繕ということなんですけれども、メーカーからの部品調達次第になります。９月下旬までには対応完了と見込むとのことなんですが、この油圧センサーの取替え修繕はもう完全に終わっているわけですね、どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

修繕は完了しております。

○１１番（高橋義友君）

それから、バッテリーやエンジン周りの各所部品等の取替え修繕、これも完全に終わっておりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

オイルエレメントやベルトフィルターの消耗品についても全て交換を済んでおります。ただ町長の答弁にもございましたように、年に１度の定期点検を推奨されましたので予算のほうに計上させていただいております。

○１１番（高橋義友君）

保守管理ですけれども、栄電社との保守契約は可能だったのか、そこあたりはどうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

栄電社のほうより下見積もり、参考見積もりをいただきまして予算計上をしておりますので、新年度予算が可決された後には栄電社と保守契約が結べるものと思っております。

○１１番（高橋義友君）

それだったら、本年度からは保安管理業務と、それから保守管理業務の２つに分かれて予算を計上したという理解でよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そのとおりでございます。

○１１番（高橋義友君）

ありがとうございます。

それではもう１点のポンプ室関係について伺います。

水中ポンプの点検整備はできたのかということですけれども、もう一度。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

併せて水中ポンプにつきましても福岡のほうから業者を呼びまして、引き上げ作業後に消耗品等の部品交換を行いながら点検を行っております。ただこのポンプについても製造からかなり年数が経っておりますので、近い将来オーバーホールが必要だということは伺っておりますが、このポンプ自体が現状使われているというか、販売されている形式のものでありますので、新規購入であるよりもオーバーホールのほうが安く上がるということですので、今後、事業計画に盛り込みながらオーバーホールのほうをやっていきたいと思っております。

○１１番（高橋義友君）

二十数年経っておりますので、もう相当ポンプ自体がいかれていると思うんですよね。今まで修繕、色々来ていますけれども最終的にポンプをくみ上げて揚水して試験したのか、そこあたりどうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

試験的には、業者のほうが動作確認の試験は行ったというふうに聞いております。

○１１番（高橋義友君）

要するに現地で水を貯めて、それを当たり前のポンプで河川のほうに排水したということですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ポンプを動かすためにはセンサーがついておりまして、かなりの水位を上げないといけないということもございまして、ただ業者のほうとしては動作の確認はしたということは聞いておりますので、ある程度の水は貯めていると思います。

○１１番（高橋義友君）

今ちょっと説明が分からないんですけど、水を貯めているというのはどういうことですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ポンプは水位が上がったときにセンサーによって動くようになっておりますので、自動的に動かすためにはそこまで水位を上げないと動きません。ただ強制的にある程度の水を貯めた中で強制的に動かすことは可能ですので、そこについてはメーカーのほうがやっているというふうに認識しております。

○１１番（高橋義友君）

やっている認識だけで、実際にはその試験はしてないんでしょう。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そこまで報告の中で動作確認はしましたというところの記載がございますので、私はその場に立会いはしておりませんでしたので、今、その報告に基づいて発言したものでございます。

○１１番（高橋義友君）

この一湊地区の揚排水機場は保安要員がおりまして、毎月毎月、その試験の結果を報告しているんですよね。その結果ではいつも異常ないんですよ。ところが台風時になって雨水がたまって、いざというのをやったときのセンサーが作動しなくて、ポンプが回らないと。そういうことの繰り返しなんですよ。ですから私が今聞いているのは、最終的にその水をためて、センサーが始動して、ポンプアップまでしたのかという、そこまでが本当の確認ではないかと僕は聞いているんですよ。

○町長（荒木耕治君）

この修理を全面的に指示をしたのは私でして、これも数年間、あそこの林石油の前に水がたまってということを聞いててやったですから、これもう旧町時代に作ったんで老朽化しているんで、もう駄目なら駄目、いいならいいできちんと徹底的にしなさいということで、呼ばれていったわけではなくて、私が行って、係の武石君か誰かを呼んで、そこでポンプ室を見たりしてました。

ただ今まで保守点検というのは、行って、電源を入れて、電源が入るか入らないかだけを確認をして保守点検をしたというような報告が上がってきますから、実際にポンプなんか回してはないんですよ。それでは駄目だということで、一遍回して、ちゃんとしたらどれどれのところに泥がもう一杯来とったりしたから、とにかく中途半端なことはもうやるなと、きちんとやりなさいという指示をしてやってますから、それで完了しましたという私も報告を受けてますから、実際、水は全部ためなくても、いくらかそのポンプが回るだけはためて放水もしているというふうに私は理解しております。

○１１番（高橋義友君）

町長の言葉を信じたいと思います。今まで保安員は台風のたびに呼び出されているんですよ、そこの現場に。そして異常はない、異常はないと言うんですけれども、要するにポンプアップができない状態がずっと今まで続いてきているです。ですから私はこの

ようにちょっと最後まで確認したのか、そこを聞いただけですので。町長が間違いなくやりましたと言えば、それで報告はしておきたいと思います。

２問目の質問に入ります。町道一湊線の改修について伺います。

昨年の６月の12日の昼頃、建設課より一湊旧無線塔の第２展望所より下へ約50ｍ下ったところに崖崩れが発生したという電話連絡が一湊区にありました。その後、何の連絡もなく林道一湊線入口に通行止めの標識が設置されたまま今日に至っておりますが、いつまで通行止めが続くのか、改修の計画はあるのか、お伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

一湊林道線は、台風６号被害により林道の路肩が決壊しております。本路線の被害状況は復旧延長が10ｍで、現在は車両の通行は難しい状況です。一湊林道については災害復旧事業として採択され、現在、復旧工事の準備をしているところでございます。

本路線の実施状況は今年度中に工事の発注をし、工事の実施期間としては標準工期を140日間と考えており、工事の完成時期は８月の中旬頃を予定しております。現場の対応につきましては十分な安全対策を講じるとともに、早期完成に向けて万全を期す所存でございます。

本路線につきましては一湊区民が普段から利用されております重要な路線と伺っております。関係者の方には大変御迷惑をおかけしているところですが、皆さんが安全に通行できるように早期に完成するよう努めてまいりたいと思います。

○１１番（高橋義友君）

今年中の８月に完成を見込むと、そういうことであれば担当課長、やっぱり区のほうにも何等かのやっぱりそういう情報提供は必要だと思いますよ。区にはもうしてますか、区のほうにそういう説明を、どうですか。

○建設課長（日髙　望君）

それにつきましては、私のほうとしては区のほうにそういう連絡がしてあるということで理解をしてございます。

○１１番（高橋義友君）

この崖崩れが発生したとき以後、こういうことで８月末を完成にして修繕しますと、そういうことは一湊の区長さんに話してますか、どうですか。

○建設課長（日髙　望君）

路肩決壊で通行止めになっているんですけど、その時点で通常利用できる状況ではなくなっていますので、それについては区長さんのほうには連絡が行っていると思います。あとその後の工事の経過ですね、そこについてはちょっと確認をしないと何とも言えないんですけど、その部分についても何度か区民の方からも問合せの連絡がありましたので、それについては区長さんのほうにもいつ頃になるという、実際の交付決定が来たの

は12月６日に来てるんです、事業採択の。そういうこともあって少し長くなってますけど、そこら辺の経過的には、多分、担当のほうからはいつ頃になると思いますということぐらいしか多分、報告は行ってないというふうに理解してます。

○１１番（高橋義友君）

この件に関しては、当初の電話しか建設課のほうからは来てないということだったものだから、それでどうなっているのか確認しますということで、今回、一般質問をしたところでございます。

こういうことであれば、逐次分かった段階で、やっぱり区長さんのほうにも情報を入れてもらえれば、また区長さんもその区民の方からしょっちゅう聞かれるものだから、やっぱりここら当たりの情報を知っておかないとまずいんじゃないかと思いますので、また今後も何かこういうことがあったら、まず真っ先に区長さんのほうには話をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３問目の質問に入ります。本年３月31日をもって貸付期限が切れる旧一湊中学校教室とテニスコート、トイレ、敷地内の今後の利活用について伺います。

この案件につきましては、今までも幾度となく質問を繰り返してきている施設ですので、今回は明快な答弁をお願いいたします。

まず１点目の、校舎の現状はどうなっているのか、今後の利活用をどのように考えているのか、教えてください。

○町長（荒木耕治君）

旧一湊中学校舎は用務員室などの附帯施設とともに、株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみと本年度末までを期限とした賃貸借契約を締結しております。本契約が満了するに当たり事業者側と面談を行い意向を確認したところ、当初の事業内容としていた菌床シイタケ等の栽培から、その設備を転用して大葉の水耕栽培とサフランの栽培などに事業内容を変更したいとのことで、会社としてもこれまでかなりの設備投資を行っていることから、投資の回収に向けて事業再開の準備に取りかかりたいとの意向であり、事業再開に向けた新たな計画書も提出されたところであります。

その際に、校舎内部及び外回りの管理について、今までのようなずさんな状況が見受けられ、適切な施設管理ができていない場合は貸付契約の途中解除もあり得ることを強く忠告したところでありますが、これまでの跡地利用活用事業の経緯も鑑みて、しっかりと貸付施設の維持管理を行うことを前提に、賃貸借契約については同じ貸付条件で更新する方向で事務調整を行っているところであります。

○１１番（高橋義友君）

要するに、更新するということですよね。

更新するに当たりまして、貸付物件等、教室等の実施調査等は行ったんですか、どう

ですか。要するに貸付物件、教室等の最終的な調査は行ったんですか。要するに校舎の耐震はクリアしているのか。そこあたりのことですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

耐震については、今回の場合は栽培用の施設ということでこれまでと学校施設と用途変更がありましたので、当初、学校跡地利活用募集要項の際に、その付近をきっちりと精査して、その後にそういう施設として貸し付けるということで決定しておりますので、今回、新たにそういう調査は行っておりません。

○１１番（高橋義友君）

耐震に関してはクリアしているという解釈していいんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

用途によって耐震の内容も違うと思いますので、そこについては今のままで、その前提がその当時からの貸付の前提でそれでクリアしているということで理解しておりましたので、新たに耐震の調査をするということは考えていなかったところです。

○１１番（高橋義友君）

この校舎は大分古い校舎で、もう62年が経過してきているんですね。ですから大丈夫かと聞いたのはそこにあるんですけれども、それはそれで結構です。

この校舎の水道ですよ、これは町の水道を利用しているんですか、どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

校舎内については町の水道も入っております。町の水道料も払っていただいております。ただこれまでの菌床栽培するに当たっては地元の農家の方々と話して協議して承諾を得て、一部農業用水も利用させていただいていたということは聞いております。

○１１番（高橋義友君）

了解しました。

それと、庁舎周りの美化作業、工場の美化と言いますか、そこ辺りは更新するに当たり、指導あたりはしておりますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

私たちも再三議会からも区からも言われておりましたので、昨年、会社としてしっかり責任を持ってほしいということで、事業の継承も含めて町長、副町長の前で、しっかりとした説明責任を果たしてくださいということでありまして、年度末に実際に会社側から２名来ていただきました。その中で、しっかりと今後も管理運営ができるという判断に至った場合にしか契約しないということを説明したところであります。その際に会社側から、きっちりとした計画的なものも出てきております。今回、大葉とサフランの栽培ということで、金額的なもの、あと工場長を１人とあとパートを４名という事業計画が出てきておりますので、この事業計画を履行できるのであれば再契約をしたいとい

うことで申し出ました。ただし、今も教室内が汚い部分もありましたので、早期にまずは整理からしていただけないかということを申し出たところ、２月末から職員が１名、屋久島のほうに来ていただいていて、今からまずは掃除をするということで話を聞いておりまして、その内容を見ながら４月１日の契約更新をしていきたいというふうに考えているところです。

○１１番（高橋義友君）

４月１日からの契約ということで、３月までの美化作業ですか、そこは全部見た中での判断ちゅうことでよろしいんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

実際に今２月には屋久島のほうに帰ってきたというふうに連絡を受けておりますので、そちらについては今日の意見も承りましてしっかりと対応してくださいということで再度申出をしたいというふうに思っています。

○１１番（高橋義友君）

実は、私は昨日も中学校に行って現場を見てきたんですけれども、まだそこありまでは全然手が行き届いておりませんでした。またその後はまたよろしくお願いしたいと思います。

次に、旧一湊中学校のテニスコートについて、今後の利活用を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

テニスコート跡地は、これまでも事業者側への貸付範囲に含まれていることから現状において利活用の計画はございません。

○１１番（高橋義友君）

更新する、しないということですか、このテニスコート。

○政策推進課長（三角謙二君）

当時、屋久島町学校跡地施設利活用募集要項の中で、校舎とグラウンド、用務員室、給食配膳室を含めて、トイレを含めて貸付契約をするという募集要項になっております。ただ内容としましては、建物は無償で、土地代ということで月額10万円という形の中で募集をかけております。その募集に基づいて業者側から事業計画が出されております。その中でテニスコート跡地につきましては、地熱利用の施設を作りたいということでありまして、その提案もその当時来ております。当時にその施設の一部がそこに、今は利用されていないんですが埋設されていると聞いておりまして、引き続きそこも使いたいというふうに事業者から申出がありますので、この要項に基づいて貸付契約を結んだ結果から、今回も引き続きテニスコートについても含めて契約をするというふうに業者側と確認を取っております。

○１１番（高橋義友君）

分かりました。ここも含めて契約に入るということですね。

全然ここを今までずっと見てきている限り、全然利用されていないものですから、新たに今回契約するものかなということを気になっていたものだから聞いたところです。契約するということですね。了解しました。

次に、鉄筋コンクリート造平屋建トイレの現状と今後の利活用についてお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

御質問のトイレにつきましては旧校舎とともに貸付物件に含んで契約しており、事業者側との校庭等を利用する地域住民に開放するという取り決めをしています。

なお維持管理についても校舎同様事業者が行うものでありますが、整理整頓が行き届いていないこともあり、地域の方々に御不便をおかけしている状況であると認識をしております。

なお修繕が必要な箇所については調査し、確認し、対応してまいりたいというふうに思っております。

○１１番（高橋義友君）

今までの私の一般質問の答弁と全然進展はしていないんですけれども、この件については今までも幾度となく質問してきております。昨年の第２回定例会で私の質問に町長の答弁として、現実的には校舎もトイレもひどいものですと認めているんですね。トイレは旧校舎とともに貸付物品に含んで契約をしており、相手方とは校庭等を利用する地域住民に開放するという取り決めをしております。取り決めしているんですよ、地域住民に開放するということで。これも私は今までに再三言ってきているんですよ。ところがこれも一向に実現はしていない。

維持管理についても、相手方が行うものとしていますが、整理整頓が行き届いていないこともあり、地域の方々には御不便をおかけしている状況であると認識しておりますと認めているんですよね。

今後の利活用についてでございますが、旧校舎の横にトイレがないことから、利用者が安心して利用できるよう、旧校舎とトイレは一体として貸付対象にすべきものであり、今後もこれまでどおり地域住民の方々に開放しながら貸付事業に備えていきたいというふうに思っております。

毎回、この同じような答弁なんですよ。この後、また私の質問が続くんですけれども、最初言ったときに、政策推進課長の答弁ですよ。１つの希望として、再開できるかどうかということですよね。１つの希望として３月までにきっちりと事業開始ができることがまず前提だと思っております。きっちりと３月までに事業開始されるのであれば、施設の内部も改修されないといけないし、トイレについても維持管理ができていないといけないと思っておりますので、３月の再開が可能か、可能でないかを見極めながら指導

をしていきたい。前回の私の質問にこういう答弁してるんですよね。

前回の私の質問から本日まで、会社に対してどのような指導をしてきたのか、教えてください。

○政策推進課長（三角謙二君）

実際にはこれまで３年半職員がいなくて、職員として使っていなかった部分がありました。昨日、担当係長にトイレを見に行っていただきました。指摘されたときよりは、まずはごみが大分減っておりますが、やはりまだ汚い状況でありました。男子トイレについては業者に調査していただくと、ちょっと使えないだろうという部分がありましたので、今回、女子トイレをきれいにして、男子トイレのところは閉鎖して、女子トイレを皆さんで使えるような形にしようということで、担当者が帰ってきているということでありますので、３月中に担当者の立会いの下、掃除の指導をして、まずは１回きれいに女子トイレをリセットしようということで、係長のほうに昨日指示をしております。

以上です。

○１１番（高橋義友君）

町有財産の賃貸借契約書の中に、12条の２に、乙は善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持管理に努めなくてはならないとあります。維持管理がなされていなければ、実地調査ですよね、実地調査、現況を見る。実地調査をし、乙に対してその業務または資産の状況に関して質問をし、実地に調査をし、参考となる資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を妨げ怠ってはならないと。もう町民に対して、ずっと迷惑のかけっ放しですよ、トイレを使えないというのは。違いますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今時点で使えないかと言えば、使えなくはない、ただ汚いだけです。ですので、これまでそこの会社の職員が３年半いなかったことによって、会社として使ってなかったので、当然、やはり清掃はされておりませんでした。ただこれまでも外のごみにしても、色々苦情はありましたが、その都度、資金繰りも関係がありましたが、しっかりと対応していただいて、会社としては、やはりうちの話については、きっちりと遅くなりながらでも対応させていただいております。

使用料についてもきっちりと年度内に納付していただいておりますし、滞納もない時点ですので、相手側としてもある程度厳しい３年半の中で、町に対して誠意を示しながら対応していただいたというふうに思っていますので、うちとしても生産活動ができていない中で会社を運営していくことが非常に厳しいことだと思っておりましたので、これ以上、あまり強く追求できない部分も正直ありましたので、今後、本人たちが２名来てやっていくんだと意思を示していただきましたので、今後もやはり地元で、新しい産業として起業できるのであれば、町としては協力していきたいと思っていますので、そ

のうちについては適切に今後も指導しながら、集落に迷惑をかけないようにしていきたいというふうに思ってはいるところです。

ただ、本当にこれまで５年刻みで契約しておりますが、今のところ今回意見を付して厳しく、５年じゃなく３年なりできっちりと、３年して契約の中でそういう形で履行できないのであれば、途中解除もあり得るよということを厳しく申し添えながら契約準備を今、進めているところであります。

○１１番（高橋義友君）

この一湊中学校のこの単独浄化槽ですよ。これ令和３年の10月に解約されているんですよ。業者もこのトイレを解約しているんですよ。そういう状態でできますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

すみません、契約の解除というところは、私はちょっと認識していなかったです。

○１１番（高橋義友君）

私もこの件について、ちょっと確認に行ったんですよ。やっぱり一般質問する上で確認しとかないと、自分が間違っておりましたと言えないものですから、あそこの会社はエコ何とかですか。エコアシステム。エコアシステムさんに行って、今度新しく、そこを期限が切れますからまた新しくやりかえるにはどうしたらいいですかと言ったら、令和３年の10月に解約になっておりますと言われたんですよ。ですから、私が去年にもうこのトイレのことを言ったら、もう既に解約して使えない状況だったんですよ。それを会社側は知っててそういうことなんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

申し訳ないです。その解約という部分については、本当に認識しておりませんでしたので、内容をきっちりと確認しまして、早急にそこを使えるような形の中で、再度取り組みたいというふうに思っております。そこは申し訳なかったと思います。

○１１番（高橋義友君）

使用料をいただいておりましたが、何の使用料に行くのですか。何かさっき使用料をいただいておりますと言いましたね、会社から。何の使用料ですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

この学校跡地利活用の中で、事業者に、この施設全部を月10万円で借りる方はいらっしゃいませんかといった形の中で募集をした分の使用料という形で表現させていただきました。

○１１番（高橋義友君）

一番ネックになるのはこのトイレの件なんですよね。私たちも屋久島町が募集する事業ですから、成功してほしいんですよ。でもやっぱり、そこには地域の住民ともよくやっていかないと、学校に行ってもトイレは使用できない。もう苦情散々です、我々言わ

れるのは。この件についてはもう一回、確認してください。

○政策推進課長（三角謙二君）

先程も申し上げたとおり、そこは確認しまして、３月中には今、来られている工場長に掃除も実際にそこに立ち会って掃除をさせたいというふうに思っているところです。

○１１番（高橋義友君）

今からトイレの掃除して、何してというのが間に合うかどうか分かりませんけど、色々な法定検査とかそういうのがありますからね、そこあたりもう一度確認しながら進めていってもらいたいと思います。

最後の質問に入ります。教育長、よろしくお願いします。

一湊中学校グラウンド整備及びトイレについて伺います。

令和５年第２回定例会でもこの件について質問をし、教育長より答弁をいただいておりますが、令和８年の事業化に向けての今後の取組を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

旧一湊中学校跡のグラウンド整備につきましては、先程高橋議員おっしゃいましたように、令和８年度までの事業化を目指して現在取り組んでおりますので、令和６年の２月９日に社会教育課と一湊区と意見交換をまず持っております。今後、施設整備及び維持管理の在り方等につきましては、継続的な協議を行いまして早期に事業展開ができるよう努めることで、一湊区とも共通理解が図られておりますので、今後とも一湊区と話合いを持ちながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○１１番（高橋義友君）

令和８年度の事業化に向けてということで、区と色々と話を詰めながら令和８年度の事業化にぜひとも御尽力をしていただきたいと思います。

その中で、先程からトイレの件でもめておりますけれども、一湊中学校グラウンドは、今は一湊健康づくり広場になっている、正式名称は、教育委員会が管理している一湊健康づくり広場夜間照明施設になっているんですよ。そこのトイレが使えないというのは、教育長、どうですか。

○教育長（塩川文博君）

大変御迷惑をおかけしていると思っております。

○１１番（高橋義友君）

それだけですか。大変御迷惑をおかけしております、それだけですか。これは健康づくり広場ですよ。健康づくり広場で人が集まるところにトイレを使えないというのは、ちょっと御迷惑をおかけするじゃあ僕はちょっとまずいと思いますけれども。新しく作

りますとかそういうことは考えられませんか、どうですか。

○教育長（塩川文博君）

トイレにつきましては、先程町長及び政策推進課長が答弁いたしましたとおり、改修が進められると思いますので、これまでは大変御迷惑をおかけしておりましたけれども、今後は利用に当たり支障は生じないのではないかなと希望しております。

以上です。

○１１番（高橋義友君）

この健康づくり広場、屋久島町にはどこどこあるか、教育長、御存じですか。御存じなければいいんですけれども。一湊と楠川、吉田、永田、４か所にこの健康づくり広場があるんですよ。このトイレが使えないのは一湊だけなんですよ。ここに来る人たちは、ほとんどが高齢者の方が多いんですよね。でもトイレがないからと言って来られない方もいらっしゃるんですよ。休憩時間になっても、お茶飲んだらトイレに行きたいからお茶飲みません。そういう人たちもいるんですよ。ちょっと健康づくり広場としてはおかしいんじゃないですか。

だから、同じ行政財産ですので、どっちがするかじゃなくて、またそこで行政で話し合ってくださいよ。待ったなしなんですよ、この広場は。毎日たくさんの方が来て運動してるんですよ。一湊の方は自分の家に帰りますからいいですよ。吉田、志戸子からも来てる方は、他人の家にトイレ行けないんですよ。１kmくらい先の公衆トイレに行くんですよ。どうですか、教育長、最後にもう一度。

○教育長（塩川文博君）

町長部局とも十分話合いしながら検討していきたいと思います。

○１１番（高橋義友君）

分かりました。

会社が存続するにしても、要するにトイレがなければ会社の人員も雇えないわけでしょう。そこに住もうとする人は当然、用足すんですよね。そのトイレがなければ会社もあったもんじゃないでしょ。

○政策推進課長（三角謙二君）

本当にこの３年半、会社側としても苦慮しながらやってきたところを十分に分かっておりまして、実際に職員も屋久島にいなく、出稼ぎをしながら、今回、やっと再開ができるめどが立ってきたというところであります。

今回につきましても提案書の中でも本当にできるのかという部分もお話したところ、鹿児島のほうである程度、実証栽培もしてきたので、今回は業と成り得るように頑張りたいという意見をいただいておりますので、常駐していただけるというのを思っております。常駐するとなるならば、本人も利用しなければならないとなってくるので、適正

な管理をしていただけると思っておりますので、今月中にまずは掃除に指導して、再開ができるようにしたいというふうに思っております。

○１１番（高橋義友君）

よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、３月11日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時２８分

令和６年第１回屋久島町議会定例会

第　３　日

令和６年３月11日

令和６年第１回屋久島町議会定例会議事日程（第３号）

令和６年３月11日（月曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
８番　渡邊千護	１．海底清掃プロジェクトについて	
	(1) 海底清掃で得られた、ごみの総量と廃棄費は ・令和４年10月26日に海岸での清掃、10月27日と11月24日に海底に潜水しての清掃を実施しているが、実際に集めて廃棄したごみの量について、それぞれの日に分けてお示しください。 ・回収したごみはどのような方法で廃棄処分したのか。一般ごみとしてクリーンサポートセンターで処分したのか、それとも産業廃棄物として島外で処分したのか。加えて、その廃棄にかかった費用は。	町　　長
	(2) 「るるぶ特別編集　屋久島」の説明について 10～11ページで「通常ダイビングは１～２時間潜るのですが、今回は半日かけて水深10mほどまで潜り清掃します。車のタイヤ、船を止めるロープ、釣り針、ポリ袋、缶など１回で100kgほどのゴミを拾います。引き上げたゴミは仕分けしてクリーンサポートへ」と説明されている。なぜ、実際の清掃活動の成果とは違った内容が掲載されたのか。	町　　長
	(3) 特命随意契約について ＪＴＢパブリッシングと特命随意契約を結ぶにあたり、契約伺いの文書で町は「本事業の遂行にあたっては、これまで同様の事業を数多く手掛けている株式会社ＪＴＢパブリッシ	町　　長

	ングに委託することで、効率的かつ効果的な事業遂行」が可能であるとして、一般競争入札をすることなく業務を委託した。本事業が海底清掃を主体とする環境保全事業であることから、同社が海底清掃活動を「数多く手掛けている」ということになるが、これまでの実績を具体的に示しほしい。 (4) 屋久島町だいすき寄附条例に違反していないか 本事業は、屋久島町だいすき寄附条例の第２条（１）で規定された「世界自然遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業」に該当するとされ、屋久島だいすき基金から事業費を支出する際には、その使途は同条例で定められた「環境保全に関する事業」にすることが要件となる。しかし、実際には事業費に大半が海底清掃そのものではなく、清掃活動の成果を広報する動画と観光パンフレットの制作費に使われていることから、同条例に違反する支出ではないのか。	町　　長
５番　眞邉真紀	１．児童が島外の医療機関を受診する際の旅費と宿泊費の助成について 屋久島町には、町内の医療機関で継続的な診察や治療が不可能な児童が複数存在します。その中に、各種手当や助成制度などに該当しない、どこにも当てはまらない児童も存在しています。島外の医療機関での診察や治療が必要な児童を持つ家庭の負担を軽減するために、適切な措置が必要だと考えますが、このことについて、町の考えをお示しください。 ２．懲罰委員会について (1) 過去２年間に開催した懲罰委員会の件数とそれぞれの概要、その処分結果をお示しくださ	町　　長 町　　長

	い。 (2) 処分はいずれも適切であったかどうか。 ※事前に過去２年間の懲罰委員会の一覧をお示しください。	町　　長
15番　大角利成	１．国民保護法に基づく避難訓練について (1) 本町が訓練対象になった理由は何と考えているか。 (2) 訓練を終え、課題も含めてどう評価しているか。 (3) 町として、今後どのように考えているか。 ２．海亀の産卵について (1) 過去５年間の産卵実績はどうか。（場所毎に） (2) 栗生サゴシ浜（栗生川右岸域）の環境をどう思っているか。 また今後の対応策について。	 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長
９番　榎　光徳	１．大規模災害時等における避難対策について (1) 屋久島町地域防災計画の見直しは、毎年行われているか。 (2) 食糧備蓄等を含め、指定避難所の整備状況は万全か。 (3) 災害時における他市町村等との広域連携協定や、島内ホテル・旅館等大規模施設との応援協定は必要ないか。 ２．橋梁等の耐震化について 現在、宮之浦大橋の耐震化が進められているが、町道における橋梁の整備状況は。 ３．屋久島高校の学生寮の必要性について 島内唯一の屋久島高校は、2024年度生徒募集も大変厳しい状況にあり、依然として「未来留学制度」に頼らざるを得ない状況である。島外生徒を安心して受け入れる為にも、学生寮が必要と考えるが、町長の見解を伺いたい。	 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１６名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩　君	２番	内　田　正　喜　君
３番	小　脇　淳智郎　君	４番	中　馬　慎一郎　君
５番	眞　邉　真　紀　君	６番	相　良　健一郎　君
７番	岩　山　鶴　美　君	８番	渡　邊　千　護　君
９番	榎　　光　徳　君	１０番	緒　方　健　太　君
１１番	高　橋　義　友　君	１２番	日　髙　好　作　君
１３番	岩　川　俊　広　君	１４番	渡　邉　博　之　君
１５番	大　角　利　成　君	１６番	石田尾　茂　樹　君

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久　君	議事調査係長	岩　川　さほり　君
議事調査係	小　池　祐　士　君		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治　君	教　育　長	塩　川　文　博　君
副　町　長	日　髙　　豊　君	会計課長 兼会計管理者	塚　田　美　恵　君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩　川　茂　隆　君	政策推進課長	三　角　謙　二　君
観光まちづくり課長	泊　　光　秀　君	町民課長 兼地域住民課長	鶴　田　洋　治　君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之　君	健康長寿課長	塚　田　賢　次　君
生活環境課長	計　屋　正　人　君	産業振興課長	松　田　賢　一　君
建設課長	日　髙　　望　君	電気課長	内　田　康　法　君
教育総務課長	長　　美佐子　君	社会教育課長	泊　　竜　二　君
監査委員事務局長	中　村　一　久　君		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、８番、渡邊千護君に発言を許可します。

○８番（渡邊千護君）

皆さんおはようございます。

12月議会に引き続き、海底清掃の事業についての質問をいたします。

議長の許可を頂きましたので、早速質問に入らせていただきます。

１つ目の海底清掃プロジェクトについて。

１番、海底清掃で得られたごみの総量と廃棄費は。

令和４年10月26日、海岸での清掃、10月27日と11月24日に海底に潜水しての清掃を実施しているが、実際に集めて廃棄したごみの量について、それぞれの日に分けてお示しください。

また、回収したごみはどのような方法で廃棄処分したのか。一般ごみとしてクリーンサポートセンターで処分したのか、それとも産業廃棄物として島外で処分したのか。加えて、その廃棄にかかった費用は幾らか、教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。渡邊千護議員の質問にお答えします。

本事業の海底清掃については、委託契約先でありますＪＴＢパブリッシングから再委託された株式会社オーシャナにより実施されていることから、同社から海底清掃で集めたごみを産業廃棄物として処理した際に発行される産業廃棄物管理票により確認をしたところ、10月26日の一湊矢筈嶽神社付近海岸及び10月27日の一湊消波ブロック付近、防波堤付近で実施した清掃活動で集めたごみについては、10月28日に１トン袋５袋を排出しており、11月24日に一湊赤灯台沿い、元浦で実施した清掃活動で集めたごみについては、11月25日に１トン袋５袋を排出しております。

排出されたごみは、いずれもクリーンサポートセンターで処理が困難な漁網や浮きなどのごみが多く、産業廃棄物として島外へ運ばれ、適正に処分されております。

廃棄費用については、契約額の中に包括されており、増減のあった項目ごとの個別経費報告は受けておらず、現在、確認、精査について申入れを行っているところであります。

○８番（渡邊千護君）

今の回答でありましたら、産業廃棄物で出したということでありますね。26日、10月27日の分を28日に産業廃棄物としてまず出していると、その後は11月26日に出しているということで間違いないですね。

であれば、まず26日、27日で、その中で26日の日に集めたごみですよね。26日は海岸清掃ですね、海底清掃じゃなくて海岸清掃をしているということで、この町に報告が上がっているのは、40分ほどでフレコンバッグが３袋、あとペットボトルなどということで、結構な量が出ています。

それと、次の日に潜ったのが10月の27日ですかね。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊千護君、もっとマイクのほうに寄ってもらっていいですか。マイクが入らないので、真ん中に立ってください。

○８番（渡邊千護君）

はい。そのときの報告書の中には、大体海岸付近を潜って、釣り糸などが多かったと、あとは船のロープとかがあった分を産業廃棄物として送ったということでございますけれども、２日間で大体５トンですよね、５トン。

次なんですけれども、11月24日の分が25日に出されていると。これ１時間ですよね、１時間。潜った時間が１時間で、ここも５トン出ているんですよ。２日間で海岸清掃の量がすごく多かったと、ただ海底清掃した分はそんなに量は出てないと、写真もここにありますけれども。この24日に潜ったその５トンの量ですよね、海底清掃をした、これ実際本当に５トン出たんですか。確認をお願いします。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。

先程、町長の答弁からもありましたとおり、ＪＴＢパブリッシングから再委託を受けた株式会社オーシャナのほうから出されております管理票、産業廃棄物管理票、マニフェストにより町としましては確認をしておりますので、実際、現物といいますか、それにつきましては、お配りもいたしました実施報告書についてしか確認はしていないんですけれども、管理票からの確認について、11月25日に島外のほうに搬出されたのはトン袋５袋であるというふうに報告をしているところです。

○８番（渡邊千護君）

管理票からということですけれども、どう考えても１日で５トンという、Ｅ票で出されています。送った業者も出ていますけれども。それが本当に実際そうなのかどうか、確認は実際目で見てないということでありますので、分かりました。

ただ、一番最初に契約するときに、契約伺いで町のほうからＪＴＢパブリッシングのほうに見積りを依頼しておりますよね。見積りを元に契約書を作っていくというふうに、これに書かれてあります。

そこで、見積りがあるんですけれども、見積りの中には、最終で実費精算すると書かれています。その数量もしっかり量って、実費精算ですから、何トン来ればどのぐらいかかったということが実費精算ですよね。そういうふうな見積りを元に契約したわけですけれども、その見積りが前提となっているにもかかわらず、そこは契約には入ってないと。なぜですか。最初そういう見積りを前提にして契約しますということで、見積りは実費精算しますと書かれています、しっかりと。なぜそれを契約しなかったんですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

おっしゃるとおり、見積書の中で、終了後に実費精算という記載については確認をしております。

ただ、町としましては、業務委託契約、第２条の委託内容にあります海洋清掃業務として清掃活動が、作業のほうが海洋ごみの回収処理実施回数３日間を含め、実施時期、実施場所など適正に履行されていると判断しているところでございます。

○８番（渡邊千護君）

実費精算をする、履行はされているからということで今言っていますけども、実費精算すると書かれているのに、そこになぜ盛り込まなかったのかなと、すごく疑問です。やっぱり向こうは実費精算すると、これはふるさと納税で入ったお金ですから、やっぱり大事に扱ってもらいたいと、報告もちゃんとしてほしいので、それは間違いなく実費精算するべきだと私は思っています。

そこで、この実費精算の中に見積りがありますけれども、その中に宿泊費だったりとかレンタカーだったりとか、見てみると、レンタカー代も１台４万円ですよ。１台４万円って、あれ２台借りたら８万円ですよね。それを何回もやっているわけですよ。普通じゃあり得ない。それはやっぱり善意で頂いた金を、こういう見積りもして、やっぱり実費精算すると書いているわけですから、しっかりしなきゃ駄目だと私は思っています。

ただ、これを今総価方式ですから公表しなくてもいいと言っていますけれども、善意で頂いた金ですから、それは報告する義務があると思うんですね。実際どのぐらい取って、幾らかかったのか、それは報告すべきです、大至急で。どう思いますか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

見積書につきましては、ごみの回収廃棄費用としまして数量20、単価５万円、金額100万円ということで清掃作業については書かれておりました。町長の答弁でもありましたとおりオーシャナからの産業廃棄物管理票によれば、１トン袋合計10袋の排出となっており、見積書の予定数量のそこだけ見れば半分ということになりますが、実際潜ってみて、予定していた量よりもごみが少なかったということもあり、逆に見積書の中では作業代は１日５名の３回、15名と想定していたものが、実施報告書では24名と増えていることや、また交通費などにつきましても、見積書で示した金額よりも不足が生じているということも聞いておりましたので、包括的に鑑み判断したものでございます。

○８番（渡邊千護君）

今、その24名になったと言っていますけれども、実際ダイビングの方が、ダイバーさんが潜ったら、実際１人３万円ぐらいですよね。そんなに人件費にお金かかっていません、潜っている事業に対してですね。それで金がかかったとは私は思えないんですけれども。

あと、それとこの事業はどうしても善意で頂いたお金ですよね。それを頂いて海底清掃ができているわけで、今回の目的としては海底清掃実施がとにかく第一の目的で、そのあとについては、今回の事業については潜り以外のやつは、もちろん旅費だったりとかレンタカー代、色々かかるとは思うんですけど、大半の金がここにかかってないというのは、私はちょっと疑問です。

それで、この事業に使ったお金は、ふるさと納税、寄附金でしているわけですよね。この事業に係った活動報告、そしてその成果、そしてその費用は、必ず報告する義務が私はあると思っていますけれども、そこ辺がどこら辺で報告されているのかというのを、もう１回お願いします。内訳ですね。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

内訳といたしましては、実施報告書のほうを議会のほうでも私のほうから説明したところでございましたので、予算計上におきましても、これまでも幾度となく内容の説明をしてまいりましたので、それによって、実施報告書をもって報告されているものと考えております。

○８番（渡邊千護君）

その報告書は、行ったという報告は受けています。ただ、その内訳でどれぐらいかかったって聞かれたときは、やっぱり答えないといけないんですよ。どげん費用がかかって、やっぱりごみを出すことが前提ですから、海底をきれいにすることが前提ですので、そのごみの費用に幾らかかった、その日はじゃあ海岸清掃で何トン取って、どのぐらい搬出の費用がかかったというのは、これは報告しなきゃいけないんですよ。実費精算する、しないは別として。

もう包括的にやってるからって、できません、総価方式ですからというのは構いません。ただ、報告として、ふるさと納税を使ってやっているので、このぐらいごみがあって、これ随契でやっていますよね、毎年毎年しっかりその金額、このぐらいかかるんだよというのは報告する義務があると思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。全く報告していませんけれど。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

今回の一般質問を含め、この実費精算の指摘を受けていることを踏まえまして、法務事務、相談員とも協議をいたしました。委託契約が、先程も出ましたが、総価契約であるとしても、特に法的根拠はないところでございますので、何が何でも精算はあり得ないとすることはできないとの見解に至っております。

町長答弁にもありましたとおり、現在その申入れのほうを行っているところでございます。

○８番（渡邊千護君）

じゃ、今、この費用については申入れをしていると。じゃ、返事が来たら、すぐまた教えてください。もう次に移っていきたいと思います。

「るるぶ特別編集屋久島」の説明について。

10ページから11ページ、「通常ダイビングは１時間から２時間潜るのですが、今回は半日かけて水深10ｍほどまで潜り清掃します」と、「車のタイヤ、船を止めるロープ、釣り針、ポリ袋、缶など、１回で100kgほどのごみを拾います。引き上げたごみは仕分けしてクリーンサポートセンターへ」と説明されていると。実際書かれているやつにはクリーンサポートセンターへと説明されていますけれども、実際の清掃活動の成果とは違った内容が出ていますよね。これについて説明をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

るるぶ特別編集屋久島の説明については、今回のプロジェクトリーダーであるダイバーの方の取材コメントでありますが、本誌の企画・編集・制作を行ったＪＴＢパブリッシングに問い合せたところ、事前調査の際の取材内容を掲載されたことを確認しております。

今回のるるぶ特別編集屋久島への記事掲載の目的が、本プロジェクトの取組の意義を反映し、かつ、それを広く啓発する内容とすることにあり、海底清掃の実績報告ではないことから、町としては、あえてより正確な記事を要請したり、それができなければ回収や訂正記事の掲載等を求めたりすることは、考えていないところであります。

○８番（渡邊千護君）

町長、この特別編のパンフレットですけれども、この中身を10ページ、11ページ掲載されていますよね、この分が。このパンフレットは、実績の報告書として出したのか、

それとも観光パンフレットとして出したのか、どちらですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

このるるぶ特別編集屋久島につきましては、全国的に名の通ったるるぶの特別編集として記事作成、掲載をＪＴＢパブリッシングに委託するもので、ふるさと納税制度を活用しまして町が屋久島の自然保護活動に取り組んでいること、さらには、これまであまり光の当たらなかった屋久島の海の魅力について記事にすることで、これまで以上にふるさと納税を促進するとともに、屋久島に対する関心や観光需要を高めることを目的としており、作ったものでございます。

○８番（渡邊千護君）

ふるさと納税をまた見込んで、全国に広めて寄附していただきたいということで出したということですか。実際この事業は、そのふるさと納税を使って環境をきれいにしてほしいといって使った事業ですよね。このパンフレットを使って呼び込むというのは、趣旨が全く違うくないですか。ここに呼び込む方向で金を使うというのは、また全然別の話だと思うんですよ。海底清掃をするに当たって、今、自然の保護をして環境を整備してほしいというので使ったお金じゃないですか。そこら辺の考えはどうでしょう。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

これまでも予算計上の中で説明をしてきましたとおり、清掃作業を軸にしてこういった取組を広めることで、今後のまた関係人口の拡大を図りたいという趣旨でございました。最近の寄附者の声からも、こういった取組を知って寄附を決めた、すばらしいプロジェクトであるので続けてもらいたいという声も聞いておりますので、そういった意味で町としては実施したというふうに考えております。

○８番（渡邊千護君）

海底清掃を主として今回実際やっているわけですよ。あくまでもＪＴＢパブリッシングさんというのは中間業者ですよね。海底清掃業務をやっているわけじゃなくて、中間業者として入っているとしたら、これはもう本当にさっき言ったように二次的なもので、一次的な主としたところには海底清掃があって、本当、今使っているお金の趣旨が全く違うと思うんですよ。情報発信でもするのであれば、中間業者であれば、屋久島だったら中間業者ほかにもたくさんあるわけです。何者かあるわけですよね。そこはまた別で話し合ってもらって使うお金であると、私は思っているんですよ。

そこら辺は私と課長の意見は違うかもしれませんが、私はもう主体は、今回の主の目的は海底清掃。このパンフレットで、ふるさと納税をまた色々広めて、これを見てもらって、またその納税が集まればと、ふるさと納税の寄附金が集まればという趣旨は、考え方がまたそれは別の問題だと思うんですけど、もう一度。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

おっしゃるとおり、本町のふるさと納税の中間事業者はＪＴＢパブリッシングでございます。さきにも御説明したように、なかなか町として環境保全に事業経費をかけられない中で、中間事業者であるＪＴＢのほうから今回提案があって実施したものでございますので、ＪＴＢのほうとしましては、本町だけでなく、ほかの自治体ともこういった地域間交流事業を提案しながら進めているという実績もございましたので、そういった意味で、全国的にも知名度の高いるるぶを使ってこういった取組が広められれば効果的になるのではないかというふうなことで実施しているところでございます。

○８番（渡邊千護君）

その件は、またちょっと後で、また特命随意契約のところでも色々話はしますけれども。

じゃ、このるるぶですよね、先程言いましたけども、ここに書かれているのは実際潜る前の記事なんですよ。みんな、これに目を通すわけですよね。通常は１時間から２時間、けど実際は、今回は半日間かけると。結果を見てみると、海岸清掃は40分、40分です。１時間もしていません、40分って書いています報告書に。潜った時間、潜水して清掃したのは２時間ですよね。全く内容が違ってくるわけですよ。でも、これを見た人は、わあ、こんなに潜るんだってみんな思いますよね。実際の記事と違ったやつを、これ流していいんですか、町として。公金で作ったパンフレットは中身が全然違うと。

あと、ここにクリーンサポートセンターへごみは運びますって書いています。実際、鹿児島に送っているじゃないですか。これも内容が違う。これはもう２万部出しちゃったわけですよね。これ訂正して差し替えないんですか。これうその情報ですよ。そこら辺どうでしょう。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

そこら辺りにつきましては、先程、町長の答弁にもあったとおりというふうに町の回答としては思っておりますが、直接町が作成するパンフレットなどにつきましては、指摘されるような配慮をすべきことは当然のことと考えておりますけども、町が直接作成するパンフレットとは異なり、実際の調査とは異なる、事前の９月の時点でのコメントというふうになりますが、それが特に社会的にも許容し得ないほどのものであって、このるるぶ特別編集のガイドブックとしての性格からは特にやむを得ないものであると考えておりますので、コメントされた方からも特に町のほうにはそういったこともありませんので、今のところは２万部は作りまして、あと残り七、八千部ぐらいとなっておりますが、今のところ訂正の必要はないというふうに思っております。

○８番（渡邊千護君）

それはちょっとまずくないですか。誤った情報を２万部発行するわけですよ。訂正する必要はない。これ、パブリッシングさんの回答はありますけれども、このもともと

９月の時点、下見段階での内容を出していますと、実際の内容じゃありませんというのは認めています。

この件に関しては、海底清掃の事業の実施報告という位置づけでもないし、屋久島の魅力を発信する観光パンフレットですと、この海底清掃の件に関しては一切報告でも何もありませんと来ています。あとの判断につきましては、町の判断でありますから、我々には関係ありませんと、こういう回答が来ています。町の判断ですと。誤った情報を町が出すんですか。町の判断でしっかりしてくださいって、我々はそのまま出してって、町に確認を取ったら、訂正する必要もないと、あとは町のほうで判断してくださいということで回答を出していますちゅうことで、回答書来てます。

誤った情報で、間違っているんですよ。これを出すんですか、本当に。差し替えないんですか。うそですよ。これ、潜る前の記事を載せて、それを潜ったかのように出しているんです。全く情報が違うじゃないですか。そこら辺はどう思いますか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

確かにコメントとしましては事前調査においてのコメントとなりますが、そこにおきましては、あくまでもそのときの予定ということでございますので、町としましては実績報告でもないというふうに捉えていますので、ＪＴＢのほうともこの件についてはお話をしましたが、今のところ訂正をする必要はないというふうに考えております。

○８番（渡邊千護君）

これ、実績報告じゃないですか、海底潜るって。実際内容、実績報告を今受けた分も違うじゃないですか、先程言ったのと。これ潜るって。これ実績、見た人はこれが実際あったんだと思うんですよ。これしかないから。その後に、実際はこんだけ潜りましたって、これが本当の実績報告ですって、もう１回出すんですか、パンフレット。これが実績報告になっちゃうんですよ、見た人は。これ税金で作ったお金で発行しているわけですよね。内容、これ見た人はこれ信じますよ、みんな。

おまけに、先程言った実費精算もね、幾らごみを出して幾らかかったのかという報告もない。今、確認取るって言ってますけど。そういうのをしっかり一つ一つ、次の年度もやっている事業なんですよ。今回は言いませんけども、次の年度の見積書もすごい内容になっています。今回よりもさらにひどいです。それも６月議会でやろうと思っていますけども。

こういうことをやって、きちんと正直にこんだけの実績があって、ありがとうございましたって、また寄附をお願いしますっていうんだったら、ちゃんとしたことを載せなきゃ。やっぱり内容が違ったら駄目ですよ、これをみんな信じちゃうんですから。それ、いいこと書いてますよ、わっ、すごいなって、見たら思う。けど、内容が違ったら、これ知ったら、みんな屋久島町大丈夫って思いますよ、報告が違ったら実際と。

そこら辺、もう一度、これ差し替えるべきだと思うんですけど、どうでしょう。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

何度も申し上げるようでございますが、今の時点においては訂正等は必要ないものと考えております。

○８番（渡邊千護君）

じゃ、訂正しないんですね。この報告そのままもうずっと載せていくって、町はそういう方向で行くんですね、実際内容は違うのに。それでいいんですか、本当に。内容、違いますよね。本当これでいいんですか、再度。これで終わります。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ＪＴＢとの協議の上で決定したことでございますが、また今後、これを見られた方からそういった御指摘とか、コメントいただいた方からの意見等もございましたら、また、そこでまた検討してまいりたいというふうに思います。

○８番（渡邊千護君）

本当、見た人が御指摘って、これを信じちゃうから指摘しようがないんですよ、これが当たり前だと思っているから。これ内容違いますよって指摘どうやってするんですか、実際の報告を受けてないのに。やっぱりこれは常識として、ちゃんと差し替えて載せるべきだと私は思います。

この件については終わります。

次、３番、特命随意契約について。

ＪＴＢパブリッシングと特命随意契約を結ぶに当たり、契約伺いの文書では、「本事業の遂行に当たっては、これまで同様の事業を数多く手がけている株式会社ＪＴＢパブリッシングに委託することで、効率的かつ効果的な事業遂行」が可能であるとして、一般競争入札をすることなく業務を委託したと。本事業が海底清掃を主体とする環境保全事業であることから、同社が海底清掃活動を「数多く手がけている」ということになりますが、これまでの実績を具体的に示してください。

○町長（荒木耕治君）

ＪＴＢパブリッシングとの特命随意契約に当たり、これまで同様の事業を数多く手がけているということについては、海底清掃のみに特化したものではなく、今回、本町に提案されたようなものを他の地方自治体との間においても地方交流事業としてこれまで数多く手がけているという趣旨であります。

本事業の遂行に当たっては、同社に委託することで本町のふるさと納税の中間事業者である株式会社ＪＴＢふるさと開発事業部との連携が図られ、最重要に考えている最良の成果の達成、迅速かつ確実な遂行といった点において、同社が適切な事業者であると総合的に判断されたことによるものであります。

また、海底清掃については、ＪＴＢパブリッシングより再委託を受けた株式会社オーシャナが実施しており、同社においては海底清掃の実績を有しているところであります。

○８番（渡邊千護君）

じゃ、その特命随意契約についてなんですけれども、ＪＴＢパブリッシングさんでは海底清掃の実績はないんですね。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ただいまの町長の答弁にもありましたとおり、海底清掃としての実績を有しておりますのは、再委託を受けました株式会社オーシャナさんのほうでございます。

○８番（渡邊千護君）

町として、このふるさと納税に関わっている中間業者は何者ありますか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

本町の中間事業者はＪＴＢ１者のみでございます。

○８番（渡邊千護君）

ほかにも中間業者ありますけれども、そうなると、それも契約はしてないということですね。

ただ、先程も言ったように、この内容で言うと、数多くの海底清掃はしてないけれども、これに関し効果的かつ効率的ということで、中間業者であって、パブリッシングさんとオーシャナさんが関連業者であることでお願いしているということですよね。

けど、であれば、であればですよ、今回の目的は主体が海底清掃の実施が一番の目的であって、だったら最初からオーシャナさんと話をすればよかったんじゃないですか。

だって、目的の一番大事なのは、大事なのは海底清掃、もともとふるさと納税を使って主として海底清掃をやりますということで、ＪＴＢさんがプレゼンとして持ってきたかもしれませんけれども、実際活動するのはオーシャナさんで、その下にお願いするのは地元の業者さんですよね。もともとの契約するところが違うんじゃないですか。どうぞ。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

今回の随意契約の方法でＪＴＢパブリッシングと契約を締結いたしましたのは、本事業が、同社が、先程から申しておりますように、ふるさと納税の中間事業者でもあり、発案から具体的企画立案に至るまでを一つのパッケージとする事業展開の提案者であったこと、また、同様の同社のこれまでの実績に加えまして、親会社であるＪＴＢの関連会社であることから、会社そのものとしての信頼性も高く、また、事業遂行に当たりましても、ＪＴＢが全国的に見て最大手の観光事業会社であり、多くの関連会社を有していることから、本件事業を展開する上で様々な形での有効・有力なサポートを得ることが期待されるという判断でございました。

また、直接オーシャナさんのほうにもということでございましたが、本年度につきましては、そういったこともありまして、直接本件事業につきましてはそういった形でしております。

ただ、清掃活動の実績という部分につきましても、なかなか全国的にそういった形で取り組んでいるところがなかったことから、４年度の事業についてはこういった形で契約をさせていただいたところであります。

○８番（渡邊千護君）

ＪＴＢさんが中間業者は１者しかないけれど、ふるさと納税の屋久島のを見たときに何者か出てくるんですけど、あれはじゃあ契約はされてないんですかね。楽天さんだったり、ヤフーさんだったりとか、ソフトバンクさんだったりとか、屋久島のホームページを見たら出てきましたけど、それはじゃあ契約されてない、全く。ふるさと納税、屋久島のほうに出てきましたけど、何者か。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

おっしゃるとおり、何者か中間事業者はあると思いますが、屋久島町におきましては、ＪＴＢさんのみということになっております。

○８番（渡邊千護君）

じゃ、屋久島町のホームページに出てきているほかの業者は、全く関係ないということですか。関わってないんですか、中間業者としては。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

そこについては、おっしゃっていることがちょっと私もうまく伝わってないので、後もってまた確認をさせていただきたいと思います。

○８番（渡邊千護君）

ふるさと納税のほうで屋久島町でホームページ見たら、その会社が出てきたんですよね、何社か。であれば、全部中間業者じゃないのかなと私は思ったんですけども、それは本当に入ってないのかどうか確認をしていただいてですね。もしそれだったら、ほかにも中間業者がいて、ＪＴＢさんだけで特命随意契約ちゅうのはちょっとまずいなと私は思ったんですよね。そこ確認をお願いします。

それで、今回、特命随意契約としてされましたよね。１者で見積りを頂いて。ただ、同じような事業をしているところはたくさんあると思うんですよ。できれば相見積りを取って、適正な金額を打ち出すべきじゃなかったんですか。そこら辺はどうですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

その辺りにつきましては、おっしゃるとおり、金額的にも1,700万円弱という金額でございますので、こちらとしましても検討したところでありますが、ただ、今回につきましては、清掃活動、清掃作業を実施する業者が特定されるということもございました

ので、ＪＴＢさんのほうから提案いただいたものを受け入れたところでございます。

○８番（渡邊千護君）

特定されると、今、業者がということだったけど、海底清掃する業者も日本全国いっぱいあるわけですよ。そこら辺もある程度の相見積りを取って、どんな業者があるんだろうと調べておいて今回の特命随意契約を結んでいくというのが私は適正なやり方だと思いますけれども、そこら辺どうでしょう。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ちょっと説明が不足でした。オーシャナさんにつきましては、令和２年度にも瀬戸内町のほうでこういった海底清掃の取組がございまして、海底作業だけではなく、それを映像に起こしてという部分で、相対して考えたところでございます。

○８番（渡邊千護君）

瀬戸内町でやっていると。ほかの、色々調べたら色んな業者もやっていて、映像で発信するところも、その地域だったりとか、ボランティアでやっている地域だったりとかもあるんですよね。色々調べた上で、特命随意契約にする必要はあったのかなと私は思っているんですよね。やっぱりこういう大きい事業ですから、ずっと随契でしていくって今やっていますけれども、やっぱり競争入札も働かせて、色んな人に来てもらって、それを情報発信してもらえばいいわけですよ。これで中間業者とつながりがあるから特命随意契約でというのは、私の中ではちょっと違うのかなと思います。最後にもう一度。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

おっしゃるとおり、こういった事業につきましては競争入札ですべきというところも考え方としてはございますので、今回、中間事業者ということもあり、そういったことになりましたけれども、今後はまた検討していきたいというふうに、しっかり考えていきたいというふうに考えております。

○８番（渡邊千護君）

この件に関しては、中間業者が本当にＪＴＢさんだけなのかという確認をしていただきたいのと、今後について、特命は今３か年でやるんですかね、それについてもしっかり今後継続してやっていくんであれば、しっかり見直していかないといけない事業だと思います。

この事業が悪いとは言っていません、全く。悪いとは言ってないけれども、お金の使い道だったりとか、しっかりとした実費精算をするとか、そこら辺の費用とかですね、やっぱり分からないと、納税者にとって失礼ですよ。どのぐらい頑張ったのって、どのぐらい取れたのって、どのぐらいきれいになったのっていうのを報告、活動したやつをやっぱり報告しないといけないです。それはまた後で回答ください。

では、次に行きます。屋久島町だいすき寄附条例に違反していないかということで、

今回出したんですけれども。

本事業は、屋久島町だいすき寄附条例の第２条（１）で規定された「世界遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業」に該当するとされ、屋久島だいすき基金から事業費を支出する際には、その使途は同条例で定められた「環境保全に関する事業」にすることが要件となると。しかし、実際には事業費に大半が海底清掃そのものでなく、清掃活動の成果を広報する動画と観光パンフレットの制作費に使われていることから、同条例に違反する支出ではないかと私は思っていますが、そこら辺どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

本事業につきましては、屋久島町だいすき寄附条例第２条、事業区分において、第１号の世界自然遺産を始めとする地域の環境保全に関する事業だけでなく、第４号の地域の活性化を支援する事業にも該当するものであります。

御指摘の清掃活動の成果を広報する動画と観光パンフレットの制作費については、動画やパンフレットの作成及び配布が町外の人々あるいは全国的に屋久島についての関心をより高め、それにより観光需要が増加するなど、その効果は間接的であったとしても、それが屋久島の各地域の活性化につながることが明らかである以上、地域の活性化を支援する事業に該当するものであり、条例に違反するものではないというふうに思っております。

○８番（渡邊千護君）

まず、この屋久島町だいすき寄附条例の中の区分分けがしてあります。その（１）の世界自然遺産を始めとする地域の環境保全に関する事業ということで、環境保全に関する事業で、その大半がこれに入ってきたお金ですよね、ふるさと納税で。区分分け、５つしているんですよ。そしたら、環境保全のために使ってくださいということでした金が、実際に使った金は潜ったのが２時間ですよね。環境保全の活動として使われたのは、あと海岸清掃も合わせて２時間40分。それの中で使われた金が全体の３分の１あるかないかですよね。

一番大事な、そこにお金がつぎ込まれるわけであって、ほかの分野もあるわけですよ。流動人口の減少についてのお金も、もちろん寄附金の中に項目が入っていますよね。実際、環境保全のためにお金を使ってくださいというのが来てて、そのうちの全体の３分の２が違うところに使われているというのは、この条例の中としてはちょっと違うんじゃないかなと。

やっぱり例えば今回1,700万円ぐらいの事業費として、ふるさと納税から入れていますよね。そのうちのじゃあ1,500万円はみんなで一生懸命頑張りましたと、それを残りの１割、２割としてその情報を発信するために動画を作ります、ちょっとパンフレットにさせてくださいとか使う分は、まだいいと思いますよ。

けど、実際大事な環境整備で使う金が使われてなくて、３分の１あるかないかですよ。あと全然違う方向に行ってるじゃないですか。だったら、違う目的でふるさと納税を使うべきであって、人口誘導のためでも、交流人口のためでもいいですよ、それは別の問題ですよね。この条例の中では当てはまらないと私は思っていますが、そこら辺どうでしょう。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

この１号の環境保全に関する事業につきましても、今回の海底清掃活動の成果を広報する動画について、単に海底清掃作業そのものではなく、活動の様子や成果を広報、発信することにより、町が海の自然環境の保全にも力を入れていることが認知され、それにより、これまで以上に町民や観光客の屋久島における自然保護の必要性や重要性についての認識が高まり、この環境保全に資することは明らかであるというふうに考えてありますし、また、４号の地域活性化の部分につきましても、例示としまして、産業支援、集落支援、創業支援等といった、具体的、直接的な事業を列挙しておりますが、等とありますように、あくまでも例示でありまして、町長の答弁でもありました動画やパンフレットの作成や配布が、町外の人々あるいは全国的に屋久島についての関心をより高め、それにより観光需要が増加するなど、その効果は間接的であったとしても、それが屋久島の各地域の活性化につながることは明らかである以上、該当しないとする理由はないというふうに考えております。

○８番（渡邊千護君）

活性化につながるといったら、それは全然違う項目に入っているじゃないですか、ここに入っている。じゃ、そこの部分で使えばいいですよ。今回支出する部分は、環境保全に対するこの第１の項目から、お金全部出していますよね、事業費は。私は課長に確認していますけど、事業費はここから出ていると。それはこの部分を使っていますよというふうに私は聞いています。違いますかね。私はそう確認して、１回、前回も確認して聞いているんですけども、この部分から出していますよね。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

この事業区分というのは、事業を実施するために、だいすき基金をどういうふうに使っていくかということでありまして、今回のプロジェクト自体はこの１号にも４号にも該当するということでの事業区分だというふうに考えておりますので、事業自体にこの１号、４号を分ける必要はないのかなというふうに思っております。

○８番（渡邊千護君）

では、１号と４号にも区分分けせずに、ここから使ったということですよね。けど、今回の実施目的は何ですか。海底清掃ですよ。であれば、もう本当にそこにお金を本当に使う。善意でお金を渡した人は、屋久島の環境保全に使ってくださいといって渡した

お金ですよね。その大半が使われてないというのは本末転倒であって。本末転倒ですよ。だって、海底清掃２時間ですよ。使った金1,700万円ですよ。実績報告もはっきりないわけじゃないですか。

これを、事業の主とした目的と合ってないという使い方が、どうしても私の中では、この条例の中には合ってないと。やっぱりその報告、報告出すにしても、実際うたっているのは海底清掃とパンフレットにも出してますよね、実績と。あれもその報告の内容は違ったということもあって、大事な部分に金が使われてないちゅうのは、僕、かなり違うと思うんですけどね。

私が間違っていますかね。２時間ですよ、潜ったのは。２時間。ごみの取った量も分からない。使う金の使い道が全然違うと思うんですけれども、私が間違っていますかね。私の意見が違うかどうか。これ、私は条例違反だと私は思ってます、これ、使い方にしても。どうでしょう。もう一度。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

これまでの私の説明が悪くて伝わっていなかったのであれば、申し訳なく思うところでございますが、再三にわたりまして金額の配分についても割合的に説明をしてまいりましたし、清掃活動が中心となるものではなくて、清掃活動を軸にして事業展開を図ってまいりたいということでございましたので、ＪＴＢさんにつきましても、こちらの仕様書どおり適正に履行されているものと判断し、条例につきましても違反はないものと考えております。

○８番（渡邊千護君）

これ、私の中で条例違反じゃないかなと思ってしまった部分がいっぱいありました。実際活動にそこまで使われていないちゅうのがあったので。ただ、今後また契約していくわけですよね。もう令和５年度の事業案も実際やっているわけです。その中身を見たときも、ちょっとはてなマークがいっぱいありました。

最終的には令和６年で１回打ち切るわけですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

総括質疑でしたかね、新年度の事業についてありましたので、５年度につきましては、今、目指しているところのグリーン・フィンズの事業が新年度で終わろうとしているところですので、その後、清掃活動につきましては、議会からも、議員からも継続していくようにというお声を頂いたところでありますので、そこは地元の方々が参加して、よりよい事業となるように続けてまいりたいというふうには思っております。

○８番（渡邊千護君）

もう基本的には地元参加型というふうにうたっています。やっぱり地元を参加させて、地元の力を合わせて町をきれいにしていくと、そのためにそれを動画配信するとか、そ

れに金を使うのは全然問題ないと思います。

ただ、今回やっぱり一番すごくやっちゃいけないというのは、パンフレットに実際９月にコメントした分を載せて、実際行った分の報告が間違っていると、内容が違うというのは絶対にあってはならないし、これ冊子を替えてでもするべきだと思います。あれを見た人は、みんな信じます。報告内容と全然違いますので、そこら辺はしっかりまた検討してください。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩　　午前１０時５３分

再開　　午前１１時１０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

観光まちづくり課長より発言を求められていますので、許可いたします。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

先程、渡邊千護議員から一般質問のありました中間事業者につきまして確認しましたところ、３者ございました。一番長いのがＪＴＢさんでございますが、それからさとふる、今年から一休さんが入りまして、中間事業者、３事業者ということでございます。

またポータルサイト運営事業者としてＪＴＢさんの下には、楽天であるとか、トラストバンク、ふるなびなどがあるようでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、５番、眞邉真紀君に発言を許可します。

○５番（眞邉真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。５番、眞邉真紀です。

通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

私の質問は、今回、大きく分けて２つで、１番目が、児童が島外の医療機関を受診する際の旅費と宿泊費の助成についてと、２番目が懲罰委員会についてです。

まず、１番目の旅費の助成についてですが、屋久島町には、町内の医療機関で継続的な診察や治療が不可能な児童が複数存在します。その中に、各種手当てや助成制度などに該当しない、どこにも当てはまらない児童も存在しています。島外の医療機関での診察や治療が必要な児童を持つ家庭の負担を軽減するために、適切な措置が必要だと考えますが、このことについて、町の考えをお示しください。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邉真紀議員の質問にお答えします。

このことについては、対象となられる保護者の方から話を受け、担当課において内容等について調査、検討を始めています。私のほうでも直接、担当課へ指示をいたしております。現在のところ、町内の医療機関で治療できないため、町外の医療機関での医療が必要な先天性の疾患を持つ児童に対する旅費等の助成はございませんが、離島であるがゆえに交通費や宿泊費等の経費がかかることは十分理解ができる上、これからの子育て支援策の一つと考えることから、助成の内容や実施時期を含め、前向きに検討し、令和６年度のできるだけ早い時期から実施したいというふうに考えております。

○５番（眞邉真紀君）

非常に期待の持てる御答弁ありがとうございます。本当にこの病気の児童を持つ家庭の負担というのが、経済的な負担だけではなくて、ほとんどがずっと付き合わなければいけない病気とどう向き合うのかという精神的な重圧が物すごいんですよね。その中で、子供さんが１人じゃなくて複数いらっしゃって、その複数いる子供の面倒を見ながら、病児のふだんの面倒も見る、病院に連れて行くという行為がもう非常に大変で、特におじいちゃん、おばあちゃんがいないような家庭は、どうやって生活していたんだろうって、多分後になって振り返ると、とんでもない生活をされているんですよね。

なので、この経済的な負担というのは、行政が一番早く解決してあげられる政策になると思いますので、こちらは具体的になるべく早期に進めていただきたいと思います。

先程おっしゃった、先天性の病気を持たれている御家庭というのが具体的に出てきましたけれども、この御家庭が具体的に現段階でどれぐらい年間、交通費、宿泊費を支出されているか、大体分かりますか。想像がついていますかね。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之君）

ただいまの御質問でございますけれども、我々のほうでは、その支出額というのは把握はしておりません。

○５番（眞邉真紀君）

なかなか、どのぐらい困っているんだろう、どのぐらい支出があるんだろうというのが分からないと、どのぐらい助成をしていいのか分かんないと思うんですね。

具体的に色々聞いていますけど、今お二人そういう児童を抱えていて、年間にそのうち１人は月に本当は２回来てくださいというのを１回に控えている、大体、年に12回ですね、月に１回ぐらい受診をされている子供さんと、今、手術が終わっているので半年に１回でいいですよという子供さんが、年に２回、福岡のこども病院に受診されている、両方持っている方の支出が、12回行かれている子供に関しては43万4,400円、２回福岡

に行かれている子供さんに関しては16万6,000円ほど支出されていて、恐らくもともと在宅酸素とかされていたので福岡の病院に行く頻度がものすごく高かったんですね。現段階では落ち着いていますけれども、これ恐らく一番かかっていたときは優に100万円超えていたんじゃないかと思われます。

今もその状態は続いていますので、令和６年度、県の助成も始まる、まだ県議会は終わっていませんから予算はついてないと思いますが、始まる予定でいますけど、それは知っているんですよね、町のほうでは。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之君）

令和６年度の県議会で、離島地域子ども通院費等支援事業ということで約1,500万円ほど、今、予算計上ということで、まだ決定しておりませんけども、今、提案しているという状況は町のほうでも、うちの県のほうからの通知が来ていますので、知っているというか、認識はしております。

○５番（眞邉真紀君）

恐らくこの議会で承認されて、６年度からきちんと1,500万円予算化されると思うんですよ。この事業を県の担当課が予算化をするに当たって、きっかけになったのは、どういうきっかけだったかというのは御存じですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之君）

具体的というか、正解かどうかというのは分かりませんけども、恐らく奄美群島の市町村からの要望があって事業化、今回その予算の提案ということになったというふうに、私、個人的にはそういうふうに認識しています。

○５番（眞邉真紀君）

担当課長のおっしゃるとおりで、予算化するに当たってきっかけが何だったのかというのを、県の担当課の職員の方にお伺いしました。そしたら、やっぱり奄美のほうで、もう既に自主財源で旅費と宿泊費の助成をされている自治体から、複数からその要望があったということでした。

沖永良部の和泊から始まって、知名町がそこに続いて、与論もやっているわけですけれども、こういう島々の自治体から県のほうに、県のほうもある程度負担をしてくれないかということで要望があったようです。

ちなみに、一番事例として挙げやすいのが、和泊町がこれは始まりだったんですが、今、知名町のほうでいい取組というか、町民のためになるなという取組をされているので、少し紹介させていただきたいんですけれども。

知名町さんがこの旅費と宿泊費の助成をしていて、とてもいいなと思うのがその上限を設けてないんですね、回数の。残念ながら、今回の県の予算では、１人当たり、一家庭ですね、１人親と子供と２人合わせて６回までという上限を設けようとされています、

計画では。６回だと、およそ２か月に一遍しか行けないことになってしまうんですね。あとは全額負担ということになりますから。実際には鹿大の先生なんかも頭を悩ませているのは、本当は１か月に１回じゃ足りないんだという症例が多いそうなんです。本当は２週間に一遍来てほしいけれども、何の助成もないから、交通費が大変でしょうということで、色々調べてはくださるんですけれども、どこにも該当していないよねというので、仕方なく月に１回診察をするということでフォローしているという実情があって、知名町さんはそういう実情も十分聞き取った上で、今のところ上限を設けないようにしていると。ただ、来年度から始まる県の事業に関して、県は６回という考え方だから、どうするのかというような検討もされたようですけれども、６回分までは県の予算を使って、はみ出る部分を町単独で出してあげるというほうが町民の皆様は喜ぶだろう。

知名町さんは令和５年度から飛行機の運賃も助成を始めたので、もともと50万円から70万円ぐらいの町の単独の持ち出しだったものが、５年度の現時点で、もうちょっと前ですかね、１か月ぐらい前ですかね、166万円、約２倍に支出が膨れ上がっているということで、回数の制限をしたほうがよいのか、助成金額に上限を設けたほうがいいのか、色々検討されたそうですが、回数を制限してしまうと、毎月来てとか、七、八回来てとか言われる人が行けなくなってしまうので、回数制限はやっていないと、実際こういうふうな言い方をされていました。助成額の上限を設けるのもやっていないし、来年度からもこのままやっていくつもりだということをおっしゃっていました。

ぜひ、毎月毎月、安心して受診や治療が受けられるようにしていただきたいんですけれども、まだ具体的な検討の段階も入っていない中で大変申し訳ないんですが、この回数の制限についてどうお考えになりますか。

○町長（荒木耕治君）

奄美の島々からということで、今、鹿児島県の町村会というのは24の市町村長で、奄美も一緒にやっていて、今その会長が、徳之島町の方が、今、町村会の会長をされています。町村会の中でそういう色んな、また奄美には奄美の離島の会がありますから、その中で意見を集約して、会長が県にお願いをして、こういうことになったと。今、私たちはそういう中で、ドクターヘリとか、あれが今、日の出から日没しかないのを、これを終日、要するに飛ばしてくれとか、そういう要望も今やっている。それはそういう町村会の中での一つの成果だろうというふうに思っておりますが、今、議員が言われるように、回数を制限せずにですね、できれば私もそうしたいというのは思います。しかし、財源との色々なこともあります。

奄美は実際にやり出したのは、要するに奄美の特措法の金を持っていますので、これ５年の時限立法で、今年の、今月末で切れるやつですけれども、これで今継続をして、５年間、特措法を５年間延長しようと言って、奄美と私ども離島も一緒になってその継

続の延長をお願いしているところです。

その中で、そういう予算の中で色んなことを使っていくと。そうすると、私ども一般離島も、奄美のそういうものに並んで、我々のそういう離島振興法の中でも、そういうものに目を当てていただきたいということで、今、一緒になって、そういうことをやっています。

ですから、今、先程回答したように、今年度のできるだけ早い機会にそれは進めたい、私もそれはそう思っていますので。だから、今、議員が言われるようなことを色々調査もして、なるべくその方にあまり負担がかからないような状況で、屋久島町がどれだけできるのかを慎重に検討をしてやりたいというふうに思います。

○５番（眞邉真紀君）

ぜひ、慎重に検討していただきたいですし、どれぐらいの負担があるのかという調査もしっかりしていただきたいと思います。

屋久島町は、国の方針に従って、不妊治療の旅費、宿泊費の助成もしっかりとされていますよね。その不妊治療をして、めでたくお子さんが生まれて、そのお子さんがじゃあ病気だったら、そこまで責任を持つ必要もあると思うんですよ。みんなで子供を育てましょうというので、不妊治療もこの少子化の中で推し進めていることだと思うんです。なので、不妊治療をしました、生まれた子供は病気だったけれども、島外に受診しなければいけない背景があるというときに、目も当てられないと思うんですね。

なので、ぜひ前向きに、できれば回数制限を、６回というのは非常に少ないと思います、いくら何でも。なので、県がその６回のうちの３分の１は補助してくれるわけですから、宿泊費、旅費に関して。本人が知名町でも３分の１。今、町が３分の２持っていますけど、県がある程度持ってくれるわけですから、そこまで膨大な負担にはならないんじゃないかなということも考えられますし、やっぱり大事な島の子供が大事な成長段階で、本当に受けなければいけない治療を受けられないとしたら、これは親の悲劇というか、親が悲しいだけじゃないと思うんですね。

なので、しっかりとした治療が受けられるようにバックアップしていただきたいと思いますし、その方たちが、屋久島から行く方が空いていれば泊まるところが「りつこはうす」というお宿が中央駅の近くにあるんですけれども、この経営者の方はもともと奄美の御出身だそうで、おじ様たちが持っていた家を、離島の教育のため、医療を受ける人のために活用していただきたいということで、物すごい安価で宿泊をさせてくれているところがあります。

ホームページを見てみると、「奄美大島のみならず離島にお住まいの方々は、病院や学校などの医療・教育面でも満足いくような環境は整っておらず、鹿児島市内に出かけなければならないことも多くあります。しかし、渡航費や滞在費等の支援が十分ではあ

りません。そのような状況を少しでも「りつこはうす」を通してお手伝いできればと考えております」ということで、十分な支援がないので民間も助けましょうと、こういう考え方を持たれている方がいて、実際そこを頼っている屋久島町民も複数いるということを知っていただきたいと思います。ここに泊まれないときには、宿泊費が高いので非常に大変だということをおっしゃっています。

なので、こういうところ、安くで離島の医療を受ける方を受け入れてくれる民間の事業者を見つけるとか、そういう努力をしていただきたいなというのも併せてお願いしておきたいと思います。

では、実際に令和６年度のいつぐらいまでに検討をして導入が、具体的にというのは非常に難しいかもしれませんけど、今はまだ検討段階ですから、ある程度の方針を示していただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

早い時期に実施をすると言っているんですから、いつまでというのじゃなくて、なるべく保護者の方の期待に沿えるように早い時期にしたい。ただ、私が就任をしたときに腎臓の手術の旅費の補助も出したりして、今もやっているんですけれども、そういうことはですね、私個人もそういうことは非常に関心もありますし、大変な御苦労をされているんだろうなというのは思いますから、本当に、いつとは言えませんけれども、早い時期に急いで作業をさせて、そういうふうにしたいというふうに思います。

○５番（眞邉真紀君）

十分期待したいと思います。本当に子供はどんどん大きくなっていきますし、満足な治療が受けられないと、後であのときなあって後悔することになりますから、ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。懲罰委員会についてですが、１番、過去２年間に開催した懲罰委員会の件数とそれぞれの概要、その処分結果をお示しください。

○町長（荒木耕治君）

懲罰委員会は、令和３年度第１回を令和４年２月８日に開催し、本人から提出されたてんまつ書を元に６件の審査を行い、同月21日に第２回を開催し、戒告以上の処分を予定した３名に弁明の機会を付与した上で再度審査し、町民データ消失事案に対し10％減額３か月、接触事故による加害１件と、公用車の損傷１件、それぞれ戒告、残りの３件を監督者含めて口頭訓告としました。

令和４年度は第１回を令和４年６月13日に開催し、同年３月31日に屋久島町監査委員が公表した航空機を利用した旅費の精算事務監査において、監査の対象となった20件と、公用車損傷の１件の審査を行い、監査委員に旅費精算が不適切と判断され自主返納を行った２件と、公用車損傷１件を口頭訓告とし、残りの旅費18件を処分なしとしました。

第２回は令和５年１月24日に開催し、16件の審査を行い、他人へ傷害及び恐喝のおそれ１件は、該当者が逮捕勾留されていたため、同日に停職２か月を決定しました。

第３回は令和５年２月15日に開催し、戒告処分以上を予定した６名に弁明の機会を付与した上で再度審査し、他人の財産の損傷１件と、公用車損傷２件の該当者に５％減給３か月、公金の納入遅れ２件の該当者に５％減給１か月、公金の納入遅れ１件、公用車の損傷１件、予算未計上業務の発注１件の計３件に文書戒告、車両損傷５件、交通違反罰金１件、他人への不快な発言１件を、それぞれ訓告処分としました。

以上です。

○５番（眞邉真紀君）

ありがとうございます。事前に過去２年分の懲罰委員会の一覧をお示しくださいということでお示しいただいていたので、今教えていただいたとおりなんですけれども、先日の初日の本会議でもありましたように、専決処分の議案で承認した給食センターの車について、同僚議員からも意見や質問が出ていましたけど、公用車での事故後の検証が不十分なのではないかということに対して、どう思われますかね。このやっぱり懲罰委員会を開いた理由、様々ありますけれども、公用車の事故が割と複数あるのかなというふうに見受けられますが、この点いかがですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

公用車の事故につきましては、交通違反等ではなくて、単なる注意を怠ったことによる物損事故がほぼであります。その際には口頭で注意をしながら再発の防止に努めているところでありますが、なかなか減らないのが現状であります。

○５番（眞邉真紀君）

まだ物が傷ついたという段階なら、まだいいと思うんですよ。ただ、本当に給食センターの車でも、学校の敷地内なのでということを複数の方がやっぱり心配されていて、私も心配なところですけど、公用車の事故が結構多いことによって、その車だけではなく、やっぱり人も傷つけてしまう可能性もあるということを、町の中で共有、しっかりされているんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

交通法規の遵守については、前での日髙好作議員の答弁で申しましたとおり、交通安全週間等において注意喚起をしておりますし、また、職員、公務員として守るべきところ、交通法規の遵守、シートベルトであったり、飲酒運転であったりということは常日頃から申し伝えておりますので、この件に関して、特に人身事故の防止について特段やっていることはございません。

○５番（眞邉真紀君）

本当に、公用車を、ではなぜぶつけてしまうのかということ、それをきちんと分析さ

れているのかどうか。ぼんやりしていたということでも、なぜぼんやりしていたのかというのが大事だと思うんですよね。結局、前日にあまり眠れなかったということが原因かもしれませんし、時間外勤務が多過ぎて疲労が蓄積している可能性もありますし、色々な理由があると思うんですよ、その注意義務を怠るという理由そのものにも。だからそこを、ぼんやりしていたということだけではなくて、なぜぼんやりしていたのかというところまで、懲罰委員会の中で共有されて記録には記されていますかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

物損については、てんまつ書で経緯・経過を本人が記入したものを提出されております。一応その内容については委員の中で共有しておりますが、特段、どうしてもその理由というのが注意を怠ったというような書き方しかございません。総務課としては公用車も自分の車のように扱ってくださいというお願いはしています。傷がついたら修理するというのは通常なんですけど、なるべく傷をつけないように乗っていただくように注意喚起は行っていきたいと思っています。

○５番（眞邉真紀君）

恐らく人の物をぶつけたりする、傷つけたりするというのは、誰も気持ちよくないので、恐らく注意はしていると思うんですよね、ぶつけないように。だけれども、ぶつけてしまうということの背景に、一体何が隠れているのかというのを、一旦、職場内で整理をされたらいいんだろうと思います。

過去の事故で懲罰委員会にかかった方に関しても、あのとき実際にどうだったのということの聞き取りはできると思うんですよ。蒸し返しでは全然なくて、例えば、本当はスマホをちら見していましたとか、居眠りをしかけていましたとか、色々あると思うんです。別に責めるわけじゃなくて、理由が知りたいんだと、その理由について回避できる対策があれば、それが本当の再発防止策だと思うんですね。それをしない限りは恐らく次々同じことが出てきて、ぶつけても公費で直してもらえると、ただそれだけの話だということで済んでしまいそうな気がするので、このことに関しては、きちんとまた精査をしていただきたいなと思います。

そして、この頂いた一覧表の中に、懲罰委員会が１回開かれた、１回か２回か開かれたけれども、処分が出てないものについて記載してないのではないかなと思われる節があるんですが、それはないですか。全て懲罰委員会を開いたら、必ず100％処分までして、ここに載っているという解釈でよろしいですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

懲罰委員会にかかった案件につきましては、全て結果まで出ております。ただし、公務員としての身分を退職により失った場合には、処分の対象とはなりませんので、そこで中断という形になります。

○５番（眞邉真紀君）

ここ１年ほどというか、大体１年ぐらいで、実際に懲罰委員会で審査をしていたけれども、途中で退職をされたという方が実際にいらっしゃいますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そこをお答えしますと、今、退職された方が限定されてきますので、その質問についてはお答えすることはできません。

○５番（眞邉真紀君）

分かりました。私がこの質問をするに当たって、実は職員の方複数と町民の方から、ぜひこれ質問してくれと言われたんですね。具体的にどこの方とは言いませんけれども、昨年退職した職員について、公金の不適切な取扱い、いわゆる着服があって、その後、その着服したお金を賞与で全額返済をしたということです。それで、懲罰委員会にかけられていたけれども、退職を勧められて退職をしたということで、懲罰委員会で結果を出す前に、退職を勧められたから退職をして、退職金を受け取って辞めたのはいかがなもんかというようなことで、結構納得がいかないという方が複数いらっしゃって、私、その事実も知りませんし、実態がどうなのかよく分かりませんけれども、かなりの方が言われているんですね。なので、今、細かくおっしゃっていただく必要はないんですが、そのことについて、やはりきちんと町は公表するべきなんじゃないかなと思っているんです。

この懲罰委員会について各自治体が公表していることを、私、たまに調べるんですけど、調べれば結構出てきます。ぱぱっと調べただけでも、今回も北海道の砂川市というところ、これは令和４年11月17日の発表ですけど、市職員による市税等の横領事案に伴う懲戒処分についてということで、砂川市市民部税務課に配属されていた30代の男性職員による市税等の横領が判明したことから、本市職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせいたしますということで、非違行為の種類、公金横領、当事者が税務課主任30代男性ということで、概要と処分内容について、処分理由についてというのを、世間に対してちゃんと公表しているんですね。

この砂川市だけでなくて、最近では南日本新聞でも、これは23年の12月16日ですけど、これは鹿屋市であった職員の、これは任意団体から79万円着服という記事ですけれども、こうして世間に出てくるんですよね、この着服事案というのは。

佐賀県も職員による公金の着服が判明しましたということで、ホームページできちんと掲載していて、着服件数が37件、780万円、もう支払いが済んだ分、まだ未払いの分ということで、何件何件といって細かく公表されているんです。

なので、こういう事案が恐らく以前からあって、屋久島町も、これが表に出てこないというのはおかしくないかというのが以前から言われてきたことです。今回の件もきち

んと報告をしていただきたいと思うんですけれども、いかがですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

まず、退職を勧められたということでしたが、町側のほうが退職を勧めるということではなくて、個人の意思で辞めることになっておりますので、勧めることはないと思います。

また、公金の横領、不適切な取扱いについては、今回の処分の中にも２件ほど、引継ぎの遅れ、あとは、ちょっと納付書の取扱いを間違ってしまって、本人に全て返して、誰のお金か分からなくなったというところが２件、掲載してございます。

これについては、厳重な処分をしているところですので、以前と比較しまして、指定金融機関を入れたことによりまして、職員が公金を扱う機会というのがかなり減っております。それは出張所のほうはどうしても公金受入れをしておりますので、町としてはなるべく職員が公金を触らなくて済むような方法を推奨しております。私の知る限り、屋久島町においてそういう公金の不適切な取扱いというのは認識しておりません。

○５番（眞邉真紀君）

じゃ、具体的に、例えば全ての公金を職員が扱えないわけじゃないですよね。一部、通帳を持たされて、旅費をそこから委員に支払うとかっていうような方法をとられているところもあると思いますけど、その通帳の取扱いに関しては、全く間違いがないといいますか、不正がないということでよろしいんですか。そこは具体的に皆さん、言う人がいるので。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

我々の課長会、曙会も通帳を持っております。そこについては通帳を保管する者と、印鑑は別な者が保管というか、別な者の印鑑を使っておりますので、出し入れの際は必ず確認ができているということで、そういうものについては、通帳を持っている分については、そういう方法で不正ができないような形をとっているところでございます。

○５番（眞邉真紀君）

その曙会というのは、課長さんたちの有志の会で、公金じゃないと思うんですね。そうではなくて、公金が入っている通帳の出し入れに関して、不適切な事実はなかったかどうかということを皆さんがすごく疑念を持っておられて、具体的な話が飛んでくるんですね。なので、それがなければ、ないと御回答いただいて構わないんですけれども、実際に全然１円狂わず、その支出がされている、収入があるということでよろしいんですよね。私自身は知らないので、質問しているんです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

公金として扱われる部分につきましては、各出張所の出し入れをする通帳であったり、あと各種協議会、実行委員会等に出す、持つ通帳があると思います。そこについて適正

に監査はされていると思っておりますので、私のところでそういった認識はございません。

○５番（眞邉真紀君）

火のないところに煙を立たぬとよく言ったもので、恐らく、結構具体的に話が聞こえてきますから、それが全部うそとは到底思えないような話でありますので、ここであまり話を深く掘っていくと個人が特定されますから、もうここでやめますけど、そういったうわさが職場の中でかなり広まっていて、私のところにも伝わってくるという現状がある。町民の方にもそのうわさが伝わっていて、私のところにも伝わってくるという現状があるので、それだけはきちんと認識していただきたいなということで、終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩　　午前１１時４９分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

眞邉真紀君より発言の訂正を求められていますので、会議規則の規定によって許可します。

○５番（眞邉真紀君）

午前中の私の一般質問の、懲罰委員会についての質問の発言の中で、「うわさによると」という発言をしましたけれども、正しくは「伺った情報によると」ですので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、15番、大角利成君に発言を許可します。

○１５番（大角利成君）

大角利成でございます。許可を頂きましたので、一般質問をいたします。しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問、先般実施されました国民保護法に基づく避難訓練に関する件と、ウミガメの産卵について、とりわけ日本一のウミガメ上陸産卵地である本町の海浜環境保全に関する、この２点であります。

まず１点目の、国民保護法に基づく避難訓練に関する件についてお尋ねいたします。

台湾有事を念頭に他国からの攻撃を受けることを想定し、屋久島町の住民を本土に避難させる鹿児島県内で初の実動訓練が去る１月21日に開催されたところであります。こ

れまでも、南西諸島の複数島において、従前にも増して日米両国による諸訓練等が実施されております。今回、屋久島町が県内初の国民保護法に基づく訓練対象地になったことを町長はどのように受け止め、訓練地となった理由をどのようにお考えでしょうか、まずはお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えします。

本町が訓練対象になった理由は何と考えているか。この訓練は、国主導の下、全国持ち回りで開催されており、鹿児島県での開催に当たり、これまで国での実績がなかった離島からの全島避難を目的としており、二次離島を有し、平成27年の新岳噴火の際の経験を有する本町での開催を決定したものだと認識しております。

○１５番（大角利成君）

今、町長の答弁を聞いたところですが、どうも町民の方々からすると、お隣の馬毛島のこともあって、そして世界自然遺産の島といえども、この屋久島が万一の場合に標的になるんじゃないかというような、そういう住民の不安も聞かれるところですけれども、今の答弁では、国からの、あるいは県からの、そういうことがあっての場所選定ということに受け止められましたが、確認です。

二次離島を持つ本町として、そういうことも心配し、将来のことを考えて、町長自ら手を挙げたということはないんですか、確認のためにお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

手を挙げたことはありません。多分、鹿児島県内で二次離島を持っているところは屋久島だけですから、奄美は別にですね、そういうことでは選定をそういうふうにしたんじゃないかというふうに思います。

○１５番（大角利成君）

屋久島だけという話ですが、瀬戸内もあると思うんですよね。向こうのほうも訓練もされ、そして自衛隊の施設等も整備をされてきているところですが、私は、訓練をすることは非常にいいことだとは思っているんですが、住民の皆さんにどれくらい浸透したのかなというのが実は心配で、今回の質問をしたところでありますけれども。

さて訓練を終えました。新聞等では、有事の避難課題山積とも報じられておりますけれども、町長のコメントもございましたけれども、今回の訓練、課題等も含めて、町長はどのように御自身評価しているんでしょうか。

今回は諸事情により、国、県、町、そして医療機関と限られた機関・団体との訓練であったわけですが、新聞によりますというと、そうだと思うんですが、有事の際は、離

島、南西諸島、たくさんありますから、各離島が同時に避難する手順あるいは島にとどまる人のことを望む、そんな対応が今回の訓練では未着手ではなかったのかというような指摘もされておりますが、町長はどのように評価をしているでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

この訓練は内閣官房、消防庁、鹿児島県、鹿児島市、熊本県、八代市の市及び関係機関が共同で実施したもので、県の区域を超える避難の調整及び避難実施要領を実演し、公共機関及び関係機関相互の連携を図る訓練となりました。都合により一部住民が参加する訓練はできませんでしたが、医療機関及び高齢者施設等の要配慮者避難を実動訓練で実施し、関係機関の連携が図られたことは大きな成果として報告されております。

また、この訓練は、準備から２年間、関係機関で協議し計画策定が行われており、関係した職員の能力向上につながったと考えております。

今回の訓練では、医療機関・高齢者施設入所者を対象として要配慮者避難訓練を実施しましたが、町に登録している避難行動要支援者数は個人の登録によるもののみ148名となっており、集落と連携し実態の把握が課題というふうに感じております。

○１５番（大角利成君）

今、町長の思いをお聞きしましたが、いずれにせよ私自身はいい機会を与えていただいたなというのが私の率直な思いであります。

ただ、思うに、国、県あるいは町、あるいは携わった諸機関・団体等の方々は一生懸命やっていただいて、それなりの効果があったと思うんですけれども、町民に少し、町民の皆様方、私も含めてですが、少しこの訓練に対する受け取り方、関心度が少し少なかったんじゃないかなと、低かったんじゃないかなという思いを私は思っているところです。

今おっしゃったように、この２年間の間に色んなことをし、そして、公共交通の輸送力についても色々と関係機関と協議・調整をして、当初よりかなり多くの方を島外に避難させる手順というのもされたように聞き及んでおります。通常ダイヤで１日3,000名弱という輸送力を、県と事業者と協議をしていただいて、フェリーや高速船あるいは航空機を増便して、１日6,900人、7,000弱まで増やし、２日間で輸送する。そしてまた、鹿児島本土、鹿児島県内だけではなくて、熊本のほうにも新幹線等でも避難をさせるという、そういう計画が立ち上がっております。私自身は非常にすばらしいことだと思っていますし、高く評価をしている一人であります。

ただ、今回の訓練後の講評で、専門家の講評によりますと、住民に対する適宜の情報発信が重要になってくると、次回からの大きな課題にしてほしいという指摘もされております。

今回のこの訓練が今回で終わることはないと思うんですけれども、ぜひ次につなげて

いくべきだと思うところなんですけれども、町として、今回の訓練で得た教訓というのを今後どう生かそうとして考えているのか、今後どのような計画、考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

この訓練は、町内全住民の島外避難を想定した訓練となっておりましたが、本町の災害等を想定いたしますと、口永良部島を除き、島外避難の可能性は低いものと考えております。しかし、高齢化が進む中、万が一の際に確実な避難ができるよう、先程の課題も含め、集落と情報を共有しながら、住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、今回の訓練の成果報告書を、集落、関係機関と共有し、今後実施する避難訓練等の参考として活用していただき、新たな問題点の洗い出しを行い、町民の安心、安全に努めてまいりたいというふうに考えております。

○１５番（大角利成君）

分かりました。担当課長にお尋ねしますが、今回のこの訓練の後、２回目、３回目というのは、そういう動きがあるんでしょうか。あるいは、町としてはどんな考えでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

これまでも何度かお伝えいたしましたとおり、島内において避難訓練を行う際の被害の想定というのは、その地区によって、屋久島町の場合はそれぞれ異なってくる場合もございます。

今、今年の地域防災会議を開く前に、各集落の避難訓練の状況を把握しております。今はまだ集計中で、結果は出ておりませんが、その中で統一した避難の仕方ができるのであれば、町主催の訓練も検討すべきだと思いますが、それぞれ避難の想定が違う場合、避難所までの避難についての訓練を行う場合には、先程、町長が申しましたように、要配慮者の避難の仕方というところを重点に訓練をしていただき、また、そこで新たな今回の訓練で出てこなかった課題等が出てきましたら、共有して、皆さん、町内全域、同じような対応ができるようにやっていきたいと思っております。

○１５番（大角利成君）

私が聞きたいのは、この武力攻撃による今回の避難、これの二次、三次についての考えを聞いているところです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この今回の訓練につきましては、鹿児島県含め、公共交通機関、鹿児島のほうのＪＲであり、Ａラインでありというところの協力を頂いています。これを単独でやるということはかなり厳しいのかなというふうには認識しております。できましたら、フェリー

屋久島２、高速船ＪＡＣという形であれば、町としても協議が可能かなという想定が可能だと思いますので、そういうことも含めて、ここでできるとは申し上げられませんが、今後、国内情勢に基づいて必要であれば、そういう訓練の計画も立てていかないといけないとは思っております。

○１５番（大角利成君）

分かりました。武力攻撃による避難、これはあってほしくないし、あってはならないことは言うまでもないところであります。台湾有事等世界の情勢を分析するときに、何が起きるか分からない中で、この最悪の事態を想定して備えておくことは重要と考えます。

くしくも今日は東日本大震災の日でございます。朝、車で走っている途中、安房区では訓練でしょうか、サイレンが鳴っておりました。この後、同僚議員が避難対策に関する一般質問をされますけれども、今また町長も申されたように、本会議の行政報告等でもありましたが、この国民保護法に基づく訓練の結果報告書、これを今、国が取りまとめ中ということでございます。そして、後日、集落と共有したいというふうに述べられました。まさにそれが一番大事なことであろうと思っています。

貴重な体験をさせていただきました。そして、国、県、関係機関等の連携は、私は、新聞、テレビ等で知る限り、課題はあるにしても、ある程度の道筋ができたのかなと。これからは町民をどう動かすか、町民にどう意識を持たせるかということが一番大切だろうと思いますので、ぜひこの今回の訓練を生かしていただくように、関係機関、集落と連絡を取って計画を練ってほしいなと思います。何遍も申し上げますが、あってはならない武力攻撃による避難訓練ですけれども、備えは大事であります。そういうことでお願いをしておきたいと思います。

それでは、２点目のウミガメの産卵についてお尋ねいたします。

ウミガメ上陸産卵日本一の屋久島町、屋久島の大自然、縄文杉とともに、屋久島観光の看板であると思います。過去５年間のウミガメ上陸の産卵の実績について、まずはお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

本町内における令和元年から令和５年までの産卵頭数について、各海浜ごとに御報告をします。

まず、令和元年が永田いなか浜41頭、永田前浜44頭、一湊浜０頭、栗生浜５頭、サゴシ浜３頭、中間浜２頭の計95頭。

次に、令和２年が永田いなか浜120頭、永田前浜63頭、一湊浜16頭、栗生浜67頭、サゴシ浜８頭、中間浜17頭、計291頭。

次に、令和３年が永田いなか浜316頭、永田前浜139頭、一湊浜４頭、栗生浜35頭、サ

ゴシ浜13頭、中間浜１頭の計508頭。

次に、令和４年が永田いなか浜756頭、永田前浜742頭、一湊浜14頭、栗生浜88頭、サゴシ浜11頭、中間浜２頭、計1,613頭。

次に、令和５年が永田いなか浜488頭、永田前浜564頭、一湊浜９頭、栗生浜19頭、サゴシ浜24頭、中間浜２頭、計1,106頭となっています。

この頭数については、本町が実施をしているウミガメ保護監視業務の中で集計した数字であります。

なお、本業務は鹿児島県の補助事業として実施していることもあり、交付決定日などの関係により実施期間が異なる部分もありますので、御了承いただきたいというふうに思います。

○１５番（大角利成君）

ありがとうございます。年によって差異はございますけれども、近年、令和４年、５年、増頭している状況下にあるのかなということを確認できました。これにつきましては、上陸地の地域住民を始め、各種団体、ボランティアの皆様方の海浜保全活動のたまものと思います。携わっている皆様方に、日頃の活動に感謝を申し上げますとともに、引き続き対応を、御支援をお願いするところでございます。

今、町長のほうから、町内６か所のウミガメの上陸産卵の実績が示されましたが、海浜、海辺の環境、保全状況では、私は栗生のサゴシ浜が最も厳しい状況にあるというふうに思っておりますが、今お聞きしますというと、令和５年は産卵数が３番目に多い実績のようでございます。

町長もこれまで何度となくサゴシ浜へ足を運んでいると思いますが、今の現環境、浜の保全状況をどのように思っているでしょうか。そしてまた、今後の対応策をどのように考えているのか、併せてお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

栗生サゴシ浜の現状についてですが、サゴシ浜はウミガメの貴重な産卵地でもあり、国立公園地域にも指定されていますが、近年、流木や海洋ごみの漂着が多く、ウミガメの上陸産卵に支障が出ているのではないかと危惧する声も聞かれます。

町としましても、昨年、ウミガメの上陸に支障があると思われる流木等の撤去について、町所有の重機を出し、地元の栗生地区でウミガメ保護監視活動等に携われている方々を中心に作業を行っていただいた経緯がございます。これにより一定の効果は得られたと感じておりますが、海洋ごみや流木などはその後も漂着している状況であると認識をしております。

本町としましても、北半球有数のウミガメの上陸地として、各上陸地における環境保全に努めることは責務であると考えております。今後も、環境省を始め、地元とも協議

をしながら、生態系の保全を優先に、ウミガメの上陸産卵環境の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

○１５番（大角利成君）

栗生のこのサゴシ浜は、御承知のように、栗生川の右岸で、大雨のときに流木等もかなり多く、そしてそれが打ち上げられ、そしてまた大しけのときにも海洋からのごみがたくさん集まるところで、私もその実情をこれまでも何度となく見てまいりました。

先程も申し上げましたが、大変、ほかの産卵地５か所と比べて非常に厳しい、環境的にはよくない状況だと私は思っているんですが、実際はウミガメがよく上陸をして産卵をしてくれている。私たちには考えられない、ウミガメからすると、すばらしい条件が整っているんだろうと思うんですけれども、そして永田辺と比べて、産卵数も上陸に比べて３分の２ぐらいは産卵をして帰っているという報告でありました。

今、栗生のこのサゴシ浜に行くと、波打ち際に、あれは屋久杉というんでしょうか、大きな大木が２本、そして根っこのついた雑木等も打ち上げられています。簡単には処理できない。今の状況ですと、多分、今シーズンはウミガメは上がれないだろうというふうに私は思っているんですが、課長も確認されていると思いますけれども、担当課長、どのようにお考えですか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

昨年の台風後につきましても、栗生区長のほうから連絡を頂いて確認はしているところでございます。そのときもやはり従来の海の匂いというわけじゃなく、一面、木の、木材の匂いが漂っているような状況でございました。

町長の答弁にもございましたように、町としましても、建設課からの重機を貸し付け、作業をしていただく方向で新年度につきましても考えておりますが、これまでも国立公園内であるということで、環境省の意見も踏まえながら、塚崎のほうはマリンワーカー事業を使ったりとか、サゴシにつきましてもこういった作業をしておりますので、今後も状況を見ながらそういった作業のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

○１５番（大角利成君）

やはり私どもの年代から上の人、当時、栗生中学校、朝からウミガメの掘り戻しをして、集落民に売って歩いて、その収益金を部活動と学校の教材に活用していた。そういう年代の方々がたくさんいるわけで、思いも強いんでしょう。年に数回となく、これまで私も電話を頂いたりして、その都度、担当課のほうにもお願いし、先程ありますように、町の重機等も出していただいて整備をしていただく。今、先程、私が申し上げましたが、こんな大きな屋久杉、壺にもなるような木だと思うんですが、半分埋まってますよね。まず重機を使わないとどうしようもないと思うんです。

そこでなんですが、これまでもそうなんですけれども、そういう撤去作業のお願いをし、そして役場のほうから返ってくる言葉が、国立公園地域内、自分たちだけではどうしようもないと、で、国立公園管理事務所と協議をしないと作業もできないというような御返事で、これまでもスムーズに撤去はできなかったと思います。それは課長も承知だと思うんですが。

そこでなんですが、国立公園地域内です。最初にどこがあの保全をするんでしょうか。町なんでしょうか。それとも国立公園として管理をする国の事務所なんでしょうか。そこ辺はどのようにお考えですか。担当課長で結構です。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

国立公園内につきましては環境庁が主となるというふうに思っておりますが、漂着物につきましては町のほうになるかと思います。逆に、漂流物については鹿児島県ということに、すみ分けがなるわけですけれども、そこはやっぱり連携をしながら作業を進める上ではやっていきたいというふうに考えています。

○１５番（大角利成君）

やっぱり栗生の人たちは、ウミガメも上がるところ、そして言葉は正しくないかもしれませんが、以前も旧屋久町では西部奥座敷の交流ということの言葉も使ってきました。やはり夜といえどもウミガメの産卵の見学に来る人もいるだろうし、あるいはそのことで昼間の観光地になっているだろうと思います。何かもう少し早め早めの対応ができないのかなというふうに私は思っていますよ。

そこでなんですが、今の状況を見て、私、さっき申し上げましたが、多分、今の状態ではウミガメは上がってこれません、と私は思います。上がってくるにしても、いいところですから、ウミガメも上がりたいんでしょうけど、どうにかして上がってくるかもしれません。過去においても、栗生の方々からお聞きしますというと、帰れなくなって自分たちで帰してやった、あるいは帰れなくて亡くなった亀もいるというふうに聞いています。

今年ももうすぐこのシーズンを迎えるわけですが、あの状況をいつ改善されるんですか、それとも、もうしないんでしょうか。担当課長で結構です。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

ウミガメ保護監視業務のほうが５月から９月までの期間ということになりまして、例年４月には栗生のほうの連絡会議のほうを開いております。今の現状を聞く中では、やはり早急に対応すべきものと思うところでありますので、再度また現場を確認した上で、栗生区、関係機関と協議してまいりたいと思います。

○１５番（大角利成君）

条件が非常に悪いところです。浜辺の環境の条件が非常に悪いということです。です

から、いたちごっこなんですよね。きれいにしても、またすぐ流木がある、漂着ごみが来るという。ただ、やはり国立公園地域内でもありますし、先程申し上げましたように、屋久島の自然、縄文杉に次ぐ、このウミガメ産卵の屋久島をＰＲする一つだと。

ですから、打ち上げられてからやるということじゃなくて、ある程度そういうことを想定して予算も確保して、そして国立公園の事務所との連携をよくしていただいて、本来は国がお金を出してくれればそれが一番いいんでしょうけど、なかなかだと思います。それは出してはいるんでしょうけども、これはもう町として致し方ないところもあると思うんです。幾らかのそういう予算を確保してでもやるべきことじゃないのかなというふうに私は思っているところですが、町長はどんな考えですか、どんな思いがありますか。

○町長（荒木耕治君）

私も中学時代、今の中央中学校の前の砂浜で朝から亀の卵を掘って食べた人間の一人です。その頃は、今、議員が言われたように、私らも理科の実験の道具を買うのに、その卵を１個、何円か、５円か、10円かで朝から売りに行って、それで一生懸命勉強したという思い出がございます。

ですから、今言われるように、自然の環境というのは、特に最近、漂着ごみ、プラスチック等が多くて、これはもう取れるところを取っても、取れないところから、ちょっとしけると、またそれが流れてくるという、いたちごっこみたいなところがある。いわゆる動かせないような大きな流木というのは、台風とか大雨とか、そういうところで流木が流れてきてというのはあるんでしょうけど、それはそんなに数はあるわけじゃないと思います。

ですから、今、全国の離島振興協議会で、私が会長を務めた頃からですね、今、国に対して漂着ごみを、これは公共工事としてできないかという、ずっとお願いをしてきた。それは人が行けないようなところを海から行って処理をする。そういうことに、要するに予算を、何がしかの予算をつけてほしいということを今ずっと言っていまして、今、少しずつそういう理解を国も示してきつつあって、もう一歩、もう一踏ん張りすれば、そういうのができるんじゃないのかなというふうに思います。

ですから、それを待っているわけにはいきませんので、議員が言われるように、もう産卵期が始まりますので、その前に今担当課長が言ったように、大きなのは無理としても、できる範囲の環境の整備はやっていかないと、それがユネスコの冠を３つもらっている島の私は責務だと思いますので、そういうことは、町で少し金を作ってでもやるべきことはやっていくべきだというふうに思っています。

○１５番（大角利成君）

何遍も申し上げますが、このサゴシ浜、僅かなところですよね、町長。例えば、永田

あるいは一湊、栗生浜もそうでしょう、なぎさが長いです。ですから、そこ何か所かに大きな流木があっても、上がるところはあると思うんですよ。このサゴシ浜はほんの少しです。そこに今、さっき申し上げましたように、大きな２本の木がうずくまっています。そして、まあ条件が悪い中に、よく上がってくれている場所です。

栗生の人たちもやはり大事にしたい、ウミガメが産卵しやすい、してくれるような場所にということで頑張ってくれていると思います。漂着ごみ程度はもう集落でも対応してくれると思います、お願いすればですね。今回のあの屋久杉の木なんかは長くてどうしようもできませんから。ぜひ、そういうのが打ち上がっても町の支援ですぐ撤去ができるような、そういう体制をぜひ作ってほしいと思います。

西部のほうも人口も減ってきて、なかなかだと思います。やはり一つでも二つでも自慢できるといいますか、そしてまた、町の人がそういうふうにみんなで汗をかきながらやる共同作業というのも大事かと思いますので、ぜひ町のそういう支援をお願いしますが、先程来、このシーズン前に整備をするというお話がございましたが、担当課長、担当課長は見ていると思いますけれども、今のあの状況をいつ頃手を入れて改善しようと思っていますか。

○観光まちづくり課長（泊　光秀君）

新年度の予算の中では特に今のところ計上していなかったのは事実でございますので、既定予算の中で対応し得るべきものがあればさせていただく方向で、今月か４月、新年度になりましてから、早急に対応できればというふうには思っております。

○１５番（大角利成君）

昨年もお願いをして、町の重機を持っていってやってくれました。すごく喜んでいました。すぐ報告が来ました。今回は非常に心配して彼らもいます。ですから、これもまたあまり早くやっても、また上がる流木があるということもありますから、そこら辺は栗生区を始め関係者との意見交換もしながら、双方納得するような格好でですね、きれいにしても、またやられることもあるとは思いますけれども、そこはそこで皆さん理解を示してくれると思いますので、ぜひやってほしいし、そしてまた、色んな協議、調整をする中での、あそこの国立公園の管理事務所との調整、どうも私の耳に入ってくるときに、どうもうまくいってないんじゃないのというようなふうに私には聞こえます。

というのは、町はやりたいと言っても国立公園地域内だから許可がどうとかこうとかというふうに地域の人は言っていますので、そこら辺もまた今度意見交換するときによく説明をしていただいて、そして双方連携をしていただいて、ほかの地区もそうですけれども、地域住民、そしてボランティア、関係機関の支援を頂いて、ウミガメの環境保全に努めていただきたいと、このようにお願いをするところです。

今回の私のこのウミガメに関する質問については、特に栗生地域の住民の方々の切な

思いを申し上げたくて質問いたしましたので、お願いをしておきたいと思います。

最後になりますが、町長、あまり頭に考えるところがなさそうに見えましたけれども、最後に、今回、私が一般質問したウミガメのことについて、いま一度、町長の思いというのをお聞きして、少し時間が早いですけれども、一般質問を終わりたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

先程から申し上げますように、ウミガメに関しては、私もちっちゃい頃から海や山で遊んだ経験がいっぱいあります。ですから、ウミガメもそのシーズンにはですね、そういう自分で幼い頃の思い入れもありますから、それで要するにラムサール条約に批准をされている、そういうのは別にいなか浜だけじゃなくて、屋久島全島の砂浜でそういう意識を持ってやっていくことは大事だというふうに思いますので、そのようにやってまいりたいというふうに思います。

○１５番（大角利成君）

サゴシ浜に限らず、ほかの地域の環境保全についても取り組んでいただきますようにお願い申し上げて、終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時50分から再開しますが、14時44分には御着席ください。

休憩　　午後　２時１４分

再開　　午後　２時４７分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、９番、榎光徳君に発言を許可します。

○９番（榎　光徳君）

皆さん、お疲れさまです。９番、榎光徳でございます。

今回の一般質問もいよいよラストバッターとなりました。ドジャースの大谷翔平選手のように、場外ホームランでもかっ飛ばしたいところですが、できるはずもありませんので、せめて空振り三振、バッターアウトとならないように、ポテンヒットでもいいですので、一塁までは進みたいと思っております。よろしくお願いします。

今回の私の質問は、３項目にわたって通告をしておりますが、まず１点目の大規模災害時等における避難対策であります。

２万2,212人、皆さんはこの数字を御存じですか。（「亡くなった人」と発言する者あり）町長は御存じのようですが、東日本大震災の犠牲者であります。

先程、黙禱も行いましたが、くしくも本日は丸13年目であります。ここ連日のように、新聞、テレビ、マスコミで報道されておりますが、また発生から29年がたち、記憶が薄

れようとしている阪神・淡路大震災でも6,434人の命が奪われました。そして今年１月、元旦早々、楽しいはずの一家団らんのひとときが、一瞬にして大災害へと変貌し、243名の命が奪われた能登半島地震。いまだ１万人以上の方が避難生活を余儀なくされていますが、被災者の方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、いつ起きるか分からない。最近では想定外という言葉も使われるようになりましたが、こうしたことに対応するため、本町でも、屋久島町地域防災計画が策定されております。この計画の見直しは、毎年行うとされておりますけれども、まずはこの計画について、毎年見直しが行われているかをお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えします。

屋久島町地域防災計画の見直しは、毎年、防災会議を開催し、修正案について審議を行い修正をしており、令和３年度では、災害救助法等の改正に伴うもの、県地域防災計画の修正に伴うもの、口永良部島の警戒区域見直しに伴うもの、永田区からの要望による地区指定避難所追加等10件の修正を、令和４年度には、県地域防災計画の修正に伴うもの、福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定によるもの、永田地区が自主防災組織を結成したことによる修正等７件の修正を行っており、令和５年度については、口永良部島の警戒区域の見直し等を予定しており、その都度、町ホームページにて新旧対照表を含め、公表しております。

○９番（榎　光徳君）

私は、この関係の質問を過去においても何回かしております。一番最近では、令和４年、２年前の６月議会第２回定例会でも同様の質問をした経緯があるんですが、そのときもこの計画の見直しはどのようになっているかということで、今、町長から答弁がありましたけれども、その当時も、年に６回程度しているとか色々、指定緊急避難場所の追加をしたとか、51か所の追加をしたとか色々ありました。

その後、今回のこの令和３年からのやつで、今、町長からありましたけれども、そのときに、たしか永田の今、出ました自主防災組織、永田が結成率の中に入っていないがということをやり取りした覚えがあるんですが、今回はそういったことを追加をしたというふうなことで、令和３年、10件、令和４年、７件ですか、そういった見直しをしてきているというふうなことで、それはそれで理解いたしました。

この計画変更の町民に対する周知というか、ホームページ等でという話だったと思うんですが、このことを前でもやり取りした覚えがあるんですが、この防災計画そのもの

は、もう物すごく複雑多岐にわたって、計画書そのものは300ページ以上にのぼっております。

資料編を合わせると400ページということで、私はその中でダイジェスト版でもできないのかという話をしたと思うんですけれども、それは後もってまた出てきますが、防災マップの中に色々網羅されておりますが、これがダイジェスト版の代わりになるのかなというふうな気もしておりますけれども、計画書はそういうことで、あとこのハザードマップの中にこの地図が挿入されておるんですが、私は最初ハザードマップというのは地図のことを指しているのかと思っていたら、先程申し上げましたハザードマップ概要版みたいなものですね。先程総務課長、ちょっと確認したんだが、このやつですけれども、この中に地図が入っております。

それで、色々注意しなければいけないようなことをずっと網羅して、その中でこの地図が添付されているというようなことで、この地図も島内全域を示したものと、それから校区別と２つに分けてあります。でも、島内全域のやつは、本当にこう見てみるともう小さくて、地図を見ても全然分からないような感じがするんですね。でも、この校区ごとのやつは幾らか分かります。

だから、これも、お年寄りたちはこれを見て本当に分かるのかなということもやり取りしたと思うんですが、そのとき、私はその前に、ここに今、持ってきているんですが、このイラスト的なこれですね。これは平成24年に発行されたものなんですけれども、これのほうがもう全然リアルで分かりやすいと。これが各集落ごとになっているんです。非常に見やすいものだから、こういうのがかえっていいんじゃないのかなということをやり取りしたことがあるんですけれども、これは平成24年に各家庭に配布されて、その後、配布されていないようなんですが、このハザードマップについての今後の見直しというか、そういったのは、今のところ具体的には計画されていないんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今、議員御指摘の各集落ごとのハザードマップでございますが、これから今の形に変えた理由がございまして、避難指示が出た際に、その集落内の避難所に行くのではなく、近隣の避難所に避難をさせるために、校区ごとのハザードマップに変えたということで改正をしております。

○９番（榎　光徳君）

分かりました。それはそれで分かるんですが、これは、私が今朝、家に貼っていたのを外してきたんですけれども、今でも平成24年以降の配られた人たちは、これを大事に使っていると思うんですよ。ですから、このさっき言ったこれは５万分の１の地図ですかね。これを国土地理院の発行したこれを採用していると思うんですが、この地区ごとのこういうのとも全然違うんです。

ですから、これを見ると、高さとかそういうのも全部明記してあるし、避難経路の道路まで分かるようなマップなんですね。だから私は、これはこれで新たにまたつくり変えるということじゃなくて、転入者とかそんな人たちもいると思うし、そういったようなことで、これをやっぱり奨励するというふうなことをしたほうがいいんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺の考えはどうですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

その平成24年につくられたものから、今回つくったものに関しまして、土砂災害警戒区域というものが幾らか変わっております。ですので、以前のものについては若干違う部分も出てきますので、できれば現在のものを活用していただければと思っております。

○９番（榎　光徳君）

現在のものという、先程と同じようなことを言うんですが、なかなか高齢者には見にくいというようなこともありますので、後は、やっぱり町民への周知のさせ方だろうと思いますので、またそこら辺は、広報なりホームページなりで、ぜひ周知をさせていただきたいと思います。

それと、防災訓練についてなんですが、本町はこれまで、口永良部の爆発的な噴火があったりとか、それから登山者が孤立をした集中豪雨もありました。色々そういう災害を経験をしてきているわけですけれども、この防災訓練が、今、町全体のやつが行われていないんですが、これについての考えというのは何かありますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

私が総務課長に就任する以前は、口永良部島については毎年火山防災訓練をやっていたというところは聞いておりますが、コロナに入りましてなかなかそういう人を集める訓練ができなかったということで、来年度以降、当初予算のほうにも口永良部島については予算を計上させていただいているところでございます。

ただ、町内については、先程大角議員の答弁でも申し上げましたが、集落ごとの災害の想定が違う部分も出てきますので、今、各集落の避難訓練の実施状況の調査を行っております。その調査を踏まえて、町全体が必要であるのか、個別にやっていただくのかというところも含めて検討してまいりたいと思っております。

○９番（榎　光徳君）

確かに集落ごとにやっているところも何か所かあります。私も楠川で、その後何回か集落の防災訓練に参加しました。それはそれでまた周知を徹底させていただきたいんですが、やっぱり町全体のもやるべきではないかなと思っておりますので、今あったようにぜひ検討していただいて。

色々過去の大災害で訓練をしたことによって、もちろん口永良部もそうなんですが、今度の日航の衝突事故ですか、ああいったのも日頃の訓練が一人の犠牲者も出さなかっ

たというような例もありますので、やっぱりこれはやるべきかなと思いますので、ぜひそこら辺は、町長、どうですか。町としてそういう全体的な防災訓練をやるという考えについては。

○町長（荒木耕治君）

今、総務課長が申したように、そういう集約をして、そういうことが必要であるなら、そういう方向でやりたいというふうに思います。

○９番（榎　光徳君）

それと、今、それに併せて、ちょっと言い忘れましたが、過去において同僚議員から、たしか２人ぐらいから、防災の日というのを定めたらどうかと。そして、その防災の日に防災訓練をしたらどうかということもありましたが、3.11とか、あるいは口永良部の５月29日でしたか、その日を防災の日と定めて、その日に訓練をしたらどうかというのもありましたので、それも併せて、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、通信網の整備という観点から、今は当然防災無線等があるわけですけれども、ちょっと気になった記事が前回新聞でありました。報道されていました。３月１日の南日本に、携帯の不感地域が県内で16市町村あるというふうなことで、この中に屋久島町も入っているんですが、これは2023年６月末時点での集計だというふうなことであるんですが。

以前、今、光を整備をして口永良部まで通ったわけですけれども、西部林道地域が不感地域だというふうなことで、これについては口永良部島から電波が来るのでという、解消できるんじゃないかというような話もあったんですが、この携帯等の不感地域については、何か総務課長、把握できていますか。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません。榎光徳君、通信網の整備については通告がありません。通告に従ってください。

○９番（榎　光徳君）

分かりました。その件については取り下げたいと思います。

それで、今の防災訓練については、ぜひそういったようなことで計画していただければありがたいなと思っております。

次に、２番目の食糧備蓄等を含めた避難場所の整備状況についてお尋ねいたします。

これも以前に質問した経緯があるんですが、その今の現状を示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

食糧備蓄につきましては、屋久島島内８か所に、保存食セット974セット、クラッカー120缶、飲料水1,650本を、口永良部島・番屋ヶ峰避難所には保存食115セットを備

蓄しております。

町指定避難所は、屋久島島内41か所、口永良部島に５か所を指定し、福祉避難所として島内に２か所の指定をしております。

これまで公民館等において、小型発電機の配備、防災機能強化工事を実施するなどの対策は実施しており、必要な措置は計画的に実施しているところであります。

○９番（榎　光徳君）

先月、町民との意見交換会を議会で実施しました。このときも町民から様々なこの防災に関する意見が出されました。やっぱり町民の関心の高さがうかがえるのかなと思ったんですけれども、今、町長から言いましたように、指定避難場所については、当然公民館とか体育館とか小中学校等が指定されているわけですけれども、この指定場所について整備がなされていないところがあるんじゃないかというようなことで、実際、意見交換会の場所でも、うちの公民館は窓枠が思うように開かないとか、強化ガラスでないとか色々そういうのが出てきました。

それで、中には、今、町にも相談しているんだけれども、間に合わないから、いざというときはカーテンを引いて、ガラスが割れても危ないようにしているんだとかそういう話もありましたけれども、この指定避難場所の整備状況について、当然緊急順位とかそういうのでされているんでしょうけれども、これについての今後の計画というのはどうでしょうか。

○社会教育課長（泊　竜二君）

公民館等の整備・大規模改修につきましては、個別計画に基づき、年次計画するようにしているところでございます。

○９番（榎　光徳君）

公民館関係は、今、大規模改修とか計画的にされているようですけれども、避難場所として指定をしている以上は、当然、町民が不安を抱えているということであれば、それを払拭するような対策を講じていただきたいなと思っております。

それと、この食糧備蓄で前回質問したときに、本庁舎に今、備蓄はされていないと。私は、やっぱり職員がここに対策本部を設置するわけですので、職員用のそういう食糧備蓄なり、毛布とかそういうのもなんですが、そういうのをする必要性があるんじゃないかというふうなことをお尋ねしたと思うんですが、その件について、今はどのようになっていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

本庁舎内には備蓄はございませんが、旧本庁、長峰の。あそこに70セットほどの備蓄はございます。

今のこの本庁舎の中に備蓄倉庫がまだできておりませんので、今後、その必要性も含

めて、改めて検討はしていきたいと思っております。

○９番（榎　光徳君）

確かに、前回もそういう回答でした。旧本庁舎も近いと言えば近いんでしょうけれども、いざそういうときに果たして危険性がないのか。色々そういったのもありますので、ぜひそこら辺は、やっぱりスペースが取れるのであれば、そういうことも先々検討していただきたいと思います。

これも先月でしたか、菊陽町を訪問させていただいたんですが、この中で、菊陽町は財政的にも規模的にも全然違いますけれども、防災センターを見学させていただきました。11億6,000万円ぐらいでしたかね、かけて、相当の規模でやっているんですが、その中にやっぱり備蓄倉庫をしっかりしたものを備えておりました。

それで、町の総合体育館が最近できていたんですが、その中にも備蓄倉庫も併設をしておりました。だからあれを見たときに、私は、例えば今、宮之浦地区の総合センターと体育館の多目的ホールを計画されていますけれども、その中にそういったものもできることなら計画をしていけばいいのかなという気がするんですが。

今はもうほとんど計画が煮詰まってきていますので、そういうのができるかどうか分かりませんが、これは外付けでも、もしできることであればやっぱりあそこに。体育館はもともと避難所として指定されておりましたので、そこら辺は検討する余地はないものですかね。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

これまでの庁内会議、庁外会議の中でも御意見がありましたので、来年度、具体的に示す計画案の中では、備蓄もできるスペースという形の中で、今、計画は盛り込んでいるところであります。

○９番（榎　光徳君）

分かりました。ぜひそういったことの計画も進めていただきたいと思います。

それでは次に入ります。広域連携協定、応援協定についてですけれども、先程の地域防災計画の中の基本理念の中に「自助・共助・公助」というのは、これは防災のもう本当の基本方針だということで示されているわけですけれども、屋久島は、離島外界であるということで、一旦緩急のときは孤立状態になるわけですけれども、こういったことを考えたときに、隣は種子島もあるわけですけれども、広域連携協定というのは、そういった点では、防災計画の中ではつくるということでなっていると思うんですが、これは、今、締結はされているんですかね。このことについて示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

今年度実施しました国民保護訓練において、鹿児島市・熊本県八代市等への避難を想

定し、収容可能なホテルや移動手段となる交通機関との連携を、図上ではありましたが、訓練を実施したところです。

広域連携につきましては、鹿児島県との調整も含め、災害の規模にもよりますが、今後必要があれば検討してまいりたいと考えています。

また、町内のホテル等との応援協定につきましては、2022年９月に襲来した台風14号接近の際、一部ホテル等で有償で町民の受入れをしていただいたようですが、今後想定外の大型台風の襲来等を考えますと、検討も必要であり、関係機関と協議をしてみたいというふうに思っております。

○９番（榎　光徳君）

この基本計画の中にずっときめ細かにうたわれているものですから、私ももう見にくいところを見たんですけれども、応援協定は、実にもうたくさんその協定を結ぶようにはなっております。

当然、町長は、いざ有事のときの例えば自衛隊派遣要請とか、そういうのは当然やるわけですけれども、ちょっとこう見ただけでも、県の消防・防災ヘリコプターの応援協定とか、鹿児島市との救急業務応援協定、霧島市との応援協定とか、建設業協会屋久島支部との応援対策業務に関する協定、屋久島電気設備協同組合との応援協定、こういうふうにしてずっとうたわれているんですね。

これは、今の回答ではまだしっかりと実際は結んでいないんですよね。必要に応じて応援はもらっているようなことでしたけれども、そこはどうなっているんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今、議員が言われる協定につきましては、災害時にその復旧作業を伴う災害応援協定でありまして、避難先の災害協定については結んでおりません。

今回行った国民保護訓練におきましては、屋久島から島外に出る部分については、屋久島町が責任を持って避難誘導をします。ただ鹿児島に入った段階で、鹿児島県のほうが避難先の調整をしていただいております。計画ではですね。

こういうことも含めまして、今後必要であれば八代市辺りと、まあ鹿児島市・八代市とそういう応援協定は検討をしてみたいと思いますが、その被害が屋久島町だけに及ぶものであれば可能ですが、県本土に及ぶものであるとなかなか厳しいのかなというところもありますので、そういう被害の想定、災害の想定も考えながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○９番（榎　光徳君）

本町でも、例えば台風災害のときなんかに、建設業協会とすぐこう応急処置をしてもらったりとか、あるいは電気業者等やってもらっていますよね。多分そういったのがそういうことになろうかと思うんですけれども、これが正式に事前に応援協定を結んでお

かなければならないということになっているのかどうか、もうそこはちょっと私も確認していないんですが、その計画書の中でもしそういうのが必要であれば、そこら辺もぜひしっかりと検討して対策を講じていただきたいと思います。

それと、南海トラフ、これも新聞報道をちょっと見たんですけれども、今、県内で、姶良市と志布志市が応援協定を結んでいます。それから出水市と錦江町、熊本の水俣市、こういったところとのこの応援協定というのがあるんですね。

これは海岸部と内陸部との南海トラフを想定した多分そういう協定の仕方じゃないかなと思いますけれども、南海トラフについては、それこそ想定外じゃないんですけれども、30年以内に発生するであろうという発生率が70から80％だということを言われておりますので、これが来たらマグニチュード８から９ということですし、それこそ大変なことになろうかと思います。

そういったようなことも意識をしながら、ぜひこの応援協定の関係についても、しっかりと整備をしていただきたいなと思っております。

それから、先程、大型施設、旅館・ホテル等の協力、これについても、いざ災害というときには当然それは協力をもらえるんでしょうけれども、やっぱり事前にそういうのはしっかりとしておく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そこもしっかり精査をして、それを検討していただきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。町道における橋梁の整備状況なんですけれども、今、宮之浦大橋が工事中ということで、何の工事なのかなと思っていたんですが、耐震化をしているというふうなことで、これ宮之浦大橋のことは、これも南日本新聞に大きく出ていました。

しかも、今、県内で、これはもう県のことですけれども、鹿児島県は緊急輸送路にある橋の耐震化が遅れているというふうなことで、県管理634基のうち33％しかできていないというふうなことで、しかも県内25市町村では17基の耐震化を優先して進めているが、補強工事を実施しているのは、実にこの宮之浦大橋が１基だという記事がありました。

この件については、私は逆に、これは県の計らいもすごいなと思ったんですが、これを我が町に置き換えたときに、じゃあ、町道の橋梁は、そういったことについてはどのようになっているのかというふうなことで、以前、屋久島自然公園の湯川橋ですか、あそこがずっと通行止めでやっと解消されたわけですけれども、この件についてはどういう考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

本町の町道管理橋梁数は、令和６年３月現在で113橋であります。平成26年から全ての橋梁を５年に１回、点検を行うことが法により義務化されました。１巡目点検により、

20橋は早急に補修対応をしなければ危険な橋梁であることが判明し、平成26年度よりメンテナンス事業により補修工事を実施しており、現在18橋については着手済みとなっております。残りの２橋につきましても、長期計画に基づき、随時メンテナンス事業による補修工事を実施していく計画となっております。

なお、５年に１回の点検時に、危険度の上がった橋梁につきましても、計画的な事業導入として補修工事を実施し、安心・安全な社会資本の基盤整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○９番（榎　光徳君）

耐震の中で、橋も橋脚・橋台等があるわけですけれども、例えば、橋脚は大丈夫だけど、上のほうが落橋しない程度の補強をするんだとか、そういう色々な補強の仕方があると思うんですけれども、今のその耐震の在り方というのは、簡単に具体的にはどういうことになるんですかね。課長、お分かりであれば。

○建設課長（日髙　望君）

耐震化につきましては、まず議員のほうから出た宮之浦大橋について説明をさせていただきますと、宮之浦大橋につきましては、今、橋脚部分の幅を外側に広げる工事をしております。イコール、落橋防止。横揺れをした段階で橋が落ちないようにということで、受皿の幅を広げているという形で確認をしてございます。

本町についての橋梁の耐震化というのは、この耐震化ってかなり複雑でありまして、大正４年ぐらいから、橋に対しての耐震については、設計の中で盛り込まれてはいたんですけど、具体的にこうしなさいという部分が示されておりませんでした。

ちょうど阪神・淡路大震災の後ぐらいから具体的な数値が表示されて、それ以降について橋を架けている部分については、そういう具体的な数値を基に設計をして、耐震化が進んだ橋梁が設置されてございます。

本町につきましては、かなり古くて、そういう具体的な数値とかというのはなかったんですけど、道路橋の示方書に基づいて安定計算は行っておりますが、今のこういう地震が多発している状況の中に言ったときには、これを耐震化するとなると、今、議員言われた橋脚・橋台、上に乗っている上部工ですね、これの見直しを全部やらないと耐震構造的には厳しいものがあるというふうに考えております。

○９番（榎　光徳君）

屋久島は本当100を超える川があって橋が架かっているわけですけれども、今、課長が言われた耐震、私もこの県の屋久島事務所の建設課長にもちょっと勉強させてもらってお尋ねしたんですが、県は、緊急輸送路としての観点から致命的な損傷にならないレベルの耐震化はもうほとんど実施しているというふうなことだったんですね。結局、落橋しない程度のやつはしているんだと。だから町道の町管理の橋も、ぜひそういうレベ

ルの耐震化も、ぜひ今後とも進めていただきたいなと思います。

それと、これはもう通告しておりませんからいいんですが、私の考えなんですが、今、橋に水道管を添架をしております。橋が落ちると水道管も当然被害を受けるわけですけれども、先程雑談の中でちょっと課長にも話をさせてもらいましたが、能登半島地震も、昨日、おとといの新聞でしたか、やっと、断水があって２か月ぶりに復旧したというようなことで、やっぱりこの問題も生活に直結することであって、橋が壊れた、それに添架している水道がやられたということになりますと、そういうことが出てまいりますので、そこも併せてまた関係課で検討していっていただければいいのかなと思っております。

この件については終わりたいと思います。

では、最後の質問になりますが、３月１日でしたか、屋久島高校の卒業式が行われました。町長、議長も出席をされたわけですけれども、61名の若者が３年間の学び舎を後に夢と希望に向かって大きく羽ばたいていきました。

その後、５日、６日には、県内一斉にこの公立高校の入試があったわけですけれども、屋久島高校でも67名でしたか、が受験をしたわけですけれども、町長も御存じのとおり、ここ数年、その屋久島高校は生徒数の減によって普通科１クラス減を余儀なくされてきております。

今、町は、これも町長がいつも屋久島高校の卒業生だというような思いから、屋久島高校のその魅力化プロジェクトの中でみらい留学制度を採用して、非常に精力的に取り組んでいただいて大変お世話になっているのですが、このみらい留学制度に関わる問題で、受入先というようなことで、以前からずっとこの寮ができないのかという話をしてきたわけですけれども、この学生寮の設置についての町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

みらい留学は、議員も御承知のとおり「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口目標の考え方として、町内唯一の全日制高校である屋久島高等学校が維持・存続できる生徒数を毎年確保するを指標として掲げ、令和２年度から島外の生徒の受入れを行っているところです。

受入れの実数としましては、令和２年度が２名、３年度が３名、４年度が３名、５年度が７名となっており、令和５年度につきましては、みらい留学生を受け入れたことにより、クラス数が減ることなく目標値である１学年３クラスを維持できたところであります。

御質問の学生寮につきましては、これまでは多方にわたり受入先を募集し、個人・民宿等を下宿先として対応してまいりましたが、下宿先の確保に限界が生じていることから、令和６年度から屋久島高校近くの民宿を１棟、丸ごと借入れ、寮としての運営については、地域おこし協力隊を寮母として活用して運営できるよう準備を進めており、今

定例会の令和６年度一般会計予算に、寮の運営に係る関係予算を計上させていただいているところです。

このことによって、13名程度の生徒を受入れができ、全室個室でバス・トイレも完備されており、留学生の生活拠点となる寮での学習環境を含め、生活環境が向上するものと思っております。

○９番（榎　光徳君）

この件については、さきの総括質疑で同僚議員が質問して幾らか分かったんですが、今、町長からありましたように、これまでも空き民宿とか、屋久島電工の独身寮ですか、ああいったところとかも色々なところを相談に行ったりしてずっとやってきました。

それで、なかなかうまくいかずに、個人住宅、個人の皆さんに色々お世話になったりして何とかしのいできたわけですけれども、今はそういったようなことで大変うれしく思っております。よかったのかなと思ってですね。

それで、あとまだしっかりと今から先、契約とかそういうのは進んでいくんでしょうけれども、建物のそのものの状況ですね、そういったのはしっかりとした状況なんでしょうけれども、今13名ということだったんですが、それについては何にも問題がないのかどうかということと、それから地域おこし協力隊が３年間での契約になると思うんですけれども、そこら辺の３年間は大丈夫ですよと。ただ、３年したときに、あと継続してやっていくのか、あるいはまたその時点で新たに募集とか、そこら辺の観点はどうなっていくんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

現在、民宿として建物はできておりまして、消防法等に触れるのかという部分を確認したところ、寮という形で住まれる分について、構造変更がなければそのまま使えるということで確認ができておりますので、法的な部分については問題ないかと思って協議を進めているところであります。

地域おこし協力隊は３年なんですが、基本的には３年間の活動をしていく中で、３年後には自活して屋久島で住んでいただくというのが目標でありますので、３年後の以降の目標についても、先般面接のときに聞き取りをしまして、別な分野で生活をしていきたいという意向も聞いているところであります。

ただ、民宿業の方とも話をしておりまして、３年がキーワードだなと思っているのが、このまま生徒数が激減していくと、地域おこし協力隊を活用しても、その普通科、普通クラスの２クラスを維持できないのが永遠に続くのであれば、町費でいつまでも続けるというのもいかがなものかという部分もありますので、まずは事業者のほうにも３年貸していただきたいということの中で、今、話を進めているところであります。

○９番（榎　光徳君）

すみません、ちょっとさっき聞き漏らしたんですが、地域おこし協力隊は１人でしたか。２人でしたっけ。

○政策推進課長（三角謙二君）

今、応募があった方は夫婦なんですが、もう子育てが終わりまして、屋久島がとても大好きな方で、魚釣りに何回も来られてて、すごく移住したいという希望がありました。１人でいいのかなと思ったんですが、やはり拘束時間等を考えると、２人採用しなければいけないという形の中で、２人募集したところに夫婦で来られたので、夫婦の中で勤務時間を編成してもらってすることによって、労働環境の改善もできるのかなと思って、今回はたまたま夫婦で２名ということになっています。

○９番（榎　光徳君）

非常に渡りに船で、かえってよかったのかなと思っているんですが、ただ、さっきも申しましたように、３年が過ぎたらどうなっていくのかということもありますし、確かに、もう今の中学生の絶対数がもうどんどん少なくなっていると、確かにそれはそうですよね。

だからそこら辺も含めて、その後の継続的なことをどうなっていくのかと。もう私はこれが定着してうまくいけば、屋久島高校の寮として、例えば今の栗生とか永田から通っている生徒も、じゃあ、寮に入ろうかということになってくれば、島外に出なくても、屋久島高でもいいよということにもつながっていけば非常にいいのかなというような気もします。

ですから、ただどこまで担保できるのかというのもありますので、今後はそういったことにも注視をしながら、ぜひ計画を進めていってほしいなと思っております。

今日は、一塁までと思っていたんですが、何か二塁まで行けたのかなというような気もしておりますが、本当、町長はいつも自分も屋久島高校の卒業生だからというようなことで大変目をかけてやってもらっていますので、今後とも、やがてはその屋久島を背負って立つであろう若者のことですので、ぜひ引き続いてのそういった政策を推進していっていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、３月21日、午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時４０分

令和６年第１回屋久島町議会定例会

第　　４　　日

令和６年３月21日

令和６年第１回屋久島町議会定例会議事日程（第４号）

令和６年３月21日（木曜日）午前10時開議

○日程第１　行政報告

○日程第２　議案第11号　屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定について

○日程第３　議案第12号　屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について

○日程第４　議案第13号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○日程第５　議案第14号　屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○日程第６　議案第15号　屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正について

○日程第７　議案第16号　屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○日程第８　議案第17号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第９　議案第18号　屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正について

○日程第10　議案第19号　屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

○日程第11　議案第20号　屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○日程第12　議案第21号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

○日程第13　議案第22号　屋久島町営旭牧場条例の一部改正について

○日程第14　議案第23号　屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について

○日程第15　議案第24号　屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について

○日程第16　議案第25号　屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

○日程第17　議案第26号　屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について

○日程第18　議案第27号　屋久島町教育支援委員会条例の一部改正について

○日程第19　議案第28号　屋久島町給水条例の一部改正について

○日程第20　議案第29号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○日程第21　議案第30号　令和６年度屋久島町一般会計予算について

○日程第22　議案第31号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

○日程第23　議案第32号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

○日程第24　議案第33号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

○日程第25　議案第34号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

○日程第26　議案第35号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

○日程第27　議案第36号　令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
○日程第28　議案第37号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
○日程第29　議案第38号　令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
○日程第30　議案第39号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算について
○日程第31　同意第１号　屋久島町教育長の任命について
○日程第32　令和５年請願第２号　モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願書
○日程第33　令和５年請願第５号　防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願書
○日程第34　令和５年陳情第３号　屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について
○日程第35　令和５年陳情第６号　安房総合センター大ホールの存続と維持管理について
○日程第36　令和６年請願第１号　児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願書
○日程第37　令和６年陳情第２号　川内原発の20年延長に関する陳情書
○日程第38　発委第１号　パレスチナ・ガザでの即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）について
○日程第39　発委第２号　専決事項の指定について
○日程第40　屋久島町議会議員定数等調査特別委員会報告について
○日程第41　発議第１号　屋久島町議会議員定数条例の一部改正について
○日程第42　議員派遣について
○日程第43　閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１５名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩　君	２番	内　田　正　喜　君
３番	小　脇　淳智郎　君	５番	眞　邉　真　紀　君
６番	相　良　健一郎　君	７番	岩　山　鶴　美　君
８番	渡　邊　千　護　君	９番	榎　　光　徳　君
１０番	緒　方　健　太　君	１１番	高　橋　義　友　君
１２番	日　髙　好　作　君	１３番	岩　川　俊　広　君
１４番	渡　邉　博　之　君	１５番	大　角　利　成　君
１６番	石田尾　茂　樹　君		

１．欠席議員（１名）

４番　　中　馬　慎一郎　君

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久　君	議事調査係長	岩　川　さほり　君
議事調査係	小　池　祐　士　君		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治　君	教育長	塩　川　文　博　君
副町長	日　髙　　豊　君	会計課長兼会計管理者	塚　田　美　恵　君
総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長	岩　川　茂　隆　君	政策推進課長	三　角　謙　二　君
観光まちづくり課長	泊　　光　秀　君	町民課長兼地域住民課長	鶴　田　洋　治　君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日　髙　孝　之　君	健康長寿課長	塚　田　賢　次　君
生活環境課長	計　屋　正　人　君	産業振興課長	松　田　賢　一　君
建設課参事	眞　邉　満　久　君	電気課長	内　田　康　法　君
教育総務課長	長　　美佐子　君	社会教育課長	泊　　竜　二　君
監査委員事務局長	中　村　一　久　君		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

本日の会議に、欠席届が出ております。中馬慎一郎議員です。親族の葬儀のためです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第１、町長の行政報告を行います。これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和６年第１回屋久島町議会定例会最終日を迎えるに当たり、会期中に報告すべき内容がございましたので、御報告いたします。

３月12日に在福岡アメリカ領事館首席領事らが来庁され、オスプレイ救難救助への協力に謝意が示されたところです。また、米軍が令和６年３月８日にプレスリリースしたオスプレイの運用停止措置の解除についての経緯説明を九州防衛局から受け、現在、事故調査は進行中で説明できないこともあるが、屋久島沖での事故は部品の不具合が原因であり、その部品を特定している。このことから、その不具合部品の改善と安全確認の変更によって運航の安全が確保できるため、解除に至ったとのことでありました。

なお、この発表は防衛省も同じオスプレイを運用しているため、米軍から詳細な情報提供を受け、前例のないレベルでやり取りを行い、決定をしたとのことです。

また、事故周辺海域の水質検査等の環境影響調査は、現在、分析中で、３月末の終了に向けて進めていることも説明を受けたところです。

私は、口頭ではありましたが、再び命を落とす事故がないよう、万全の安全対策を講じるよう強く求め、不要な屋久島近隣を飛行してほしくないこと、正式な事故調査結果や飛行スケジュールの情報提供を要請したところです。

さらに、九州防衛局が３月14日に再び来庁し、飛行再開についての説明がなされました。先日の説明のとおり、事故原因を特定し、その原因対策に対する安全対策を講じることで安全に再開できると判断していることを理由に再開することとなった。また、14日に沖縄において飛行を再開したことについては、空港周辺での安全対策の教育を目的にしたものである。今後、段階的に任務に復帰する予定とのことでした。

私からは、安全が確保されているといえども、町が要請している事故調査や環境影響調査の結果報告がなされず、いまだ町民にも不安や不信があることにもかかわらず、言わば詳細が分からず、うやむやに了解したとは言えない。不要な屋久島近郊での飛行が

ないよう要請をしたところです。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△　日程第２　議案第11号　屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定について

△　日程第３　議案第12号　屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について

△　日程第４　議案第13号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△　日程第５　議案第14号　屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

△　日程第６　議案第15号　屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正について

△　日程第７　議案第16号　屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△　日程第８　議案第17号　屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△　日程第９　議案第18号　屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正について

△　日程第10　議案第19号　屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

△　日程第11　議案第20号　屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△　日程第12　議案第21号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

△　日程第13　議案第22号　屋久島町営旭牧場条例の一部改正について

△　日程第14　議案第23号　屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について

△　日程第15　議案第24号　屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について

△　日程第16　議案第25号　屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

△　日程第17　議案第26号　屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について

△　日程第18　議案第27号　屋久島町教育支援委員会条例の一部改正について

△　日程第19　議案第28号　屋久島町給水条例の一部改正について

△　日程第20　議案第29号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

△　日程第21　議案第30号　令和６年度屋久島町一般会計予算について

△　日程第22　議案第31号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

△　日程第23　議案第32号　令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

△　日程第24　議案第33号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

△　日程第25　議案第34号　令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

△　日程第26　議案第35号　令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

△　日程第27　議案第36号　令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

△　日程第28　議案第37号　令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

△　日程第29　議案第38号　令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

△　日程第30　議案第39号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第２、議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定についてから、日程

第30、議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの29件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました、令和６年第１回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第21号、議案第27号、議案第30号、議案第38号の条例案５件、予算案２件及び陳情案１件の計８件でありました。

また、継続審査となっておりました陳情１件、請願１件についても審査を行ったところです。

議案審査に先立ち、去る３月13日、水曜日、午前９時より、栗生小学校、八幡小学校の現地調査を行い、午後１時30分より議会第１委員会室において、関係課長、事務局長に出席を頂き審査を開始いたしました。

それでは、まず、議案第13号については、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号については、委員より、具体的にはどのようなことかとの質疑に対し、担当課長より、現在、個人番号の利用や情報の提供については条例で定めているが、今回の改正により範囲が広がるため、その事務手続が記載されているとのことであった。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号について、委員より、会計年度任用職員が固定化することにより、正規職員を減らして会計年度任用職員を増やすことにはならないかとの質疑に対し、一般職、正規職員を減らして会計年度任用職員を増やすということは基本的には考えていない。また、会計年度任用職員を減らしながら、一般職員については一定数を確保していくというのが町の考え方であるとのことも示されました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号では、委員より、最高限度額の該当者は何名ぐらいかとの質疑に対し、担当課長より、シミュレーションとしては、昨年、一昨年と５名ほどであったが、あまりこの限度額を上げても、該当する人は少ないのではないかと思っているとの回答であった。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、議案第27号では、委員より、保健所職員を教育支援員として任命する理由と、これまでの対応についての質疑があり、担当課長より、これまでも学識経験者としてお願いしていたが、専門員としてしっかりと明記し、条例改正をすべきであるとの考えから今回提案しているとの回答であった。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算（分割）については、多岐にわたりますので、主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入については、委員より、入湯税について利用料金の改定が示されているが、料金が上がることにより一般住民の数が減り、町の収入も減るのではないかとの質疑に対し、料金が上がることによって島民の入湯者が減れば、必然的に入湯税の収入が減ってくるという考えが示されました。

また、２名の委員より、屋久島高校寄宿舎について、設置条例と運営はどのようになるのかとの質問があり、設置条例については、受入れ状況等、流動的な部分があるので、今のところ利用料金としての対応をしたい。なお、寮母については、地域おこし協力隊と１年契約で最長３年とし、それ以降については、建物の契約更新も含め、引き続き協議をしていかなければならないとの回答でありました。

引き続き、３月14日、午前10時より、歳出についての審査を行いました。

まず、総務課所管では、委員より、公民館におけるブロードバンドの整備状況についての質問があり、担当課長より、集落から要望を受け、世帯数が400戸未満で高齢化率40％以上の集落について、月額5,000円、年額６万円の補助をし、そのほかについては、年間１万円で令和５年度より運用しているとの回答でありました。

また、熊毛地区消防組合職員の充足率についての質疑では、北分遣所において、昨年９月に退職者が１名、また、本年３月31日をもって中途退職者が１名いる。また、署長が60歳ということで、延長を希望せず退職して再任用の形を取るため、令和５年度は３名の新規採用をしたことが示されました。

次に、口永良部島出張所の職員体制と住居に関する質疑があり、担当課長より、今年度２名採用となったが、うち１名は出張所勤務で、もう１名は出張所と給食センターの管理の併任である。住居については、２名とも今度できた職員宿舎に入ることになる。また、出張所参事については定年延長の３年目であり、令和６年度で定年延長終了となるとの回答でありました。

政策推進課所管では、多目的交流センターに係る施設整備事業者選定支援事業委託費2,871万円についての質疑があり、担当課長より、屋久島町がＰＰＰ手法を導入して実

施する多目的交流センターの建設管理運営事業について、実施方法や公募資料の公表から提案審査、事業者選定、契約締結までの必要となる各種検討及び募集資料等の作成を行い、本事業を実施する民間事業者の募集から選定までのプロセスを的確に推進するための事業で、業務期間を18か月と考えているとのことが示されました。

教育委員会総務課では、委員より安房中学校グラウンドの工事内容についての質疑があり、担当課長より、水はけが大変悪く、雨の後はほとんど使えない状況のため、校庭の中の芝生を全部剝いで新しい砂を入れる。また、町の野球場側に側溝を入れ、水はけをよくすることも示されました。

次に、ニュージーランド派遣事業で、応募状況や今後の方針についての質疑があり、担当課長より、応募は16名あったが５名を派遣した。旅行会社を通じてホストファミリーをお願いし、生徒同士の交流等を行っており、高校の交流については、毎年同じ学校に行っているとのことであった。

また、委員より、ホストファミリーが５名以上受け入れることが可能となれば、人数を増やすことは可能なのかとの再質問に対し、担当課長より、予算的にも１人100万円ぐらいはかかっており、財政協議の中でも500万円かかるということもあり、５名が限度ではないかと思っているとの回答でありました。

社会教育課所管では、委員より、指定文化財の清掃業務５か所の場所についての質疑があり、担当課長より、栗生共同墓地、宮之浦の檀那墓、城ヶ平、安房のモダマ、湯泊のオオタニワタリの５か所であり、それぞれに委託契約をしているとの回答であった。

また、ほかの委員より、指定文化財の維持管理の在り方についての質疑があり、社会教育課では、年数回調査をすることとしているが、小島の現場については、ここ数年調査をしていないことから、令和６年度で町指定文化財を含め、足を運んでしっかりとした調査をしていきたいとの回答でありました。

会計課所管では、委員より、役務費の手数料に関し、指定金融機関の指定内容はどのようになっているかとの質疑があり、合併時より、種子屋久農協と契約しており、１年更新となっている。また、手数料に関する覚書がなかったことから、契約解除を申し入れ、新たに契約を締結したいとの考えが示されました。

以上の質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算についての審査では、委員より、安全統括管理者と運航管理者は誰がしているのかとの質疑に対し、安全統括管理者は担当課長で、運航管理者は担当係長であるとのことが示されました。

また、代船についての質疑があり、以前使っていた２隻については、諸般の事情によりいずれも契約に至らなかった。このことから、公募をするため、九州運輸局に情報を

求めたが、個人情報とのことで情報は得られなかった。新たに公募を行い、該当する船は見つかったが、燃料高騰を加味してほしいとのことで、以前の８万円を１万円値上げし、１往復９万円で契約をしたとの回答がなされました。

以上のことを踏まえ、討論を行った結果、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、現地調査につきましては、担当課長案内の下、栗生小学校の旧正門の現況と保存の在り方について、また、八幡小学校では、校舎の壁の経年劣化による損傷状況やトイレの現状について、地元区長、校長、教頭先生の説明を受けたところであります。対応していただいた関係者の皆様へお礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和６年第１回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第11号、12号、15号、17号、18号、19号、20号、22号、23号、24号、25号、26号、28号、29号、30号（分割）、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号、39号の条例案12件、予算案９件、その他の案２件の計23件でありました。

委員会審査は、３月13日、午前９時より、役場本庁舎第２委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け議案審査を行いました。

議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定についてでは、委員より、契約を１年とした理由は、また、人工授精業務は町の管轄ではなかったかとの質疑に対し、指定管理の契約者も初めての試みということもあり、様子を見たいということで１年契約としている。また、人工授精業務については、資格を保有している者が１名いるが、実務経験がないことから、今回、指定管理する業者にお願いする予定であるとの回答がありました。

ほか、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとお

り可決すべきものと決定しました。

議案第18号、屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号、屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号、屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正についてでは、委員より、例えば、暴力が既に起きている場合、即入居させてもらえるのかとの質疑に対し、福祉支援課と連絡を取り、住宅が空いていれば優先的に対応していきたいとの回答があった。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、屋久島町給水条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算（分割）についてでは、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、安房総合センター福祉拠点の計画も進んでいるが、子育て支援センターの現状はとの質疑に対し、オープン当初からすると利用者は若干減っており、平均して１日７名程度の利用状況である。利用者には非常に評判はよいので、今後は定期的に講座なども行っていきたいとの回答がありました。

生活環境課所管では、委員より、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業の件で、捕獲器を取りに行く場合、区長の許可をもらわないと貸出しできないことが不便だという声があるがとの質疑に対し、区長に許可を取ることは、集落内でわなをかけるといったこともあり、区長に事前に知らせることで横の連携を取ってくださいという意味が含まれている。しかし、町民からも同様の意見を頂いているので、実績のある団体につい

ては簡素化を検討していきたいとの回答がありました。

産業振興課所管では、委員より、１次産業に対する補助金、燃油、飼料等の今後の見通しはとの質疑に対し、燃油の補助に関しては、これまで国から交付金が入ってきていたが、令和６年度については、今のところ国からの交付金情報はない。必要であれば、産業振興課として産業を支える立場にあるので、予算要望していきたいとの回答があった。

さらに、委員より、今が正念場だと思う。ぎりぎりのところで踏ん張っている町民を助けてほしいとの要望がありました。

観光まちづくり課所管では、海中環境保全事業、グリーン・フィンズとはどのような事業かとの質疑に対し、グリーン・フィンズとは、世界的にダイビングやシュノーケリングなどにより、サンゴ礁や海洋生態系に与えるイメージが年々深刻化していることを受け、問題解決に向けて国連環境計画、ＵＮＥＰが始めた取組で、海洋環境の保全に取り組む事業であるとの回答があった。

建設課所管では、委員より、安房中通線の進捗状況と来年度の計画はとの質疑に対し、一番ひどかったＡコープ前は土壌改良を行い舗装している。これまでより耐久性は高まったと思う。来年度は500ｍほどの舗装工事を計画しているとの回答がありました。

また、委員より、町営住宅の維持管理の今後の考え方はとの質疑に対し、補修費については年々上がってきている。町営住宅への考え方も変わってきているように思える。まずは、空き家を使える状況に整えた後に緩和策などを検討していきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ討論を行いました。

討論では、令和４年度から継続実施している海中環境保全事業費に疑問点があり、現在確認中であり、回答を頂き、納得できる内容であることを確認してから、一般会計予算の賛否を判断したいとの反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてでは、委員より、特定保健指導の業務委託先はとの質疑に対し、厚生連である。健診自体も委託しているので、保健指導もお願いしているとの回答があった。

ほか、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてでは、委員より、島内事業所でケアマネジャーの補足率はとの質疑に対し、現在21名のケアマネジャーがおり、１人当たり25名から30名を担当してもらっている。来年からは法改正もあり、１人当たり最大45人まで担当できるようになる。今後のことは、ケアマネジャーの方々も年齢が上がってきているので、懸念事項ではあるとの回答があった。

さらに、委員より、来年の法改正に伴い、ケアマネジャーの方々への負担が心配だがとの質疑に対し、介護者の方のモニタリングについて、２か月に１回はリモートでも可能となる予定である。一番の負担は移動時間なので、リモートを取り入れることにより負担は軽減されると思う。今現在の認定率は横ばいなので、今後のことはケアマネジャーの方々と話し合って対応していきたいとの回答があった。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてでは、口永良部島への出張診療が４回から２回になって、オンライン診療で対応していくとのことだが、緊急時の対応はしてもらえるのかとの質疑に対し、カメラや心電計も配備し、診断してもらえるように計画している。緊急時の対応も可能であるとの回答がありました。

ほか、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算についてでは、委員より、被服費が２名分計上されているが、２名分だけでよいのかとの質疑に対し、過去に議会より指摘を受け予算を落とした経緯があるが、悪天候時などの作業もあるので、必要最低限で予算計上しているとの回答があった。

委員より、現場作業をする際、屋久島町のネームを入れた作業着を着用したほうが町民にも分かりやすくてよい、前向きに検討してほしいとの意見がありました。

ほか、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、３月13日に、クリーンサポートセンター内エネルギー回収廃棄物処理施設建設工事現場の現地調査を行いました。生活環境課にはお忙しい中、対応していただきありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、１件ずつ、討論、採決を行います。

まず、議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、屋久島町営旭牧場等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、屋久島町すこやかベビー出産祝金支給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、屋久島町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御

異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、屋久島町教育支援委員会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、屋久島町教育支援委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、屋久島町給水条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、屋久島町給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。11時５分から再開します。

休憩　　午前１０時４８分

再開　　午前１１時０５分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

本案に対しては、渡邊千護君外１名から修正動議が提出されました。これを本案と併せて議題とします。

まず、修正動議の説明を求めます。渡邊千護君、前へお進みください。

○８番（渡邊千護君）

８番、渡邊千護でございます。

議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算に対する修正案を地方自治法第115条の３及び会議規則17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正案の説明を申し上げます。

修正は、歳入予算のうち、款の18、項の２基金繰入金及び歳出予算のうち、款の４、項の１保健衛生費に係る経費を削除したく修正をするものであります。

修正案を順次説明いたします。

令和６年度一般会計予算書のかがみのページですが、令和６年度屋久島町一般会計予算第１条第１項中、113億7,700万円を113億6,750万円に改めます。

令和６年度屋久島町一般会計予算修正に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款の18繰入金、項の２基金繰入金、金額９億2,969万2,000円を９億2,019万2,000円に改めます。したがって、歳入合計金額113億7,700万円を113億6,750万円に改めます。

歳出につきましては、款の４衛生費、項の１健康衛生費、金額６億4,243万5,000円を６億3,293万5,000円に、したがって、歳出合計金額113億7,700万円を113億6,750万円に

改めます。

なお、この金額の修正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の修正内容は、修正案に添付している令和６年度屋久島町一般会計予算修正に関する説明書のとおりでございますので、お目通しをお願いします。

それでは、提案理由を申し上げます。

令和６年度に実施する予定の海中環境保全等事業は、令和４年度から３か年計画で続けられており、水環境の保全と創造を行うため、屋久島の自然環境の保全と活用に取り組むという事業方針については評価ができるものであり、その事業計画には賛成の立場であります。

しかしながら、本定例会に提案された事業計画について、担当の観光まちづくり課で詳しく事情を聞くと、予算案を提案するまでの過程において、複数の疑義や問題があることが分かったため、本修正案を出すことにいたしました。

まず、第１の問題は、本事業の予算案を作成するに当たり、担当課が複数の業者から参考見積りを取っていないことです。本予算案では、総事業費を950万円とした上で、国際的なダイビングガイドライン、グリーン・フィンズの導入と推進に700万円、人件費に130万円、そのほかの経費に70万円、関連ウェブサイトの管理費に50万円をそれぞれ計上しています。

ところが、担当課長に経緯を尋ねたところ、予算案の詳細を決めるに当たり、どこの業者からも参考見積りを全く取っていないことが分かりました。さらには予算案が可決された後、４月以降に複数の業者から参考見積りを取る予定だということでした。

公共事業の予算案を作成する場合、まず初めに複数の業者から参考見積りを取り、それを踏まえて適正な予算額を決めることは、行政機関にとっては基本中の基本であります。

担当課長によると、本予算案の作成に当たっては、過去２年間にわたり本事業に関わってきたダイビング業者のオーシャナ１社からの提案を参考にしたとのことです。しかし、複数の業者から参考見積りを取ることなく、内々に特定の業者から受けた提案だけを根拠に予算案を作成することは、公金で運営される屋久島町としては絶対に許されないことは明らかです。

そして、さらに問題なのは、新年度から本事業を請け負う業者の選定方法が、これまでの特命随意契約からプロポーザル方式の競争入札に変わることです。さきに述べた業者のオーシャナは、過去２年間にわたり、再委託業者の立場も含めて、特命随意契約で独占的に本事業を請け負ってきました。しかし、担当課としては、業者選定における公平性を図ることを目的に、新年度から複数の業者が参加するプロポーザル方式の競争入札を実施することを決めています。

当然のことですが、競争入札を実施するための大前提として、入札に参加する全ての業者は、平等、公平の立場でなくてはなりません。しかしながら、先述したとおり、本事業の予算案を作成するに当たり、担当課は複数の業者から見積りも取ることなく、内々に特定の業者であるオーシャナ１社から受けた提案を踏まえて、その予算額を決めております。

このような経緯で決められた予算案を前提にした競争入札では、全ての業者の公平性を保つことは不可能であり、入札の在り方を定めた地方自治法などの各種法令に違反する可能性もあります。

以上の経緯を踏まえると、今、提案されている本事業の予算案は、特定の業者だけを優遇した極めて不平等なものであると言わざるを得ません。さらには、町役場と特定業者の癒着を指摘され、官製談合を疑われるおそれもあります。

本事業の海底・海岸清掃の事業については、６月定例会以降に補正予算案が提案される予定です。また、先行して予算案が出されたグリーン・フィンズの事業は、持続可能な形で実施されることが重要です。一刻も早く実施すべき緊急性が高いものではありません。

これらの状況を踏まえ、本定例会に提案されたグリーン・フィンズの事業の予算案については、まずは平等、公平かつ適正な形で予算案を作成し直すことを求めます。

そして、海底・海岸清掃事業の予算案と一緒に、６月定例会以降に補正予算案として提案することを担当の観光まちづくり課に対して強く要望させていただきます。

つきましては、同僚議員の皆様に公平公正な行政運営を実践していくためにも、本修正案に御賛同いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算修正案について討論を行います。

まず、原案に賛成の者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○５番（眞邉真紀君）

修正案に賛成の立場で討論いたします。

私も提案者と同様に、海中環境保全事業そのものには賛成の立場です。しかしながら、令和６年度に実施予定のグリーン・フィンズの導入における予算案を提案するに当たっての経緯に問題があることが分かりました。

今年度、特命随意契約をしている業者から内々に提案を受け、それだけを材料に予算計上しており、そのような状況では平等・公平な競争入札の実施は不可能です。担当課も、この業者が請け負う可能性があると言っておられました。これでは、特定の業者と癒着をしていると言われても否定できない状況です。

複数の業者から見積りを徴するなどの適切な措置を取った上で、今後、提案予定とされている海底清掃の予算と併せて、６月定例会以降に再度提案することを要望いたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算案について採決を行います。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する渡邊千護君外１名から提出された修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第30号、令和６年度屋久島町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和６年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和６年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和６年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和６年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和６年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和６年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

△　日程第31　同意第１号　屋久島町教育長の任命について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、同意第１号、屋久島町教育長の任命についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和６年第１回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、同意案１件であります。

同意第１号、屋久島町教育長の任命につきましては、本年３月31日付で辞職される塩川教育長の後任に、石田尾行徳氏を教育長として在任期間の令和６年12月25日までの間、選任したいと存じますので、議会への同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○１４番（渡邉博之君）

恐らく、まだお顔も拝見していない方、どこのどういう方かというのも分からないまま賛同するということにもなかなかいかないので、幾つかお尋ねをしたいのですが、合併以来、町の教育長というのは、島外からの方にお願いをしてやってきた。その都度、町内にそういう人材はいないのかという疑問を持ちながらも対応してきたわけですけれども、現教育長、これまで本当に御苦労さまでした。教育長のことを言っているわけではありませんけれども、やはりそういうものがあります。選ぶ者として。何か責任感を非常に感じるのですが、まず一つは、この方はどういう方かの紹介をもう少し具体的にしていただきたいということと、それから、町内にそういう適材者がいなかったのか、島内にはいなかったのか、この２点をぜひお聞かせいただきたい。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が申されるとおり、教育長を今まで合併以来、島外の方にお願いをしてきた。その当時も地元のそういう人はいないのかということは、私自身もずっと思っております。だけど、なかなかそういう、あるいは小中高の校長経験者で、そういう教育行政で地元にいる方がなかなかいらっしゃいませんでした。

現在、ここに来て、地元のそういう方が何名かいらっしゃいます。石田尾さんというのは宮之浦の方です。もうちょっと言うと、ゆかり幼稚園の園長のお兄さんです。経歴にも書いてあるように、屋久島高校からですから、小学校、中学校、高校は屋久島を出ているわけです。そういう方が地元からいらっしゃったので、今度この方にお願いをしようということで提案をしているわけです。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第１号は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第１号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、同意第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

同意第１号、屋久島町教育長の任命について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第１号、屋久島町教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、同意することに決定しました。

△　日程第32　令和５年請願第２号　モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第32、令和５年請願第２号、モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）の配備を求める請願についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

産業厚生常任委員会に付託された令和５年請願第２号、モバイルチリメーサ配備を求める請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本件は、令和５年第３回定例会において本委員会に付託された案件ですが、管理や運用方法、費用対効果など、他地域の実態調査が必要などの理由により継続審査となっていたものであります。

３月14日、役場本庁舎第２委員会室において審査を行いました。

委員より、他地域の現状についての説明があり、討論を行ったところ、反対討論では、他地域の設置型の運用と比べ今回の請願の希望する屋久島での移動式での運用というのは難しいのではないか。新しい処理施設も建設中なので、海岸漂着物処理の可能性も調査、研究していく必要がある。

また、海岸漂着物は県の管理であり、基本的に町は協力体制となっているとの討論が

ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、不採択とすることと決定しました。

なお、今後、所管課である生活環境課では、口永良部島での活用を調査、研究してほしいとの意見があったことをお伝えしておきます。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、令和５年請願第２号、モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和５年請願第２号、モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

令和５年請願第２号、モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△　日程第33　令和５年請願第５号　防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第33、令和５年請願第５号、防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限として、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳君）

継続審査となっておりました令和５年請願第５号、防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会審査は、去る３月14日午後より、議会第１委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず、議員間の意見交換で、委員より、拡声器がうるさいという声もあるが、緊急時や非常時の際の町民への重要な伝達機関であり、大変大事な放送であり理解をしてほしいとの意見や、防災行政無線と集落内放送を混同しているように感じているとの意見も出されました。

また、区長会へも投げかけたが、特に意見はなかったとも聞いているとの意見も出されました。

討論、採決の結果、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和５年請願第５号、防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和５年請願第５号、防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願についてを採決

します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

令和５年請願第５号、防災行政無線の屋外拡声器を使っての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△　日程第34　令和５年陳情第３号　屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第34、令和５年陳情第３号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について、第２、第３の項目を議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

産業厚生常任委員会に付託された令和５年陳情第３号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について、第２号、第３号の項目の審査経過と結果を報告いたします。

本件は、令和５年第１回定例会において本委員会に付託された案件ですが、他の住民の意向確認が必要などの理由により継続審査となっていたものです。

３月14日、役場本庁舎第２委員会室において審査を行いました。

討論を行ったところ、反対討論では、令和６年度予算にも計上されている検討委員会の設置が計画されています。検討委員会の動向を注視していくほうがよいとの討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、不採択とすることを決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和５年陳情第３号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について、第２、第３の項目の討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和５年陳情第３号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について、第２、第３の項目を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

令和５年陳情第３号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について、第２、第３の項目を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△　日程第35　令和５年陳情第６号　安房総合センター大ホールの存続と維持管理について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第35、令和５年陳情第６号、安房総合センター大ホールの存続と維持管理についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳君）

令和５年陳情第６号、安房総合センター大ホールの存続と維持管理についての審査の経過と結果を報告いたします。

委員会審査は、去る３月14日午後より、議会第１委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず、議員間での意見交換では、委員より前回は宮之浦のアリーナ構想があり継続としていたが、大は小を兼ねるという言葉の反対の小は大を兼ねるもありと思っている。アリーナ構想が検討中であることも分かるが、南部の人たちはこの規模のホールを重宝してきており、なくしてほしくないといった意見や、アリーナ構想について宮之浦にもう１か所造るという町の説明はなかったので、安房は今までどおりだろうと理解をしていたとの意見も出されました。

また、町の方針が見えていない上、予算的なものも明確に出されていない。維持管理や改修に係る予算的なものがある程度見えた上で進めていくべきではないかとの意見も出されました。

討論、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和５年陳情第６号、安房総合センター大ホールの存続と維持管理について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和５年陳情第６号、安房総合センター大ホールの存続と維持管理についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

すみません、10分間休憩します。12時から再開します。

休憩　　午前１１時４９分

再開　　午後　零時００分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

電子採決の結果、賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第１項の規定によって、議長が、令和５年陳情第６号、安房総合センター大ホールの存続と維持管理についてを採決いたします。

この件については、議長は不採択と採決します。

以上です。

△　日程第36　令和６年請願第１号　児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第36、令和６年請願第１号、児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

産業厚生常任委員会に付託された令和６年請願第１号、児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

３月13日、役場本庁舎第２委員会室において、福祉支援課長に出席いただき、執行部としての意見を伺い、審査を行いました。

本件については、本定例会において同僚議員が一般質問したこともあり、町長としても導入についての検討をしていくとの答弁があったものです。

委員より、回数制限を設けないように希望するとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、採択することと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、令和６年請願第１号、児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和６年請願第１号、児童の島外医療機関受診旅費・宿泊費の助成を求める請願について採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△　日程第37　令和６年陳情第２号　川内原発の20年延長に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第37、令和６年陳情第２号、川内原発の20年延長に関する陳情についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳君）

令和６年陳情第２号、川内原発20年延長に関する陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会審査は、去る３月14日午後より、議会第１委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず、議員間での意見交換を行い、委員より、今回の能登半島地震を教訓に川内原発に置き換えたとき幾つかの問題点もあり、もう一度見直し改めて再調査をすべしとの意

見や、火力エネルギー等が高騰する中で水力や風力等の自然エネルギーで賄えるのかといった意見も出されました。

討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○１４番（渡邉博之君）

委員長に確認をしたいと思いますが、原発に代わるエネルギーで、私は自然エネルギー、太陽、風力、そういったものを活用して日本の電源は賄えるということを委員会の場で発言したということは確認していただけますか。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邉博之君、質疑です。

○１４番（渡邉博之君）

だから、そのことを確認しています。報告がなかったから。（発言する者あり）

○議長（石田尾茂樹君）

すいません。自分の委員会なので。

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和６年陳情第２号、川内原発の20年延長に関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○１４番（渡邉博之君）

私は、委員会で採択ということについて、反対の立場でね。（発言する者あり）

○議長（石田尾茂樹君）

陳情に反対です。

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。（発言する者あり）賛成。

まず、反対者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○１４番（渡邉博之君）

私は、この陳情に賛成する立場で討論を行います。

御承知のとおり、能登半島地震は震度７、そして活断層は150km連動する、またメートル級での隆起、専門家が驚くような地震でした。この地震の前に既にゴーサインが出されていた川内原発については、ここで一度立ち止まって、もう一度審査する、これは当然のことではないかと思います。

川内原発の基準について、国は、震度６、そして地震動687ガルというふうに対応表を作成しています。それ以上は危険だという認識を国は持っている。ところが、震度６以上の地震が川内原発近郊で起きないという科学的な根拠はどこにもありません。

思い出されるのは熊本地震です。もし、あの規模が川内原発の近くで起きたときに、地震動の連動が大きくなれば、当然、そう離れていない川内原発にも大きな影響が出ることは誰が考えても明らかであります。

こういう危険なことが分かった以上、私は、顧みることは、今、大事だというふうに思います。

さらに、使用済核燃料の置場も、これまでの青森県の六ヶ所村、ここではもう貯蔵ができない、絶望視されている。そうなると、川内原発で使った使用済核燃料は川内原発の敷地内に保留しなければいけないということになります。ますます県民にとっては危険な状況になっています。

原発は危険と分かっているのになぜ政府は固執するのか、それは１基5,000億円と言われる原発建設、ここには電力会社、ゼネコン、銀行、アメリカはウランを日本へ輸出、政治家は原発推進政策、その裏で電力会社やゼネコンからの企業献金、こういう利権構図があります。

私たちはここも見ながら、川内原発で事故が発生したら、私たちの町も決して無縁では済まない。直接的な放射能汚染の可能性はもちろん、観光など、長期にわたってその影響は続き、経済でも暮らしでも大打撃を受けることは必至です。自然遺産を擁し屋久島憲章を掲げる屋久島はもちろん、地震国日本にあって、危険な原発とは絶対に相入れない。

私は、ここで屋久島町の議会の良識をぜひ示していただきたい、賛成をしていただきたいということを申し上げて討論といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和６年陳情第２号、川内原発の20年延長に関する陳情書についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

令和６年陳情第２号、川内原発の20年延長に関する陳情書についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

賛成少数です。したがって、本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△　日程第38　発委第１号　パレスチナ・ガザ地区での即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第38、議会運営委員長から提出の発委第１号、パレスチナ・ガザ地区での即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（日髙好作君）

提案理由につきましては、決議文を読んで代えさせていただきます。

パレスチナ・ガザでの即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）。

イスラム組織ハマスによるイスラエルへの無差別攻撃を契機に戦闘が始まり５か月が経過した。

双方の応酬により、パレスチナ自治区ガザ地区において深刻な人道危機が続いており、

国連安全保障理事会では、少なくとも人口の約４分の１にあたる57万６千人が「飢餓にあと一歩という状況にある」と報告があり、特に子どもたちに大きな犠牲が生じていることが報じられている。

このような事態を受け、国連等ではガザ地区における即時停戦や全ての人質解放、人道支援再開を求める声明を発表し、決議を採択している。

世界恒久平和の実現を願う本町議会でも、国際法に基づき、一日も早い事態の平和解決と停止されている人道支援再開を強く求める。

以上、決議する。

令和６年３月21日、屋久島町議会。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、発委第１号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○１４番（渡邉博之君）

この決議そのものには、もろ手を挙げて賛成です。今、ガザの状況、本当深刻で、１つには、停戦の話が出つつ、起きつつあるということでは、そのことを後押しする決議になると思います。

ただ一つ、内容において、人命に対する状況が書かれておりません。私は、最近の新聞を見ますと、３万人を超えたと、死者がですね。そのこともぜひ一文入れていただければ、大変すばらしい内容になるというふうに思っております。検討をお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○議会運営委員長（日髙好作君）

大体似たような内容ではあると思うんですけど、飢餓状態、少なくとも子供たちが餓死することが現状に起きているというようなことで、人命については、この中にもあると思いますけど、またそういう文言が必要ということであれば、検討。

検討はもう、すいません、決議文ですので、この中に含まれているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○１４番（渡邉博之君）

ちょっとしつこいかもしれませんけれども、３万人というのは戦争による犠牲。飢餓というような、そういう問題じゃなくて、直接、戦争によって死んだ人命が３万人というのは、私はやっぱり大きな、決議の中でも地位を占めるんだろうと。その残虐性が一層明らかになる力強い決議文になるんじゃないかなという、そういう思いで提案をした

んですが。やっぱり今の理由でこれを避けますか。

○議会運営委員長（日髙好作君）

先程申し上げましたように、この決議文の中にそういうものも含まれるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○７番（岩山鶴美君）

細かいことを言うようですが、やはりこういう大事な決議文でありますので、文言の中にある、「ガザ」なのか、「ガサ」なのか、きちんと言葉を正しくしていただきたいと思います。

以上です。

○議会運営委員長（日髙好作君）

誤字とかあるようでしたら、また確認をして、きちっとしたものを出します。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

ただいまの、軽微な文言の訂正なので議決は求めないということで、それで了承ください。質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第１号、パレスチナ・ガザ地区での即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第１号、パレスチナ・ガザ地区での即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第１号、パレスチナ・ガザ地区での即時停戦と人道支援再開を求める決議（案）については、原案のとおり可決されました。

△　日程第39　発委第２号　専決事項の指定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第39、議会運営委員長から提出の発委第２号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第２号については、会議規則第39条第３項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第２号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第２号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第２号、専決事項の指定について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、発委第２号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第２号、専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

△　日程第40　屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第40、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○屋久島町議会議員定数等調査特別委員長（榎　光徳君）

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の調査結果について報告いたします。

当委員会は、令和４年９月の第３回定例会において設置をされたものですが、令和５年２月までの経過につきましては、同年９月の第３回定例会の中で中間報告を行ったところであります。

その後、令和５年12月に開催した第３回の特別委員会において、これまでの議論を踏まえ、委員各位の考え方はほぼ固まっているとはいえ、諸般の情勢に鑑み、いま一度、町民の声を反映させるべく意見交換を持つべきとの声が多数出されました。このことから、去る２月６日から９日にかけて開催された町民との意見交換会の中でテーマの一つとして定数問題を掲げ、意見収集を行ったところであります。

これらを踏まえ、２月27日に開催された第４回特別委員会では、最終的な意見集約を行い、結論を見いだすこととといたしました。

採決では、まず現状維持に賛成か減ずるかの採決を行い、賛成６、反対９となったことから、減ずることに決定いたしました。

次に、現在の16から２名減の14とすることに賛成か反対かを採決し、賛成12、反対１、棄権２となり、賛成が多数を占めたことから、屋久島町議会議員定数については14とすることに決定をいたしました。

なお、委員会の決定を受け、議員発議により、屋久島町議会議員定数を定める条例の改正案を提出することといたしました。

最後に、当委員会では、１つ、今後の議員定数については、社会情勢の変化や人口動態の推移を見極める必要はあるものの、当面の間は現状を維持する、２つ、若者等の議員参画への機会を促進する上から、議員報酬等の在り方等についても議論を深めていくこととする、３つ、議会基本条例を遵守し、議員自ら研鑽に努めることとする、以上の３点を附帯意見とすることを申し添えます。

以上で、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

委員長の報告であります。

質疑は省略いたします。

△　日程第41　発議第１号　屋久島町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第41、榎光徳君ほか２名から提出の発議第１号、屋久島町議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発議第１号については、会議規則第39条第３項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発議第１号については、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第１号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第１号、屋久島町議会議員定数条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○１４番（渡邉博之君）

私は、定数削減について反対の立場で討論を行います。

これまで委員会で多くの議論も重ねてきていますが、私の記憶では、定数削減について、削減を求める意見はその場ではほとんど聞かれませんでした。私の周りに削減すべきという声はほとんどない。行政区域の広いところを人口の規模だけで単純に定数を論ずるのはいかがかなど、現状維持をむしろ求める議論が多数だっただけに、この結果については驚天動地の思いです。

これらの認識はどうなったのか、なぜ変わったのか、その説明も議論もなく、いきなりの採択でした。

潮目は住民の皆さんと議会の意見交流会にあったと思います。ならば、その意見を検証する必要があったはずですが、その要望は無視をされ、結論を急ぐだけの委員会の判断は不完全燃焼と表する以外ありません。

しかも、このテーマについては陳情書も出されました。不採択としたものの、その内容は議会の充実を願う誠意あるものと受け取るのは当然です。

ここには、定数、報酬、議会の在り方など、全般にわたって問題提起がなされています。不採択だからと無視することは議会の傲慢につながります。結果として、定数削減だけの結論を出した委員会とのそしりは免れません。

定数削減の結果は、議会自ら、自分の首を絞めることになります。

住民の皆さんとの意見交流会では、議員の姿が見えないという理由で、定数削減すべきとの意見も複数ありました。これはこれで謙虚に受け止めなければなりませんが、定

数削減は、ますます議員の姿が見えなくなり、この声を一層高めていくことになるのではないでしょうか。まさに削減のスパイラルへ導いていくことになるのではないでしょうか。

我々議員は誰よりも議会を愛し、その存在を高めることに協働の力を合わせなければなりません。今回の結果はその力を弱めることになり、議会不要論につながりかねないことを指摘して私の討論といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邉博之君、意見交流会ではありません。意見交換会です。訂正してください。

ほかに。

賛成者の発言を許します。

○１５番（大角利成君）

賛成の立場で申し上げます。

これまでも特別委員会で議論をしてきましたし、委員の皆様の御提案もありまして町民との意見交換会を開催し、その結果も踏まえて、先般、委員会で議論し、結論を出したというふうに私は受け止めております。

その結果、このような提案がなされておりますので、私は十分議論がされたという立場から賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、発議第１号、屋久島町議会議員定数条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第１号、屋久島町議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△　日程第42　議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第42、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△　日程第43　閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第43、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和６年第１回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉　会　　午後　零時３４分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員